

目 次

津市条例

津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市市税条例の一部を改正する条例

津市規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

津市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市自治会等交付金交付規則の制定

津市美里水源の森の管理に関する規則

津市モーターボート競走場キャッシュレスサービス実施規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

三重短期大学の組織に関する規則等の一部を改正する規則

津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定

津市公印規則の一部を改正する規則

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止する規則

津市訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市告示

公示送達

津都市計画の変更

亀山都市計画の変更

放置自転車等の撤去及び保管

個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額

市道路線の区域変更

平成30年度地籍調査の実施

住民票の職権消除

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市森林整備計画変更計画書の樹立

市道路線の供用開始

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

津市コンビニエンスストア収納事務業務委託における国民健康保険料の徴収事務の私人委託

認可地縁団体の告示事項の変更

市税の収納事務委託契約締結

財政公表

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

都市公園の設置及び供用開始

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業管理規程

津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程

津市消防本部訓令

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会規則

教育委員会関係津市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則の一部を改正する規則

津市学校運営協議会規則の全部を改正する規則

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

三重県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所

三重県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における候補者届等の書類提出場所

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における不在者投票の時間

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票所の開閉時間

津市榊原財産区議会議員選挙における当選人

三重県知事選挙における期日前投票所の決定

三重県知事選挙における期日前投票所の開閉時間

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県議会議員選挙における期日前投票所の決定

三重県議会議員選挙における期日前投票所の開閉時間

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の決定

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票の場所及び日時

三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任

津市公平委員会規則

津市管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 号

津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 災害発生時における広域避難等の災害応急対策に係る拠点及び住民の避難場所とするとともに、防災学習及び住民の地域活動の拠点として供し、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 津市津南防災コミュニティセンター

(2) 位置 津市半田 3 2 4 9 番地 1 1

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の優先)

第 5 条 センターを災害発生時における広域避難等の災害応急対策に係る拠点又は住民の避難場所とするために使用するときは、他のいかなる場合の使用

より優先する。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

（使用料）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

（権利譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復し

なければならない。

（損害賠償の義務）

第 13 条 利用者その他センターを利用する者（以下「利用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（利用者等に対する指示）

第 14 条 市長は、センターの管理上必要があるときは、利用者等に対し指示をすることができる。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 センターの使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 7 条関係）

センターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
大ホール A	2 , 8 0 0	2 , 8 0 0	3 , 4 0 0	7 , 1 0 0
大ホール B	2 , 8 0 0	2 , 8 0 0	3 , 4 0 0	7 , 1 0 0
会議室 A	9 0 0	9 0 0	1 , 1 0 0	2 , 3 0 0
会議室 B	9 0 0	9 0 0	1 , 1 0 0	2 , 3 0 0
多目的研修室	8 0 0	8 0 0	1 , 1 0 0	2 , 1 0 0
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、この表に定める使用料の 10 分の 3 の額を加算する。				

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 5 号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 6 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4
3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

幼稚園薬剤師及び幼保連携型認定こども園薬剤師	年額 157,000 円以内	を
------------------------	----------------	---

幼稚園薬剤師及び幼保連携型認定こども園薬剤師	年額 157,000 円以内	に、
学校運営協議会委員	日額 1,000 円	

「地方自治法」を「前各項に掲げる者以外の地方自治法」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき理由を生じた報酬については、なお従前の例による。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 7 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 18 年津市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 用途地域等における建築等の許可の項を次のように改める。

用途地域等における建築等の許可	1 件につき	公開による意見の聴取及び建築審査会の同意を要する場合 180,000 円
		公開による意見の聴取及び建築審査会の同意を要しない場合 120,000 円
		建築審査会の同意を要しない場合（公開による意見の聴取を要しない場合を除く。） 140,000 円

別表第 10 既存の一の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定の項及び既存の一の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定の変更認定の項中「建築物を」を「建築物について」に、「改修する」を「増築等を含む工事を行う」に改め、同表に次のように加える。

既存の一の建築物について段階的に用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定	1 件につき	27,000 円
既存の一の建築物について段階的に	1 件につき	27,000 円

用途の変更に伴う 工事を行う場合の 制限の緩和に係る 認定の変更認定		
建築物の用途を変 更して一時的に興 行場等として使用 する場合の制限の 緩和に係る許可	1 件に つき	1 2 0 , 0 0 0 円
建築物の用途を変 更して一時的に特 別興行場等として 使用する場合の制 限の緩和に係る許 可	1 件に つき	1 6 0 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 8 号

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例（平成 30 年津市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 15 条関係）

設備器具の利用料金の上限額

単位 円

名称		区分	利用料金
舞台設備器具	所作台	1 式（化粧 ^{がまち} 框を含む。）	5,000
	平台	1 台	150
	蹴込み	1 式	500
	松羽目	1 式	2,000
	金びょうぶ	1 双	1,500
	銀びょうぶ	1 双	1,500
	鳥の子びょうぶ	1 双	1,500
	めくり台	1 台	100
	指揮者台	1 台	300
	指揮者用譜面台	1 台	200
	楽士用譜面台	1 台	100
	姿見	1 台	200
	地がすり	1 式	1,000
	紗幕 ^{しゃ}	1 張	1,000
	毛せん	1 枚	200
	長座布団	1 枚	200
	上敷	1 枚	250
	司会者台	1 台	300
	演台	1 台（花台を含む。）	700
	音響反射板	1 式（天井反射板ライトを含む。）	6,000
	オーケストラピット（前舞台）	1 式	5,000
	仮設花道（上手）	1 式	1,500
	仮設花道（下手）	1 式	1,500
	バレエマット	1 式	3,000
	スクリーン（ときの風ホール）	1 式	1,000
	スクリーン	1 式	800
照明設	フットライト（移動型）	1 台	100

備器具	ロアーホリゾントライト	1 系統	250
	ボーダーライト	1 系統	200
	アッパーホリゾントライト	1 系統	500
	センターピンスポットライト	1 台	1,000
	スポットライト	1 キロワットにつき	200
	エフェクトマシン	1 台	500
	波マシン	1 台	500
	ミラーボール	1 台	600
	L E D パーライト	1 台	500
	L E D スポットライト	1 台	200
音響設備器具	録音再生機器	1 台	500
	録音再生機器（バンドルーム用）	1 台（1 回当たり）	500
	移動用スピーカー	1 式	1,000
	コンデンサーマイクロホン	1 本	800
	ダイナミックマイクロホン	1 本	500
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	1,000
	3 点つりマイクロホン装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1,000
	サブミキサー	1 式（コードを含む。）	500
その他の設備器具	拡声装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1,500
	プロジェクター（ときの風ホール用）	1 式	3,000
	プロジェクター（アートスペース用）	1 式	2,000
	映像再生機器	1 台	200
	移動用プロジェクター	1 台	1,000
	移動用スクリーン	1 式	500
	移動用 P A セット	1 式	1,000
	フルコンサートグランドピアノ	1 台（調律料を除く。）	6,000

展示台	1 台	100
展示パネル(3 連)	1 枚 (ライトを含む。)	300
展示パネル	1 枚 (ライトを含む。)	100
展示用スポットライト	1 個	100
茶道用具	1 式	1,000
電源コンセント	1 キロワットにつき	100

〔 備考 〕

- 1 利用料金 (録音再生機器 (バンドルーム用) に係る利用料金を除く。以下この表において同じ。) は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 10 時までを単位とする。
- 2 スポットライト及び電源コンセントの使用電力に 1 キロワット未満の端数があるとき、又は使用電力が 1 キロワット未満であるときは、これらを 1 キロワットとする。
- 3 活動施設で使用する場合における利用料金については、1 時間を単位とし、1 時間当たりの利用料金は、当該利用料金の 3 分の 1 の額 (10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額) とする。
- 4 活動施設で使用する場合における設備器具の使用時間が 1 時間に満たないときの当該使用時間は、1 時間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 9 号

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 9
4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

ハーモニーホールの施設使用料

単位 円

時間区分 使用区分									
				午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後10 時まで	午前 9 時から 午後10 時まで
ハーモニーホール	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	一般使用の場合	7,000	10,000	14,000	17,000	24,000	31,000
			営利又は宣伝を目的とする場合	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000
	入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	8,000	12,000	17,000	20,000	29,000	37,000
			入場料等1,000円を超え3,000円以下	9,000	13,000	18,000	22,000	31,000	40,000
			入場料等3,000円を超える	11,000	15,000	21,000	26,000	36,000	47,000
		営利又は宣伝を目的とする	入場料等1,000円以下	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000
			入場料等1,000円を超	18,000	25,000	35,000	43,000	60,000	78,000

		場合	え3,000 円以下						
			入場料 等3,000 円を超 える	21,000	30,000	42,000	51,000	72,000	93,000
土曜 日、 日曜 日又 は休 日の 使用	入場 料等 を徴 収す る場 合	一般使用の 場合		9,000	14,000	19,000	23,000	33,000	42,000
		営利又は宣 伝を目的と する場合		18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000
		一般使用の場 合	入場料 等1,000 円以下	11,000	17,000	23,000	28,000	40,000	51,000
			入場料 等1,000 円を超 え3,000 円以下	12,000	18,000	25,000	30,000	43,000	55,000
			入場料 等3,000 円を超 える	14,000	21,000	29,000	35,000	50,000	64,000
		営利 又は 宣伝 を目 的と する 場合	入場料 等1,000 円以下	18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000
			入場料 等1,000 円を超 え3,000 円以下	23,000	35,000	48,000	58,000	83,000	106,000

				入場料 等3,000 円を超 える	27,000	42,000	57,000	69,000	99,000	126,000
--	--	--	--	----------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 使用の許可を受けた時間を超える使用は、施設の使用に関し支障がない限り、1時間を限度として認めることとし、その超過に係る使用料は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあつては、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - (1) 時間区分 時間区分 の使用料の10分の3の額
 - (2) 時間区分 及び 時間区分 の使用料の10分の3の額
 - (3) 時間区分 、 及び 時間区分 の使用料の10分の3の額
- 4 ハーモニーホールをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における使用料は、当該使用区分に係る時間区分の使用料の2分の1の額とする。
- 5 ハーモニーホールを練習使用（次の各号のいずれにも該当する使用をいう。以下この表及び別表第4において同じ。）する場合における使用料は、一般使用に係るものにあつては1時間（使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。以下この表において同じ。）につき600円、営利又は宣伝を目的とする使用に係るものにあつては1時間につき1,200円とする。
 - (1) 使用者以外を入場させず、客席以外の部分に限って行う舞台練習を目的とする使用であること。
 - (2) 連続する時間区分に係る使用において、本番使用を含まない使用であること。
- 6 冷暖房時の使用料については、1時間につき1,000円（練習使用の場合にあつては、500円）を加算する。

別表第 3 を削る。

別表第 2 中「第 6 条、」を削り、同表を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の
1 表を加える。

別表第 2（第 8 条関係）

ハーモニーホール附属会議施設等及び交流広場の施設使用料

単位 円

使用区分		使用時間 1 時間 当たりの使用料
アールスペース	一般使用の場合	400
	営利又は宣伝を目的とする場合	800
エントランスホール	一般使用の場合	400
	営利又は宣伝を目的とする場合	800
カルチャールーム A	一般使用の場合	100
	営利又は宣伝を目的とする場合	200
カルチャールーム B	一般使用の場合	200
	営利又は宣伝を目的とする場合	400
カルチャールーム C	一般使用の場合	100
	営利又は宣伝を目的とする場合	200
ミュージックルーム A	一般使用の場合	500
	営利又は宣伝を目的とする場合	1,000
ミュージックルーム B	一般使用の場合	200
	営利又は宣伝を目的とする場合	400
和室	一般使用の場合	100
	営利又は宣伝を目的とする場合	200
交流広場	一般使用の場合	300
	営利又は宣伝を目的とする場合	600
〔備考〕		
1 使用時間が 1 時間に満たないときの当該使用時間は、1 時間とする。		
2 冷暖房時の使用料（エントランスホール及び交流広場に係る使用料を除く。）については、当該施設使用料の 10 分の 3 の額を加算する。		

別表に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 8 条関係）

ハーモニーホールその他施設の設備器具使用料

単位 円

名称		区分	使用料
舞台設備器具	所作台	1 式（化粧 ^{がまち} 框を含む。）	1,670
	平台	1 台	50
	蹴込み	1 式	170
	松羽目	1 式	670
	金びょうぶ	1 双	500
	長胴太鼓	1 式	330
	めくり台	1 台	30
	指揮者台	1 台	100
	指揮者用譜面台	1 台	70
	楽士用譜面台	1 台	30
	姿見	1 台	70
	地がすり	1 式	330
	紗幕 ^{しや}	1 張	330
	毛せん	1 枚	70
	長座布団	1 枚	70
	上敷	1 枚	80
	司会者台	1 台	100
	演台	1 台（花台を含む。）	230
	音響反射板	1 式（天井反射板ライトを含む。）	2,000
	スクリーン	1 式	330
照明設備器具	フットライト	1 系統	30
	ロアーホリゾントライト	1 系統	80
	ボーダーライト	1 系統	70
	アッパーホリゾントライト	1 系統	170
	センターピンスポットライト	1 台	330

	ハロゲンプロジェクタースポットライト	1 台	70
	スポットライト	1 キロワットにつき	70
	オーロラマシン	1 台	270
	ディスクマシン	1 台	170
	波マシン	1 台	170
	スパイラルマシン	1 台	170
	マルチストロボ	1 台	170
	先玉	1 個	70
	ミラーボール	1 台	200
	スライドキャリア	1 台	170
	カレイドマシン	1 台	70
音響設備器具	録音再生機器	1 台	170
	移動用スピーカー	1 式	330
	コンデンサーマイクロホン	1 本	270
	ダイナミックマイクロホン	1 本	170
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	330
	3 点つりマイクロホン装置	1 式（マイクロホンを除く。）	330
	サブミキサー	1 式（コードを含む。）	170
	拡声装置	1 式（マイクロホンを除く。）	500
その他の設備器具	プロジェクター	1 台	1,000
	映像再生機器	1 台	70
	フルコンサートグランドピアノ	1 台（調律料を除く。）	4,330
	アップライトピアノ	1 台（調律料を除く。）	170
	展示用スポットライト	1 個	30
	電源コンセント	1 キロワットにつき	30
	教養娯楽室音響設備	1 式（1 回当たり）	1,000

〔備考〕

- 1 使用料（教養娯楽室音響設備に係る使用料を除く。以下この表において同じ。）は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までを単位とする。
- 2 スポットライト及び電源コンセントの使用電力に1キロワット未満の端数があるとき、又は使用電力が1キロワット未満であるときは、これらを1キロワットとする。
- 3 ハーモニーホールを練習使用する場合における使用料及びハーモニーホール附属会議施設等で使用する場合における使用料については、1時間を単位とし、1時間当たりの使用料は、当該使用料の3分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とする。
- 4 ハーモニーホールを練習使用する場合及びハーモニーホール附属会議施設等で使用する場合における設備器具の使用時間が1時間に満たないときの当該使用時間は、1時間とする。

附 則

（ 施行期日 ）

- 1 この条例は、平成 3 2 年 3 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 3 1 年 9 月 1 日から施行する。

（ 経過措置 ）

- 2 改正後の津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 10 号

津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

しらさぎホールの施設使用料

単位 円

時間区分 使用区分										
				午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後10 時まで	午前 9 時から 午後10 時まで	
ホー ル	平日 の使 用	入場 料等 を徴 収し ない 場合	一般使用の 場合	7,000	10,000	14,000	17,000	24,000	31,000	
			営利又は宣 伝を目的と する場合	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000	
		入場 料等 を徴 収す る場 合	一般 使用 の場 合	入場料 等1,000 円以下	8,000	12,000	17,000	20,000	29,000	37,000
				入場料 等1,000 円を超 え3,000 円以下	9,000	13,000	18,000	22,000	31,000	40,000
				入場料 等3,000 円を超 える	11,000	15,000	21,000	26,000	36,000	47,000
			営利 又は 宣伝 を目 的と する	入場料 等1,000 円以下	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000
				入場料 等1,000 円を超	18,000	25,000	35,000	43,000	60,000	78,000

		場合	え3,000 円以下						
			入場料 等3,000 円を超 える	21,000	30,000	42,000	51,000	72,000	93,000
土曜 日、 日曜 日又 は休 日の 使用	入場 料等 を徴 収す る場 合	一般使用の 場合		9,000	14,000	19,000	23,000	33,000	42,000
		営利又は宣 伝を目的と する場合		18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000
		一般 使用 の場 合	入場料 等1,000 円以下	11,000	17,000	23,000	28,000	40,000	51,000
			入場料 等1,000 円を超 え3,000 円以下	12,000	18,000	25,000	30,000	43,000	55,000
			入場料 等3,000 円を超 える	14,000	21,000	29,000	35,000	50,000	64,000
			営利 又は 宣伝 を目 的と する 場合	18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000
			入場料 等1,000 円を超 え3,000 円以下	23,000	35,000	48,000	58,000	83,000	106,000

			入場料 等3,000 円を超 える	27,000	42,000	57,000	69,000	99,000	126,000
楽屋 1				200	300	400	500	700	900
楽屋 2				200	300	400	500	700	900
楽屋 3				400	600	900	1,000	1,500	1,900
楽屋 4				600	800	1,300	1,400	2,100	2,700
主催者控室				300	500	700	800	1,200	1,500
シャワー室				500	500	500	500	500	500
多目的室	一般使用の 場合			1,400	2,100	3,200	3,500	5,300	6,700
	営利又は宣 伝を目的と する場合			2,800	4,200	6,400	7,000	10,600	13,400
研修室 1	一般使用の 場合			800	1,100	1,700	1,900	2,800	3,600
	営利又は宣 伝を目的と する場合			1,600	2,200	3,400	3,800	5,600	7,200
研修室 2	一般使用の 場合			800	1,100	1,700	1,900	2,800	3,600
	営利又は宣 伝を目的と する場合			1,600	2,200	3,400	3,800	5,600	7,200
研修室 3	一般使用の 場合			400	600	900	1,000	1,500	1,900
	営利又は宣 伝を目的と する場合			800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800
和室 A		一般使用の 場合		400	600	900	1,000	1,500	1,900

	営利又は宣伝を目的とする場合	800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800
和室 B	一般使用の場合	600	800	1,300	1,400	2,100	2,700
	営利又は宣伝を目的とする場合	1,200	1,600	2,600	2,800	4,200	5,400
和室 A 及び和室 B	一般使用の場合	1,000	1,400	2,200	2,400	3,600	4,600
	営利又は宣伝を目的とする場合	2,000	2,800	4,400	4,800	7,200	9,200
まちのギャラリー	一般使用の場合	300	400	600	700	1,000	1,300
	営利又は宣伝を目的とする場合	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
屋外ステージ	一般使用の場合	1,000	1,100	1,300	2,100	2,400	3,400
	営利又は宣伝を目的とする場合	2,000	2,200	2,600	4,200	4,800	6,800

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 使用の許可を受けた時間を超える使用は、施設の使用に関し支障がない限り、1時間を限度として認めることとし、その超過に係る使用料は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあつては、それぞれ当該各号

に定める金額とする。

(1) 時間区分 時間区分 の使用料の 10 分の 3 の額

(2) 時間区分 及び 時間区分 の使用料の 10 分の 3 の額

(3) 時間区分 、 及び 時間区分 の使用料の 10 分の 3 の額

4 ホールをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における使用料は、当該使用区分に係る時間区分の使用料の 2 分の 1 の額とする。

5 冷暖房時の使用料については、ホールにあつては 1 時間（使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき 1,000 円、その他の施設（主催者控室、シャワー室及び屋外ステージを除く。）にあつては当該施設使用料の 10 分の 3 の額を加算する。

別表第 2（第 7 条関係）

しらさぎホールの設備器具使用料

単位 円

名称		区分	使用料
舞台設備器具	平台	1 台	150
	蹴込み	1 式	500
	松羽目	1 式	2,000
	金びょうぶ	1 双	1,500
	めくり台	1 台	100
	指揮者台	1 台	300
	指揮者用譜面台	1 台	200
	楽士用譜面台	1 台	100
	姿見	1 台	200
	地がすり	1 式	1,000
	毛せん	1 枚	200
	長座布団	1 枚	200
	上敷	1 枚	250
	司会者台	1 台	300
	演台	1 台（花台を含む。）	700
	音響反射板	1 式（天井反射板ライトを含む。）	3,000
	スクリーン	1 式	1,000
照明設備器具	ストリップライト	1 台	100
	ロアーホリゾントライト	1 系統	250
	ボーダーライト	1 系統	200
	アッパーホリゾントライト	1 系統	500
	センターピンスポットライト	1 台	1,000
	ハロゲンプロジェクタースポットライト	1 台	200
	スポットライト	1 キロワットにつき	200
	ディスクマシン	1 台	500
	先玉	1 個	200

音響設備器具	録音再生機器	1 台	500
	移動用スピーカー	1 式	1,000
	コンデンサーマイクロホン	1 本	800
	ダイナミックマイクロホン	1 本	500
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	1,000
	3 点つりマイクロホン装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1,000
	サブミキサー	1 式（コードを含む。）	500
	拡声装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1,500
その他の設備器具	映像再生機器	1 台	200
	移動用プロジェクター	1 台	500
	移動用スクリーン	1 式	500
	フルコンサートグランドピアノ	1 台（調律料を除く。）	6,000
	セミコンサートグランドピアノ	1 台（調律料を除く。）	1,000
	展示用スポットライト	1 個	100
	華道用具	1 式	500
	茶道用具	1 式	1,000
	電源コンセント	1 キロワットにつき	100
	〔備考〕 1 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 10 時までを単位とする。 2 スポットライト及び電源コンセントの使用電力に 1 キロワット未満の端数があるとき、又は使用電力が 1 キロワット未満であるときは、これらを 1 キロワットとする。		

附 則

（ 施行期日 ）

- 1 この条例は、平成 3 2 年 3 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 3 1 年 9 月 1 日から施行する。

（ 経過措置 ）

- 2 改正後の津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 1 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「保険医療機関において」を「三重県内の保険医療機関において」に、「際に」を「際には」に改める。

第 9 条の 2 第 2 項中「市長は、」の次に「第 7 条の規定により受給資格証を提示した」を加え、「（本市の区域内に存する保険医療機関に限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条の 2 第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 2 号

津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 1 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 13 号

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 14 号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成 29 年津市
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表津市立津みどりの森こども園の項の次に次のように加える。

津市立芸濃こども園	津市芸濃町棕本 6 1 4 8 番地	2 4 0 人
-----------	--------------------	---------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

（津市立学校設置条例の一部改正）

- 2 津市立学校設置条例（平成 18 年津市条例第 232 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条第 3 号の表中

「	津市立棕本幼稚園	津市芸濃町棕本 5 1 3 2 番地	
	津市立明幼稚園	津市芸濃町林 3 2 5 番地	を
	津市立安西・雲林院幼稚園	津市芸濃町北神山 3 0 5 番地	」
「	津市立明幼稚園	津市芸濃町林 3 2 5 番地	に
			」

改める。

（津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成 26 年津市条例第 42 号）

の一部を次のように改正する。

別表津市芸濃保育園の項を削る。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 5 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条及び第 2 5 条中「 5 8 万円」を「 6 1 万円」に改める。

附則第 9 項の見出し中「平成 2 2 年度」を「平成 3 1 年度」に改め、同項中「平成 2 2 年度」を「平成 3 1 年度」に、「による保険料の減免」を「の規定による保険料の減免（第 1 0 条及び第 1 6 条の 3 の所得割額に係るものに限る。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 3 0 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 16 号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 18 年津市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の 4 第 1 号中「水道部門」を「上下水道部門」に改め、同条第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 17 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

別表里ノ上 B 住宅の項中「、19 番 3 号～19 番 6 号及び 20 番 1 号～20 番 4 号」を「及び 19 番 3 号～19 番 6 号」に改め、同項戸数の欄中「20」を「16」に改め、同表森団地の項中「88」を「84」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 18 号

津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年津市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第 6 号中「大学院研究科」を「大学院の研究科」に改め、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 2 号及び第 4 号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第 5 号中「卒業者」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第 3 条第 8 号の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 19 号

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 249 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市芸濃郷土資料館の項中「芸濃総合文化センター」を「津市芸濃総合文化センター」に改め、同表津市安濃郷土資料館の項を次のように改める。

津市安濃郷土資料館	津市安濃町東観音寺 418 番地 津市サンヒルズ安濃内
-----------	-----------------------------

第 3 条の表津市白山郷土資料館の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 3 条の表の改正規定（津市安濃郷土資料館の項に係る部分を除く。）は平成 31 年 4 月 1 日から、その他の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は同年 8 月 1 日から施行する。

（津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 2 津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「及び津市安濃図書館」を「、津市安濃図書館及び津市安濃郷土資料館」に改める。

（津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、福祉の向上及び歴史的文化の継承」を「及び福祉の向上」に改める。

第 4 条中「他の条例で定める津市安濃郷土資料館のほか、」を削る。

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 20 号

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重短期大学の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 253 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表専攻科の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 三重短期大学授業料等徴収条例（平成 18 年津市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表専攻科の項を削る。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 21 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 5 の 2 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 7 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金税額控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7

項中「附則第１５条第３２項第１号二」を「附則第１５条第３３項第１号二」に改め、同条第８項中「附則第１５条第３２項第１号ホ」を「附則第１５条第３３項第１号ホ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第３２項第２号イ」を「附則第１５条第３３項第２号イ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第３２項第２号ロ」を「附則第１５条第３３項第２号ロ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第３２項第３号イ」を「附則第１５条第３３項第３号イ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第３２項第３号ロ」を「附則第１５条第３３項第３号ロ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３２項第３号ハ」を「附則第１５条第３３項第３号ハ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４７項」に改める。

附則第１０条の３第６項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改め、同条第７項第４号中「附則第１２条第２１項」を「附則第１２条第２３項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２２項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同条第８項第５号及び第１０項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同条第１１項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改める。

附則第１６条第１項中「法附則第３０条第１項」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成３１年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「附則第３０条第６項第１号及び第２号」を「附則第３０条第２項第１号及び第２号」に、「第２項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円

	5 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円
--	-------------	-------------

附則第 1 6 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 3 0 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3 , 9 0 0 円	2 , 0 0 0 円
	6 , 9 0 0 円	3 , 5 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	5 , 4 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	1 , 9 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	2 , 5 0 0 円

附則第 1 6 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3 , 9 0 0 円	3 , 0 0 0 円
	6 , 9 0 0 円	5 , 2 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	8 , 1 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	2 , 9 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	3 , 8 0 0 円

附則第 1 6 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 1 6 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 2 6 条中「第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項」を「第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで」に、「第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 3 項、第 4 4 項若しくは第 4 7 項」を「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 4 条の 5 の 2 の改正規定並びに附則第 7 条の 4、第 9 条及び第 9 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の津市市税条例

(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 34 条の 5 の 2 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条の 5 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 5 の 2 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 9 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は津市市税条例の一部を改正する条例（平成 31 年津市条例第 21 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の津市市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税

義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 附則第 1 条本文に規定する規定の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 26 条の規定の適用については、同条中「若しくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは「、第 48 項若しくは第 49 項」とする。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 31 年 3 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則
第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニックの項中「当
該日（5 月 3 日、同月 4 日及び同月 5 日を除く。）が日曜日に当たるとき及び
1 月 1 日を除く。」を「1 月 1 日を除く。）、5 月 3 日から同月 5 日まで（祝
日法による休日でない日に限る。」に改め、同表津市久居休日応急診療所の項
中「、12 月 30 日」を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 7 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 27 年津市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表津市高野保育園の項を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 8 号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 18 年津市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 11 条の 2」を「第 11 条の 3」に改める。

第 10 条中「条例第 8 条第 2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第 8 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改める。

第 11 条中「条例第 8 条第 2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第 3 章中第 11 条の 2 を第 11 条の 3 とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第 11 条の 2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 45 時間

(イ) 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 360 時間

イ 1 年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 720 時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、任命権者が定める期間において任命権者が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 1 0 0 時間未満

イ 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について 8 0 時間

エ 1 年のうち 1 箇月において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。任命権者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として任命権者が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第 1 項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第 3 1 条中「第 1 1 条の 2 第 1 項」を「第 1 1 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成 3 1 年 8 月 3 1 日までの間における改正後の第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5 箇月の期間」とあるのは、「5 箇月の期間（平成 3 1 年 4

月以後の期間に限る。) 」とする。

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 0 年津市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 0 条 - 第 1 1 条」を「第 1 0 条・第 1 1 条」に改める。

第 2 4 条中「第 8 号様式の 1 及び第 8 号様式の 2 」を「第 8 号様式の 1 から第 8 号様式の 3 まで」に改める。

別表第 1 津市立香良洲浜っ子幼児園の項の次に次のように加える。

津市立 一志こ ども園	2 4 5 人	9 0 人	9 0 人	5 3 人	1 2 人
-------------------	---------	-------	-------	-------	-------

第 8 号様式の 1 及び第 8 号様式の 2 を次のように改める。

第 8 号様式の 1 (第 2 4 条関係)

こども園園児指導要録 (学籍等に関する記録)

年度 区分	年度	年度	年度	年度
学 級				
整理番号				

園 児	ふりがな 氏 名				性 別	
		年 月 日生				
	現 住 所					
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	現 住 所					
入 園	年 月 日	入園前の 状 況				
転 入 園	年 月 日					
転・退園	年 月 日	進 学 ・ 就学先等				
修 了	年 月 日					
園 名 及 び 所 在 地						
年度及び入園 (転入園) ・進級時等の園児の年齢		年度 歳 か月	年度 歳 か月	年度 歳 か月	年度 歳 か月	
園 長 氏 名 印						
担 当 者 氏 名 印						
年度及び入園 (転入園) ・進級時等の園児の年齢		年度 歳 か月	年度 歳 か月	年度 歳 か月	年度 歳 か月	
園 長 氏 名 印						
学 級 担 任 者 氏 名 印						

第 8 号様式の 2（第 2 4 条関係）

こども園園児指導要録（指導等に関する記録）

氏名		性別	指導の重点等	年度	年度	年度
				（学年の重点）	（学年の重点）	（学年の重点）
年 月 日生				（個人の重点）	（個人の重点）	（個人の重点）
ねらい （発達を捉える視点）						
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。		指導 上 参 考 と な る 事 項			
	自分の体を十分に動かし、進んで動かしようとする。					
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見直しをもって行動する。					
人間関係	こども園の生活を楽しみ、自分の力で活動することの充実感を味わう。					
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、読書や読解をもつ。					
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。					
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。					
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。					
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。					
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。					
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。					
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教師等や友達と心を通わせる。					
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。					
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。					
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。					
出欠状況				（特に配慮すべき事項）	（特に配慮すべき事項）	（特に配慮すべき事項）
	教育 日数					
	出席 日数					
	欠席 日数					

園児の育ちに関する事項	年度	年度	年度	年度

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
個人の重点：1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入
指導上参考となる事項：
（1）次の事項について記入
・1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。
・その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
・園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿
・次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
（2）「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入
園児の育ちに関する事項：当該園児の、次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項や配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入

第 8 号様式の 2 の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号様式の 3（第 2 4 条関係）

こども園園児指導要録（最終学年の指導に関する記録）

ふりがな			年度		
氏名	年 月 日生		（学年の重点）		
性別			（個人の重点）		
ねらい （発達を捉える視点）					
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 自分の体を十分に動かし、進んで動かしようとする。 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。		指導 の 重 点 等	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第 2 章に示すねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に 5 歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」はとりわけ園児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての園児に同じように見られるものではないことに留意すること。	
健康な心と体	こども園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。				
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。				
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。				
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立つて行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。				
社会生活の関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えに関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しむをもつようになる。また、こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになる。また、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。				
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、様々な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。				
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。				
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。				
言葉による伝え合い	保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。				
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付いたり、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。				
出席状況	年度	出席日数			
出席状況	年度	出席日数			

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：1 年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：

- 次の事項について記入
 - 1 年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第 2 章第 3 の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。
 - その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿
 - 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
 - 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第 1 章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に園児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。
- 「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 0 号

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める
規則

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年津市条例第
3 5 号）の施行期日は、平成 3 2 年 6 月 6 日とする。

津市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 11 号

津市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

津市消防職員委員会に関する規則（平成 18 年津市規則第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

2 委員長の任期は、1 年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、これを再任することができる。

第 4 条中「総数」を「総定数」に、「18 人」を「20 人」に改め、同条第 1 号中「2 人」を「4 人」に改める。

第 9 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に改め、「取扱い」の次に「（審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。）」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第 1 項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（運営上の留意事項）

第 12 条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 8 条関係）

	意	見	書	
提出者所属名	意見提出日	年	月	日
提出者職氏名	1 意見取りまとめ 者受付	年	月	日
1 意見取りまとめ 者氏名	2 受付	年	月	日
2 整理番号				
(意見取りまとめ者を經由する場合)意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する課 への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名				

津市消防職員委員会に関する規則第 8 条第 1 項の規定により、意見を提出します。	
件名	
区分	1 消防職員の勤務条件及び福利厚生 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現状	
意見の内容	

- (注)
- 1 1 の欄は、意見取りまとめ者が記入すること。
 - 2 2 の欄は、空欄とすること。
 - 3 必要な資料があれば添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して 1 年を超えない範囲において消防長の定める日までとする。

津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 12 号

津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 216 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 25 条第 1 項」を「第 25 条、第 26 条第 1 項」に、「第 26 条」を「第 27 条」に、「規則第 4 条」を「規則第 4 条第 1 項」に改め、「公務」との次に「、同条第 2 項中「公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない」とあるのは「公務により生じたものでない」と、同項第 5 号中「公務上の災害又は通勤による災害」とあるのは「公務上の災害」と」を加え、「地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「法」という。）」を「法」に、「条例第 4 条」を「津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 4 条」に改め、「第 8 条第 1 項第 4 号」との次に「、規則第 25 条の見出し中「審査の申立て」とあるのは「審査の請求」と、同条中「第 22 条」とあるのは「津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 5 号）第 2 条」と、「審査の申立て」とあるのは「審査の請求」と」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市自治会等交付金交付規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 3 号

津市自治会等交付金交付規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、自治会等が行う活動を推進し、住民福祉の向上を図るため、自治会等に交付する交付金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において「自治会等」とは、町自治会（町又は字の区域その他本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、市長に届出があったものをいう。）、地区自治会連合会、津市自治会連合会支部及び津市自治会連合会をいう。

(交付金の交付申請)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする自治会等は、別に定める交付申請書に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定及び額の確定)

第 4 条 市長は、交付金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う聞取調査等により、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）を行うものとする。

(交付金の交付の条件)

第 5 条 市長は、交付金の交付を決定する場合において、交付金の交付目的を達成するため、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 交付金は、自治会等が行う活動又は事業（以下「自治会活動等」という。）に使用し、他の用途に使用しないこと。
- (2) 交付金の全部又は一部を使用しないこととなったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

2 交付決定等を受けた自治会等は、前項第 2 号に規定する報告を行うときは、別に定める交付金未使用報告書を市長に提出しなければならない。

（ 交付決定等の通知 ）

第 6 条 市長は、交付決定等を行ったときは、速やかにその内容を交付金交付決定・確定通知書（第 1 号様式）により、交付金の交付を申請した自治会等に通知しなければならない。

（ 申請の取下げ ）

第 7 条 交付金の交付を申請した自治会等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の交付金交付決定・確定通知書を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

（ 交付金の交付 ）

第 8 条 市長は、交付金の交付目的の円滑な達成を図るため、前金払の方法により交付金を交付するものとする。

（ 書類及び帳簿の整理 ）

第 9 条 交付決定等を受けた自治会等は、自治会活動等に要した費用の収支及び交付金の使途を明らかにした書類及び帳簿を備え、これを交付金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

（ 調査 ）

第 10 条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該職員をして、関係書類その他の物件を調査させることができる。

（ 報告 ）

第 11 条 交付決定等を受けた自治会等は、当該交付決定等に係る会計年度が終了したときは、別に定める自治会活動等実施結果報告書を市長に提出しなければならない。

（ 交付決定等の取消し ）

第 12 条 市長は、交付決定等を受けた自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金の交付決定等に付した条件に違反したとき、又は第 5 条第 1 項第 2 号の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、第 10 条の規定による調査を拒み、又は前条の規定による自治会活動等実施結果報告書の提出をしなかったため、自治会活動等の内容が確認できないとき。

(4) 第5条第2項の規定による交付金未使用報告書の提出があったとき。

(交付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定等を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付金返還命令書（第2号様式）により、その返還を命じなければならない。

(適用除外)

第14条 この規則に基づき交付する交付金に関して、市長が特に認めたときは、この規則の一部を適用しないことができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、交付すべき交付金の名称、目的、交付の対象及び額その他交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

交付金交付決定・確定通知書

津市（記号番号）

年 月 日

申請者住所

団体名

代表者 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった 年度（交付金の名称）について、津市自治会等交付金交付規則第 4 条の規定により、交付を決定し、次のとおり交付金の額を確定しましたので、同規則第 6 条の規定により通知します。

交付金の額 円

条 件

1

2

3

備 考

- 1 この通知書の内容及び条件について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に、申請の取下げができます。
- 2 交付の対象となる事業については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。

第 2 号様式（第 1 3 条関係）

交付金返還命令書

津市（記号番号）

年 月 日

申請者住所

団体名

代表者

様

津市長（氏 名）印

津市自治会等交付金交付規則第 4 条の規定により、津市（記号番号）により決定し、及び確定した（交付金の名称）として交付した交付金につき、次のとおり返還を命じます。

1 返 還 額 円

2 交 付 金 の 額 円

3 交 付 年 月 日 年 月 日

4 返 還 期 日 年 月 日限り

5 理 由

津市美里水源の森の管理に関する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 4 号

津市美里水源の森の管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市美里水源の森（以下「水源の森」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 水源の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市美里水源の森
- (2) 位置 津市美里町南長野 6 7 4 番地

(閉鎖期間等)

第 3 条 水源の森の閉鎖期間は、1 2 月 1 日から翌年の 2 月末日までとする。
ただし、市長が管理上特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉鎖期間又は閉鎖日を定めることができる。

(利用時間)

第 4 条 水源の森を利用することができる時間は、午前 1 0 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が水源の森の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入場の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、水源の森の入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第 6 条 水源の森を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして火気を使用しないこと。

- (2) 指定された場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (3) 許可なくして樹木を伐採し、又は植物を採取しないこと。
- (4) 水質の悪化につながる行為をしないこと。
- (5) 許可なくして指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) ごみその他の汚物を捨てないこと。
- (7) 許可なくして立て看板等を設置しないこと。
- (8) 他人に危害及び迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

(損害賠償の義務)

第 7 条 利用者が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、水源の森の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市モーターボート競走場キャッシュレスサービス実施規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 15 号

津市モーターボート競走場キャッシュレスサービス実施規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 利用者（第 6 条—第 15 条）
- 第 3 章 電子マネー（第 16 条—第 18 条）
- 第 4 章 キャッシュレス投票（第 19 条—第 26 条）
- 第 5 章 電子マネー取引（第 27 条—第 29 条）
- 第 6 章 雑則（第 30 条—第 33 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、本市がモーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号。以下「法」という。）の規定に基づき施行するモーターボート競走（以下「競走」という。）に係る勝舟投票券の発売、払戻金及び返還金の交付並びに津市モーターボート競走場内（以下「場内」という。）における取引について、電子マネーにより精算及び決済を行うこと（以下「キャッシュレスサービス」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第 2 条 キャッシュレスサービスについては、法、モーターボート競走法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 59 号）、津市モーターボート競走実施規則（平成 18 年津市規則第 152 号。以下「規則」という。）及びモーターボート競走法第 3 条に基づく私人委託実施規則（平成 20 年津市規則第 37 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子マネー 電子カードに電子的方式で記録された金銭的価値の額を電

子情報化したものをいう。

- (2) 電子カード キャッシュレスサービスを利用することができる者を識別するための情報等を電子的方式で記録したカードをいう。
- (3) キャッシュレスチャージ精算端末機 電子カードを利用して電子マネーの設定及び精算を行うことができる端末であって、本市が場内に設置したものをいう。
- (4) キャッシュレス投票 電子カードを利用して電子マネーで勝舟投票券の購入並びに払戻金及び返還金の交付を受けることをいう。
- (5) キャッシュレス投票端末機 電子カードを利用してキャッシュレス投票を行うことができる端末であって、本市が場内に設置したものをいう。

(キャッシュレスサービスの実施に関する事務)

第4条 本市は、キャッシュレスサービスを実施するため、利用申込みの受付、勝舟投票券の発売、払戻金及び返還金の交付並びにその他場内における電子マネーに関する事務を行う。

(キャッシュレスサービスの実施に関する事務の委託)

第5条 本市は、キャッシュレスサービスの実施に関する事務を他の地方公共団体、法第32条第1項に規定する競走実施機関又は私人に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者は、この規則の定めるところに従い、キャッシュレスサービスの実施に関する事務を実施しなければならない。

第2章 利用者

(利用者)

第6条 キャッシュレスサービスを利用することができる者は、次条による申込みを行った者のうち、市長が別に定める利用規約を遵守することに同意したもの(以下「利用者」という。)とする。

(利用の申込み)

第7条 キャッシュレスサービスを利用しようとする者は、市長が別に定める申込書に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書を提出するときは、運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証その他の本人であることを証する書類を提示しなければならない。

(利用者の欠格事項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- (1) 法第11条各号又は第12条に規定する者

- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (3) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 法人又は個人事業者
- (5) その他競走の公正又は安全な実施を妨げるおそれのある者
(電子カードの貸与)

第9条 電子カードは、本市が作成し、利用者に貸与するものとする。

- 2 本市は、電子カードの使用により生じた損害について、その賠償の責任を負わないものとする。ただし、本市に故意又は重大な過失があった場合は、この限りでない。

(利用者番号及び暗証番号)

第10条 本市が利用者に電子カードを貸与するときは、当該利用者について利用者番号を定めるものとし、当該利用者にあつては、所定の方法により貸与された電子カードに暗証番号を設定するものとする。

(利用者台帳)

第11条 市長は、利用者台帳を作成し、利用者について、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 利用者番号
- (5) 暗証番号
- (6) キャッシュレスサービスの利用開始年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の届出)

第12条 利用者は、第7条第1項の申込書の記載内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を利用者台帳に記載するものとする。

(利用履歴)

第13条 市長は、利用者について、次に掲げる事項を含む利用履歴を作成するものとする。

- (1) 利用者番号

(2) キャッシュレスサービスの利用年月日

(3) キャッシュレスサービスの利用内容

(解除)

第14条 市長は、利用者がキャッシュレスサービスの利用の解除を申請したとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者のキャッシュレスサービスの利用を解除することができる。

(1) 第7条第1項の申込書に記載された事項が真実でないことが判明したとき。

(2) 第8条各号のいずれかに該当したとき。

(3) この規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用者として不適当と認めたとき。

2 利用者は、前項の規定によりキャッシュレスサービスの利用を解除されたときは、速やかに電子カードを本市に返還しなければならない。

(代理人等によるキャッシュレスサービス利用の禁止)

第15条 キャッシュレスサービスを利用するときは、利用者が自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けて行ってはならない。

第3章 電子マネー

(電子マネーの設定等)

第16条 利用者は、キャッシュレスサービスを利用しようとするときは、あらかじめキャッシュレスチャージ精算端末機で現金を入金し、又は窓口において入金を申し出る方法により、電子マネーの を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該利用者が窓口において支払った現金の額に相当する額を電子マネーとして設定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、別に定める方法により電子マネーを設定することができる。

4 市長は、前2項の規定により利用者の電子マネーを設定したときは、当該電子マネーの額を控券等により当該利用者に通知するものとする。

(電子マネーの利用限度額)

第17条 利用者の電子マネーの利用限度額は、キャッシュレスサービスの利用の直前に設定されている当該利用者の電子マネーの額とする。

(電子マネーの精算)

第18条 利用者は、電子カードの暗証番号を入力することにより、キャッシュレスチャージ精算端末機において電子マネーの額を精算することができる。

ただし、第 14 条第 1 項の規定によりキャッシュレスサービスの利用を解除されている場合は、この限りでない。

第 4 章 キャッシュレス投票

(勝舟投票券)

第 19 条 キャッシュレス投票における勝舟投票券の券面金額は、100 円の整数倍に相当する額とする。

(発売の日時)

第 20 条 キャッシュレス投票における勝舟投票券の発売の日時は、市長が別に定める。

(キャッシュレス投票による勝舟投票券の発売)

第 21 条 キャッシュレス投票における勝舟投票券の発売は、キャッシュレス投票端末機の確認画面において、利用者の購入しようとする勝舟投票券の内容を確認した旨を通知し、利用者が当該内容による購入の申込みを承諾した旨を表示したときに成立する。

(キャッシュレス投票の取消し及び変更)

第 22 条 キャッシュレス投票における勝舟投票券の発売が成立した後は、利用者は、勝舟投票券の購入の取消し又は購入した勝舟投票券に係る規則第 61 条に規定する勝舟投票法の種類、競走の番号、ボート番号、連勝式番号の組、購入金額等の変更をすることができない。

(勝舟投票券の受領)

第 23 条 キャッシュレス投票により発売した勝舟投票券並びにキャッシュレス投票により交付される払戻金及び返還金は、本市が利用者に代わって受領するものとする。

(受付の拒否)

第 24 条 本市は、キャッシュレス投票における勝舟投票券の購入、払戻し若しくは返還の申込みについて疑義があるとき、又は受け付けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第 25 条 キャッシュレス投票により発売した勝舟投票券に係る発売金の収納は、電子マネーの 額から当該勝舟投票券の購入額に相当する額を減額することにより行う。

(払戻金及び返還金)

第 26 条 第 23 条の規定により本市が利用者に代わって受領した払戻金及び

返還金は、直ちに当該払戻金及び返還金に相当する額を当該利用者の電子マネーとして設定するものとする。

第5章 電子マネー取引

（電子マネー取引）

第27条 利用者は、場内において本市又は市長が認める者から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受ける取引を行うときは、その決済について電子カードを利用して、商品、権利又は役務（以下「商品等」という。）の代金に相当する額の電子マネーの額を減額することにより、当該商品等の代金を支払うことができる。

（電子マネー取引における決済の成立）

第28条 電子マネー取引における決済は、購入しようとする商品等の金額が提示され、利用者が当該電子マネー取引における決済を承諾したときに成立する。

（電子マネー取引の取消し及び変更）

第29条 利用者は、電子マネー取引における決済が成立した後は、その決済の取消し及び変更をすることができない。

第6章 雑則

（勝舟投票券の閲覧）

第30条 利用者は、第23条の規定により本市が利用者に代わって受領した勝舟投票券について、キャッシュレス投票における勝舟投票券の発売日から60日以内に限り、閲覧することができる。

（異議の申立て）

第31条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に市長に対して異議を申し立てることができる。

（キャッシュレスサービスの記録）

第32条 市長は、利用者に係るキャッシュレスサービスの内容を記録するものとし、その記録を当該キャッシュレスサービスの利用があった日から1年間保存するものとする。ただし、異議の申立て等に係る記録は、必要な期間保存するものとする。

（委任）

第33条 この規則に定めるもののほか 必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市モーターボート競走実施規則（平成 18 年津市規則第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 68 条の見出し中「電話投票」の次に「及びキャッシュレス投票」を加え、同条中「電話」の次に「又は電子カード」を加える。

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 16 号

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則（平成 27 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「、津みどりの森こども園を利用する 1 号認定子ども（平成 30 年 3 月 31 日において津市立神戸幼稚園に在籍する 1 号認定子どもに限る。）」を削り、「同日において津市立香良洲幼稚園」を「平成 30 年 3 月 31 日において津市立香良洲幼稚園」に、「次項において同じ。）及び」を「）、」に、「次項において同じ。）（附則別表第 4」を「）及び津市立一志こども園を利用する 1 号認定子ども（平成 31 年 3 月 31 日において津市立高岡幼稚園に在籍する 1 号認定子どもに限る。）（附則別表第 4」に、「平成 30 年度」を「平成 31 年度」に改める。

附則第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 3 項とする。

附則別表第 4 中「平成 30 年度」を「平成 31 年度」に、「9,900 円」を「11,200 円」に、「10,800 円」を「12,400 円」に、「12,900 円」を「15,200 円」に改める。

附則別表第 5 を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 17 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「課等」を「局、課等」に改め、同条第 1 項第 11 号の表中「建設政策課 企画管理担当 調査担当」を「建設政策課 企画管理担当 調査担当 用地・地籍調査推進課 用地担当 地籍調査推進担当」に改め、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 11 号の表中

「事業調整室 事業調整担当 用地・地籍調査推進室 用地担当 地籍調査推進担当」を「事業調整室 事業調整担当」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 12 号を同項第 11 号とし、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 76 回国民体育大会（以下「三重とこわか国体」という。）及び第 21 回全国障害者スポーツ大会（以下「三重とこわか大会」という。）の円滑な推進を図るため、スポーツ文化振興部に国体・障害者スポーツ大会推進局を、同局に次に掲げる課及び担当を設置する。

総務企画課 総務企画担当

競技運営課 競技運営担当

第 3 条第 3 項中「前条第 3 項」を「前条第 4 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「部、課」を「部、局、課」に改め、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(1)の 2 局長

第 4 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 局次長（必要な場合に限る。）

第4条第5項中「部」の次に「及び局」を加える。

第5条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 局長 上司の命を受けて局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第5条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 局次長 局長を補佐して、あらかじめ定められた局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第6条中「部長」の次に「又は局長」を加える。

第8条中「部長」の次に「、局長」を、「部次長」の次に「、局次長」を加え、「第4条第3項に規定する」を削る。

第9条第1項中「他の部」及び「主な部」の次に「、局」を、「部長」の次に「若しくは局長」を加え、同条第2項中「部長」の次に「、局長」を加え、「第4条第3項に規定する」を削り、「他の部」の次に「、局」を加える。

第10条中「第3項」を「第4項まで」に改める。

別表第1市民部の表地域連携課の部地域政策担当の項第4号を削る。

別表第1スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部企画管理・事業担当の項第10号中「第76回国民体育大会、第21回全国障害者スポーツ大会及び平成30年度全国高等学校総合体育大会に係る競技会場」を「三重とこわか国体及び三重とこわか大会の競技会場に係る設計を伴わない簡易な仮設施設」に改め、同項第14号中「（国体・障害者スポーツ大会推進室を含む。）」を削り、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催に係る支援に関すること。

別表第1スポーツ文化振興部の表文化振興課の部文化ホール施設担当の項第4号中「（仮称）津市久居ホール」を「津市久居アルスプラザ」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 指定管理者による津市久居アルスプラザの管理、運営、事業の企画等に係る指導、監督等に関すること。

別表第1農林水産部の表農林水産政策課の部農業振興担当の項中第14号を削り、第15号を第14号とする。

別表第1建設部の表建設政策課の部企画管理担当の項第5号中「及び用地・地籍調査推進室」を削り、同部調査担当の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、

同部の次に次のように加える。

用地・地籍調査推進課	用地担当	(1) 道路、公園、水路、河川及び調整池の用地の管理及び財産処分に関すること。 (2) 道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界立会いに関すること。 (3) 道路、公園、水路、河川及び調整池の新設、改良等に伴う用地取得及び補償に関すること。 (4) 道路、公園、水路、河川及び調整池の用地の寄附取得に関すること。 (5) 道路、公園、水路、河川及び調整池に係る未登記用地の処理に関すること。 (6) 法定外公共物の譲与に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。
	地籍調査推進担当	(1) 地籍調査に係る事業の調整、計画、実施及び成果の保管に関すること。 (2) 地籍調査実施区域に係る道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界立会いに関すること。 (3) 公共基準点に関すること。

別表第1 ポートレース事業部の表の次に次の表を加える。

スポーツ文化振興部国体・障害者スポーツ大会推進局

課	担当	分掌事務
総務企画課	総務企画担当	(1) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る総合調整に関すること。 (2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会等に関すること。 (3) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る庁内推進会議及び実施本部に関すること。 (4) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る各種式典（競技式典を除く。）等に関すること。

		(5) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る企業協賛に関する事。 (6) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る市民運動に関する事。 (7) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係るボランティアの育成及びボランティアとの協働に関する事。 (8) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る広報に関する事。 (9) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る総合案内等に関する事。 (10) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係るおもてなし等に関する事。 (11) 局及び課の庶務に関する事。
競技運営課	競技運営担当	(1) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技団体等との連絡調整に関する事。 (2) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技会場（設計を伴わない簡易な仮設施設に限る。）及び競技用具の整備に関する事。 (3) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技の実施に関する事。 (4) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技式典に関する事。 (5) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る宿泊に関する事。 (6) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る衛生等に関する事。 (7) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る輸送及び交通に関する事。 (8) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る警備等に関する事。

	(9) 課の庶務に関すること。
--	-----------------

別表第 3 スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表を削る。

別表第 3 建設部建設政策課の表用地・地籍調査推進室の部を削る。

附 則

- この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、局、課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

スポーツ文 化振興部	国体・障害 者スポーツ 大会推進室	総務担当	国体・障害 者スポーツ 大会推進局	総務企画課	総務企画担 当
"	"	競技担当	"	競技運営課	競技運営担 当
建設部	用地・地籍 調査推進室	用地担当	建設部	用地・地籍 調査推進課	用地担当
"	"	地籍調査推 進担当	"	"	地籍調査推 進担当

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

- 津市職員の給与の支給に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 8 級の項中「規定する部長」の次に「、同項第 1 号の 2 に規定する局長」を加え、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 7 級の項中「規定する部次長」の次に「、同項第 2 号の 2 に規定する局次長」を加える。

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

- 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

1	消防次長の職務
2	会計管理者の職務
3	三重短期大学事務局長の職務

4 議会事務局長の職務 5 教育次長の職務 6 工事事務所長の職務 7 消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務 8 三重短期大学事務局次長の職務 9 議会事務局次長の職務 10 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務	を
1 困難な業務を所掌する消防次長の職務 2 困難な業務を所掌する会計管理者の職務 3 困難な業務を所掌する三重短期大学事務局長の職務 4 困難な業務を所掌する議会事務局長の職務 5 困難な業務を所掌する教育次長の職務	」

1 消防次長の職務 2 会計管理者の職務 3 三重短期大学事務局長の職務 4 議会事務局長の職務 5 教育次長の職務 6 工事事務所長の職務 7 消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務 8 三重短期大学事務局次長の職務 9 議会事務局次長の職務 10 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務 11 津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号。以下「分掌規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する局長の職務 12 分掌規則第 4 条第 1 項第 2 号の 2 に規定する局次長の職務	に改める。
1 困難な業務を所掌する消防次長の職務 2 困難な業務を所掌する会計管理者の職務 3 困難な業務を所掌する三重短期大学事務局長の職務 4 困難な業務を所掌する議会事務局長の職務	

5 困難な業務を所掌する教育次長の職務

6 困難な業務を所掌する分掌規則第4条第1項第1号の2に規定する局長の職務

(津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

5 津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「規定する部長」の次に「、同項第1号の2に規定する局長」を加える。

(津市庁舎管理規則の一部改正)

6 津市庁舎管理規則(平成18年津市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第2条第3項各号」を「第2条第4項各号」に改める。

(津市会計規則の一部改正)

7 津市会計規則(平成18年津市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「含む。）」の次に「及び同条第1項第1号の2に規定する局長」を加え、「及び監査事務局長」を「並びに監査事務局長」に改める。

別表第1中

「 スポーツ文化 振興部 環境部 」	スポーツ振興課	課長			
	文化振興課				
	環境政策課				

を

「 スポーツ文化 振興部 環境部 」	スポーツ振興課	課長			
	文化振興課				
	総務企画課				
	競技運営課				
環境部	環境政策課				

に、

「 建設部 」	建設政策課				
	建設整備課				

を

「 建設部 」	建設政策課				
	用地・地籍調査推進課				

	建設整備課		
--	-------	--	--

に改める。

三重短期大学の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 18 号

三重短期大学の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(三重短期大学の組織に関する規則の一部改正)

第 1 条 三重短期大学の組織に関する規則 (平成 18 年津市規則第 213 号)
の一部を次のように改正する。

第 11 条第 12 項中「部長及び部次長決裁」を「部長 (局長) 及び部次長
(局次長) 決裁」に、「場合における部次長決裁」を「場合における部次長
(局次長) 決裁」に改める。

(津市消防長事務専決規則の一部改正)

第 2 条 津市消防長事務専決規則 (平成 18 年津市規則第 219 号) の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「部長決裁、部次長決裁」を「部長 (局長) 決裁、部次長
(局次長) 決裁」に改める。

(津市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第 3 条 津市会計管理者の補助組織設置規則 (平成 20 年津市規則第 30 号)
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「部長決裁及び部次長決裁」を「部長 (局長) 決裁及び部
次長 (局次長) 決裁」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 9 号

津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成 3 1 年津市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 1 5 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休 館 日)

第 2 条 津市津南防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用時間)

第 3 条 センターを使用することができる時間は、午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、次 掲げる期間内に、津南防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可申請書（第 1 号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用しようとする日の属する月の 2 月前の月の初日から 1 5 日まで
- (2) 使用しようとする日の属する月の 1 月前の月の初日から当該使用しようとする日の前日まで

2 センターの使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

（抽選）

第5条 前条第1項第1号に掲げる期間内に提出された許可申請書は、全て当該期間の満了と同時に提出されたものとみなし、当該期間の満了後直ちに抽選を行うものとする。

（使用許可）

第6条 市長は、第4条の規定による申請により使用を許可したときは、津南防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（使用許可の変更）

第7条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第8条 使用者は、センターの使用許可の取消しを受けようとするときは、津南防災コミュニティセンター使用許可取消届（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第9条 センターの施設及び設備器具は、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免申請）

第10条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、津南防災コミュニティセンター使用料減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第9条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

- (2) 条例第9条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。ただし、使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たときは、既納の使用料の全額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、津南防災コミュニティセンター使用料還付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第13条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

（届出）

第14条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（職員の立入り）

第15条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要

な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

（施行日前における使用手続）

- 2 センターの使用に係る手続（第 4 条第 2 項に規定する手続を除く。）については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部改正）

- 3 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「及び津市豊が丘おおぞら会館」を「、津市豊が丘おおぞら会館及び津市津南防災コミュニティセンター」に改める。

第 1 号様式（第 4 条、第 7 条関係）

津南防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市津南防災コミュニティセンターを 使 用 したいので
使用変更 申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 後 後
使 用 室	大ホール A 大ホール B 会議室 A 会議室 B 多目的研修室
冷 暖 房 設 備 の 使 用	有 ・ 無
使 用 人 員	人
使用に当たっては次の事項を守ります。 1 許可なくして物品の販売、募金等はいけません。 2 準備と後始末は使用者でします。 3 火気は特に気を付けます。 4 備品等は丁寧に取り扱います。 5 飲酒は致しません。 6 他人に迷惑を及ぼすようなことは致しません。	

第 2 号様式（第 6 条―第 8 条関係）

津南防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市津南防災コミュニティ
センターの 使 用
使用変更 について、次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ） 午前 時 分から 午後 時 分まで
使 用 室	大ホール A 大ホール B 会議室 A 会議室 B 多目的研修室
冷暖房設備の 使 用	有 ・ 無
使 用 人 員	人
許 可 条 件	1 許可なくして物品の販売、募金等を行わないこと。 2 準備と後始末は使用者ですること。 3 火気は特に気を付けること。 4 備品等は丁寧に扱うこと。 5 飲酒はしないこと。 6 他の人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。

第 3 号様式（第 8 条関係）

津南防災コミュニティセンター使用許可取消届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市津南防災コミュニティセンターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 （取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。）	大ホール A 大ホール B 会議室 A 会議室 B 多目的研修室
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日及び許可番 号	
取消しを受けようとする理 由	

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

津南防災コミュニティセンター使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市津南防災コミュニティセンターの使用料の 使 用 を
使用変更
受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
使 用 す る 施 設 （使用する施設を○で 囲んでください。）	大ホール A 大ホール B 会議室 A 会議室 B 多目的研修室		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
減 免 申 請 の 理 由			

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差引使用料	備 考
円	%	円	円	

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

津南防災コミュニティセンター使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市津南防災コミュニティセンターの使用料の還付を受けたいので申請します。

還付の対象となる 使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分まで		
還 付 対 象 施 設 （取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。）	大ホール A 大ホール B 会議室 A 会議室 B 多目的研修室		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日	年 月 日	
	納 付 金 額	円	
還 付 申 請 の 理 由			

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差引使用料	備 考
円	%	円	円	

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 20 号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成 18 年津市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「方 15（印影印刷）」の次に「及び電子公印」を、「当該書面の印影印刷用」の次に「及び電子公印用」を加え、同表市長印の項中「82」を「75」に、「消防本部消防総務課総務担当」を「消防本部消防総務課消防管理担当」に改め、同表市長職務代理者印の項中「82」を「75」に改め、同表保育園印の項及び保育園長印の項中「23」を「22」に改め、同表こども園印の項及びこども園長印の項中「3」を「4」に改め、同表市民館長印の項中「7」を「6」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 1 号

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年津市条例第 3 5 号。以下「条例」という。）第 2 4 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第 8 条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、久居アルスプラザ指定管理者指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 8 条第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(休館日)

第 3 条 久居アルスプラザ（以下「プラザ」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日にあたる場合は、当該日後において当該日に最も近い当該休日でない日）
- (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(使用時間)

第 4 条 プラザを使用することができる時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

（使用許可の申請）

第5条 条例第13条第1項の規定によりプラザの使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下「申請期間」という。）内に、久居アルスプラザ使用（使用変更）許可申請書（第2号様式。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、当該申請期間前においても許可申請書を提出することができる。

- (1) ときの風ホール、アートスペース及びギャラリー 使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から当日まで
- (2) 展示施設、会議施設その他の活動施設（ギャラリーを除く。） 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から当日まで

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業により、複数の施設の使用許可を受けようとする場合は、使用許可を受けようとする施設のうち、最初に申請期間の到来する施設に係る許可申請書の提出時において、使用許可を受けようとする全ての施設に係る許可申請書を提出することができる。

（使用許可）

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、久居アルスプラザ使用（使用変更）許可書（第3号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（使用許可の変更）

第7条 プラザの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第8条 使用者は、プラザの使用許可の取消しを受けようとするときは、久居アルスプラザ使用許可取消届（第4号様式）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第9条 プラザの施設及び設備器具は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定める期間を超えて引き続き使用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免申請）

第10条 条例第16条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、

久居アルスプラザ利用料金減免申請書（第５号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第１１条 条例第１７条ただし書の規定による利用料金の還付については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第１７条第１号の規定に該当するときは、既納の利用料金の全額を還付する。
- (2) 条例第１７条第２号の規定に該当するときは、既納の利用料金に指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める割合を乗じて得た額を還付する。

２ 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、久居アルスプラザ利用料金還付申請書（第６号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（入場の制限）

第１２条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第１３条 使用者その他プラザを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

２ 使用者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場人員は、収容定数を超えないこと。

(2) プラザ内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、又はこれに対し協力すること。

(3) 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせること。

(届出)

第14条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第15条 指定管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成32年6月6日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 指定管理者の指定その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 9 条関係）

施設		期間
ときの風ホール		6 日
アートスペース	ギャラリーと一体的に使用する場合	2 0 日
	その他の場合	6 日
ギャラリー		2 0 日
エントランスロビー	ギャラリーと一体的に使用する場合	2 0 日
	その他の場合	3 日
ミーティングルーム 1 及びミーティングルーム 2		3 日
壁面		2 0 日
屋外ステージ		3 日
ミュージックルーム 1 及びミュージックルーム 2	ギャラリーと一体的に使用する場合	2 0 日
	その他の場合	3 日
バンドルーム		3 日
カルチャールーム 1	ギャラリーと一体的に使用する場合	2 0 日
	その他の場合	3 日
カルチャールーム 2 及びカルチャールーム 3		3 日
アトリエ	ギャラリーと一体的に使用する場合	2 0 日
	その他の場合	3 日
ピアノルーム		3 日

第 1 号様式（第 2 条関係）

久居アルスプラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

⑤

電 話

久居アルスプラザに係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 久居アルスプラザの管理に係る事業計画書
- (2) 久居アルスプラザの管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）

久居アルスプラザ使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

(宛先) 津市久居アルスプラザ指定管理者

申請者 住団氏電 所名話 (代表者)

次のとおり久居アルスプラザを 使用 したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 から		
	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分 まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対 象 者	
使 用 責 任 者			
使 用 す る 施 設	使用する施設を記入してください。 1 施設【 】 2 施設【 】 3 施設【 】 4 施設【 】 5 施設【 】		
使用する設備器具	有 () 無		
開 場 時 間	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分		
終 演 (終 了) 時 間	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分		
冷 暖 房	要 不要		
持 込 器 具 等		入場料等の徴収	有 (円) 無

次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	施 設 利 用 料 金	設 備 器 具 利 用 料 金	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

（表）
久居アルスプラザ使用（使用変更）許可書

(氏 名) 様

津市久居アルスプラザ指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった久居アルスプラザの^{使用変更}について、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日（ 曜 ）午前後 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午前後 時 分まで					
行 事 名						
使 用 目 的						
入 場 予 定 人 員		対 象 者				
使 用 責 任 者						
使用する施設	1 施設【 2 施設【 3 施設【 4 施設【 5 施設【					
使用する設備器具	有（ ） 無					
開 場 時 間	年 月 日（ 曜 ）午前後 時 分					
終演(終了)時間	年 月 日（ 曜 ）午前後 時 分					
冷 暖 房	要 不要					
持 込 器 具 等			入場料等の徴収		有（ 円 ）無	

使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第4号様式（第8条関係）

久居アルスプラザ使用許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市久居アルスプラザ指定管理者

申請者 住団氏電 (所名話 (代表者))

次のとおり久居アルスプラザの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

[illegible]

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

久居アルスプラザ利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）津市久居アルスプラザ指定管理者

申請者 住 所
団 名
体 所
氏 名
電 話
(代表者)

次のとおり久居アルスプラザの利用料金の減免を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
減免申請の理由	

次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	減 免 率	減 免 金 額	差引利用料金	備 考
円	%	円	円	

久居アルスプラザ利用料金還付申請書

(宛先) 津市久居アルスプラザ指定管理者

(所長)
住 氏電
体 名話
(代表者)

次のとおり久居アルスプラザの利用料金の還付を受けたいので申請します。

[illegible]

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	円

津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 2 号

津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則
第 7 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、担当理事」を「、局長、担当理事」に、「、担当参事」を「、局次長、担当参事」に改め、「（規則第 4 条第 3 項に規定する室長をいう。以下同じ。）」を削る。

第 4 条第 1 9 号中「部長」の次に「、局長」を、「部次長」の次に「、局次長」を加える。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を、「部長」の次に「、局長」を、「部次長」の次に「、局次長」を加え、同条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に改め、同条第 5 項中「前 4 項」を「前各項」に改め、同条第 6 項中「前 5 項」を「前各項」に改める。

別表第 1 共通専決事項の表中

「

決裁区分				
担当主幹	課長（室長）	部次長	部長	副市長

を

」

「

決裁区分				
担当主幹	課長（室長）	部次長（局次長）	部長（局長）	副市長

に、

」

「

31 支出命令及び戻入命令に関する事 （1） 部長以上の専決					。	
-----------------------------------	--	--	--	--	---	--

」

事項に属するもの (2) 部次長の専決事項に属するもの (3) 課長(室長)の専決事項に属するもの			○		
32 予算の流用命令に關すること(別途部長承認済みのものは、課長(室長)上限なし。)				○	

を「

31 支出命令及び戻入命令に關すること。 (1) 部長(局長)以上の専決事項に属するもの (2) 部次長(局次長)の専決事項に属するもの (3) 課長(室長)の専決事項に属するもの				○	
32 予算の流用命令に關すること(別途部長(局長)承認済みのものは、課長(室長)上限なし。)				○	

に改める。

別表第2 個別専決事項の表市民部の表地域連携課の項中

11 地域支援員との連絡調整に關すること。			○	
-----------------------	--	--	---	--

を削る。

別表第2 個別専決事項の表スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の項中

「	4 指定管理者による津市産業・スポーツセンターの管理、運営、事業の企画及び誘致等に係る指導、監督等に関するすること。	軽 易 な の	や や 重 要 な の	重 要 な の	特 重 な の	に 要 も の
---	--	------------------	----------------------------	------------------	------------------	------------------

を「

「	4 指定管理者による津市産業・スポーツセンターの管理、運営、事業の企画及び誘致等に係る指導、監督等に関するすること。 5 第76回国民体育大会（以下「三重とこわか国体」という。）及び第21回全国障害者スポーツ大会（以下「三重とこわか大会」という。）の開催に係る支援に関するすること。	軽 易 な の	や や 重 要 な の	重 要 な の ○	特 重 な の	に 要 も の
---	--	------------------	----------------------------	---------------------------	------------------	------------------

に改め、同表文化振興課の項中

「	4 津リージョンプラザの管理に関するすること。	○				
---	-------------------------	---	--	--	--	--

を「

「	4 津リージョンプラザの管理に関するすること。 5 指定管理者による津市久居アルスプラザの管理、運営、事業の企画等に係る指導、監督等に関するすること。	○ 軽 易 な の	や や 重 要 な の	重 要 な の	特 重 な の	に 要 も の
---	--	---------------------------	----------------------------	------------------	------------------	------------------

に改める。

別表第 2 個別専決事項の表建設部の表建設政策課の項中

を 「	6 道路、公園、水路、 河川及び調整池と民有 地との境界に関するこ と。		○			
	7 道路台帳及び公園台 帳の調製及び保管に関 すること。		○			
」	6 道路台帳及び公園台 帳の調製及び保管に関 すること。		○			

に改め、同項の次に次のように加える。

用地・ 地籍調 査推進 課	1 道路、公園、水路、 河川及び調整池と民有 地との境界に関するこ と。		○			
	2 地籍調査に係る事業 の調整、計画及び実施 に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

別表第 2 個別専決事項の表ボートレース事業部の表の次に次の表を加える。
スポーツ文化振興部国体・障害者スポーツ大会推進局

課	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	課 長	局 次 長	局 長	副 市 長
総 務 企 画 課	1 三重とこわか国体及 び三重とこわか大会に 係る総合調整に関する こと。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	2 その他、三重とこわ か国体及び三重とこわ か大会の開催に関する		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

	こと（スポーツ振興課及び競技運営課に係るものを除く。）。)			の		の
競 技 運 営 課	三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技の運営等に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

別表第 4 個別専決事項の表スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表及び建設部建設政策課の表を削る。

別表第 6 担当理事の項及び担当参事の項を次のように改める。

担当理事	1 特定の事務に関する別表第 1 専決事項の欄に掲げる事項（第 3 2 項に掲げる事項その他市長が特に定める事項を除く。）に対する決裁区分の欄における部長（局長）の専決事項 2 特定の事務に関する別表第 2 専決事項の欄に掲げる事項（市長が特に定める事項を除く。）に対する決裁区分の欄における部長又は局長の専決事項 3 特定の事務に関する別表第 4 専決事項の欄に掲げる事項（市長が特に定める事項を除く。）に対する決裁区分の欄における部長の専決事項 4 その他特定の事務に関する事項で重要なもの（市長が特に定める事項を除く。）	担当理事に係る特定の事務に関し担当参事が置かれない場合においては、当該特定の事務に係る部次長及び担当参事の専決事項（市長が特に定める事項を除く。）については、当該担当理事の専決事項とする。
------	---	---

担当参事	1 特定の事務に関する別表第1専決事項の欄に掲げる事項（市長が特に定める事項を除く。）に対する決裁区分の欄における部次長（局次長）の専決事項 2 特定の事務に関する別表第2専決事項の欄に掲げる事項（市長が特に定める事項を除く。）に対する決裁区分の欄における部次長又は局次長の専決事項 3 特定の事務に関する別表第4専決事項の欄に掲げる事項（市長が特に定める事項を除く。）に対する決裁区分の欄における部次長の専決事項 4 その他特定の事務に関する事項でやや重要なもの（市長が特に定める事項を除く。）	担当参事に係る特定の事務に関し課長、室長及び担当副参事が置かれない場合においては、当該特定の事務に係る課長、室長及び担当副参事の専決事項（市長が特に定める事項を除く。）については、当該担当参事の専決事項とする。
-------------	--	--

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令

(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第 1 条 津市庁議及び幹部会議に関する規程 (平成 1 8 年津市訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「部長」の次に「及び同項第 1 号の 2 に規定する局長」を加え、同条第 2 項中「部長」の次に「、同項第 1 号の 2 に規定する局長」を加える。

(津市政策調整会議の設置等に関する規程の一部改正)

第 2 条 津市政策調整会議の設置等に関する規程 (平成 1 8 年津市訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「主管部長 (」の次に「局長及び」を加える。

(津市文書管理規程の一部改正)

第 3 条 津市文書管理規程 (平成 1 8 年津市訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「規定する部」の次に「及び津市事務分掌規則 (平成 1 8 年津市規則第 6 号) 第 2 条第 2 項に規定する局」を加え、同条第 4 号中「 (平成 1 8 年津市規則第 6 号) 」を削り、「に規定する課及び」を「及び第 2 項に規定する課並びに」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 3 項各号」を「第 2 条第 4 項各号」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「主管部長」の次に「 (局長を含む。) 」を、「、部長」の次に「、局長」を、「にあっては主管部次長 (」の次に「局次長及び」を、「、部次長」の次に「、局次長」を加える。

(津市臨時職員取扱規程の一部改正)

第4条 津市臨時職員取扱規程（平成18年津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定する部長（」の次に「同項第1号の2に規定する局長及び」を、「所管する部（」の次に「局、」を加える。

（津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部改正）

第5条 津市非常勤嘱託員取扱要綱（平成18年津市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「規定する部長（」の次に「同項第1号の2に規定する局長及び」を加える。

第1号様式中「所属部課」を「所属部課等」に改める。

（津市職員服務規程の一部改正）

第6条 津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同条第5項第1号」を「第1号の2並びに第5項第1号」に改め、同条第4号中「同条第5項第2号」を「第2号の2並びに第5項第2号」に、「同条第2項」を「第2項」に改める。

（津市庁舎防火等管理規程の一部改正）

第7条 津市庁舎防火等管理規程（平成18年津市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「部長の職（担当理事を含む。）」を「部長（局長及び担当理事を含む。）の職」に改める。

（津市土地取得等審査委員会規程の一部改正）

第8条 津市土地取得等審査委員会規程（平成18年津市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「部長（」の次に「局長、」を加える。

第1号様式から第5号様式までの規定中「担当部課名」を「担当部課等名」に改める。

（津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正）

第9条 津市行財政改革推進本部設置規程（平成18年津市訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「規定する部長」の次に「、同項第1号の2に規定する局長」を加える。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 4 号

庁中一般

出先機関

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

津市地域支援員設置規程（平成 2 2 年津市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「とともに、市民部地域連携課を経て市長に報告する」を削る。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 5 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「同条第 2 項に規定する」の次に「局及び課、同条第 3 項に規定する」を加え、「及び同条第 3 項」を「並びに同条第 4 項」に改める。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第 42 号を第 43 号とし、第 3 号から第 41 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 地域支援員に関すること。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 27 号を削り、第 28 号を第 26 号とし、第 29 号から第 60 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同表福祉課の部福祉担当の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とする。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第 72 号を第 73 号とし、第 3 号から第 71 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 地域支援員に関すること。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第 27 号を削り、第 28 号を第 27 号とし、第 29 号から第 92 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 安濃総合支所の部地域振興課の項中「（ハーモニーホールを除く。）」を削り、同表白山総合支所の部地域振興課の項中「（しらさぎホールを除く。）」

を削る。

別表第 5 久居総合支所の表地域振興課の項中

「	2 市民部地域連携課との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。				○		」
---	--	--	--	--	---	--	---

を

「	2 市民部地域連携課との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。				○		
	3 地域支援員に関すること。				○		

に、「3 保存文書」を「4 保存文書」に、「4 公印管守」を「5 公印管守」に、「5 統計調査員」を「6 統計調査員」に、「6 出張所」を「7 出張所」に、「7 広報活動」を「8 広報活動」に、「8 陳情」を「9 陳情」に、「9 運動施設」を「10 運動施設」に、「10 市有財産」を「11 市有財産」に、「11 財産区」を「12 財産区」に、「12 庁舎」を「13 庁舎」に、「13 公用車両」を「14 公用車両」に、「14 車両」を「15 車両」に、「15 集中管理車両」を「16 集中管理車両」に、「16 ポルタひさいふれあいセンター」を「17 ポルタひさいふれあいセンター」に、「17 防災行政無線等」を「18 防災行政無線等」に、「18 自主防災組織活動」を「19 自主防災組織活動」に、「19 情報通信機器」を「20 情報通信機器」に、「20 情報通信基盤」を「21 情報通信基盤」に、「21 電子計算機処理」を「22 電子計算機処理」に、「22 地域活動」を「23 地域活動」に、「23 過疎地域等」を「24 過疎地域等」に、「24 鳥獣飼養」を「25 鳥獣飼養」に、「25 農林水産業等」を「26 農林水産業等」に、「26 家畜」を「27 家畜」に、「27 住宅」を「28 住宅」に、「28 準用河川」を「29 準用河川」に、「29 一般廃棄物」を「30 一般廃棄物」に、「30 不法投棄」を「31 不法投棄」に、「31 廃棄物」を「32 廃棄物」に、「32 ごみ一時収集所補助事業」を「33 ごみ一時集積所補助事業」に、「33 ごみ等」を「34 ごみ等」に、「34 清掃事業」を

「３５ 清掃事業」に、「３５ 犬」を「３６ 犬」に、「３６ 生活環境」を「３７ 生活環境」に、「３７ 生活環境」を「３８ 生活環境」に、「３８ 空地」を「３９ 空地」に、「３９ 共同污水处理施設」を「４０ 共同污水处理施設」に、「４０ 里地里山保全活動」を「４１ 里地里山保全活動」に、「４１ 希少野生生物」を「４２ 希少野生生物」に、「４２ 環境対策」を「４３ 環境対策」に、「４３ 騒音規制法」を「４４ 騒音規制法」に、「４４ 騒音規制法」を「４５ 騒音規制法」に、「４５ 三重県生活環境の保全に関する条例」を「４６ 三重県生活環境の保全に関する条例」に、「４６ 環境保全協定」を「４７ 環境保全協定」に、「４７ 公害」を「４８ 公害」に、「４８ 環境影響評価」を「４９ 環境影響評価」に、「４９ 墓地」を「５０ 墓地」に、「５０ 火葬場」を「５１ 火葬場」に、「５１ 墓地」を「５２ 墓地」に、「５２ 市営墓地」を「５３ 市営墓地」に、「５３ 市営墓地」を「５４ 市営墓地」に、「５４ そ族」を「５５ そ族」に、「５５ 畜犬」を「５６ 畜犬」に、「５６ 畜犬」を「５７ 畜犬」に、「５７ 狂犬病」を「５８ 狂犬病」に、「５８ 狂犬病」を「５９ 狂犬病」に、「５９ 畜犬」を「６０ 畜犬」に、「６０ 動物」を「６１ 動物」に改める。

別表第５河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の項中

「		２ 市民部地域連携課との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。				○		」
を	「	２ 市民部地域連携課との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。				○		
		３ 地域支援員に関すること。				○		」

に、「３ 保存文書」を「４ 保存文書」に、「４ 公印管守」を「５ 公印管守」に、「５ 統計調査員」を「６ 統計調査員」に、「６ 出張所」を

「 7 出張所」に、「 7 広報活動」を「 8 広報活動」に、「 8 陳情」を「 9 陳情」に、「 9 市有財産」を「 10 市有財産」に、「 10 財産区」を「 11 財産区」に、「 11 庁舎」を「 12 庁舎」に、「 12 公用車両」を「 13 公用車両」に、「 13 車両」を「 14 車両」に、「 14 集中管理車両」を「 15 集中管理車両」に、「 15 防災行政無線等」を「 16 防災行政無線等」に、「 16 自主防災組織活動」を「 17 自主防災組織活動」に、「 17 情報通信機器」を「 18 情報通信機器」に、「 18 情報通信基盤」を「 19 情報通信基盤」に、「 19 電子計算機処理」を「 20 電子計算機処理」に、「 20 市民相談」を「 21 市民相談」に、「 21 消費者相談」を「 22 消費者相談」に、「 22 計量器」を「 23 計量器」に、「 23 交通安全」を「 24 交通安全」に、「 24 国際化」を「 25 国際化」に、「 25 国際交流」を「 26 国際交流」に、「 26 地域活動」を「 27 地域活動」に、「 27 過疎地域等」を「 28 過疎地域等」に、「 28 津市過疎地域自立促進計画」を「 29 津市過疎地域自立促進計画」に、「 29 名松線」を「 30 名松線」に、「 30 鳥獣飼養」を「 31 鳥獣飼養」に、「 31 農林水産業等」を「 32 農林水産業等」に、「 32 家畜」を「 33 家畜」に、「 33 公園」を「 34 公園」に、「 34 公園」を「 35 公園」に、「 35 公園」を「 36 公園」に、「 36 住宅」を「 37 住宅」に、「 37 準用河川」を「 38 準用河川」に、「 38 一般廃棄物」を「 39 一般廃棄物」に、「 39 不法投棄」を「 40 不法投棄」に、「 40 廃棄物」を「 41 廃棄物」に、「 41 ごみ一時収集所補助事業」を「 42 ごみ一時集積所補助事業」に、「 42 ごみ等」を「 43 ごみ等」に、「 43 清掃事業」を「 44 清掃事業」に、「 44 犬」を「 45 犬」に、「 45 生活環境」を「 46 生活環境」に、「 46 生活環境」を「 47 生活環境」に、「 47 空地」を「 48 空地」に、「 48 共同污水处理施設」を「 49 共同污水处理施設」に、「 49 里地里山保全活動」を「 50 里地里山保全活動」に、「 50 希少野生生物」を「 51 希少野生生物」に、「 51 環境対策」を「 52 環境対策」に、「 52 騒音規制法」を「 53 騒音規制法」に、「 53 騒音規制法」を「 54 騒音規制法」に、「 54 三重県生活環境の保全に関する条例」を「 55 三重県生活環境の保全に関する条例」に、「 55 環境保全協定」を「 56 環境保全協定」に、「 56 公害」を「 57 公害」に、「 57 環境影響評価」を「 58 環境影響評価」に、「 58 墓地」を「 59 墓地」

に、「５９ 火葬場」を「６０ 火葬場」に、「６０ 墓地」を「６１ 墓地」に、「６１ 市営墓地」を「６２ 市営墓地」に、「６２ 市営墓地」を「６３ 市営墓地」に、「６３ そ族」を「６４ そ族」に、「６４ 畜犬」を「６５ 畜犬」に、「６５ 畜犬」を「６６ 畜犬」に、「６６ 狂犬病」を「６７ 狂犬病」に、「６７ 狂犬病」を「６８ 狂犬病」に、「６８ 畜犬」を「６９ 畜犬」に、「６９ 動物」を「７０ 動物」に、「７０ 男女共同参画」を「７１ 男女共同参画」に、「７１ 同和問題」を「７２ 同和問題」に、「７２ 福祉資金」を「７３ 福祉資金」に、「７３ 次に」を「７４ 次に」に改める。

附 則

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

津市告示第 4 0 号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）
○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 4 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画下水道
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市告示第 4 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
 亀山都市計画下水道
 津市芸濃公共下水道（棕本処理区）
- 2 都市計画を定める土地の地区
 都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
 津市都市計画部都市政策課

津市告示第 4 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 3 1 年 3 月 4 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 4 4 号

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 条）第 1 1 9 条第 2 項及び同令第 1 2 1 条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおりとする。

なお、平成 3 0 年津市告示第 9 号は、廃止する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

施設 番号	会場 番号	区分	施設の名称	使用する部屋 の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						昼間	夜間	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
1	1	第161条 第1項	津市立高野尾幼稚園 高野尾町5266-1	遊戯室	91	8,448	24,792	40W 32 タリナイト12 他 4	有	いす 50	有	有	-	-	-	-	-	
2	2	第161条 第1項	津市立大里幼稚園 大里窪田町1870	遊戯室	72.8	8,448	24,792	40W 20	有	いす 80	有	有	-	40W 8	-	-	-	
3	3	第161条 第1項	津市立白塚幼稚園 白塚町4463	遊戯室	55	8,448	24,792	40W 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	-	-	
4	4	第161条 第1項	津市立北立誠幼稚園 江戸橋一丁目76-2	遊戯室	204	8,448	24,792	40W 40	有	いす 70	有	有	-	40W6	会議机6 椅子10 会議室	-	-	
5	5	第161条 第1項	津市立南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戯室 (2階)	150	8,448	24,792	40W 40	有(ステージ)	いす 50	有	有	-	有	いす 5	駐車場12 台	-	
6	6	第161条 第1項	津市立敬和幼稚園 中河原445	遊戯室	75.92	8,448	24,792	80W 15	有	いす 50	有	有	-	-	-	-	-	
7	7	第161条 第1項	津市立育生幼稚園 阿漕町津興1158	遊戯室	200	8,448	24,792	60W 25	有	いす 120	有	有	-	-	-	-	-	
8	8	第161条 第1項	津市立安東幼稚園 納所町234	遊戯室	135	8,448	24,792	40W 24	有	いす 70	有	有	-	40W 11	-	いすが一部壊 れて70ない 可能性がある	-	
9	9	第161条 第1項	津市立藤水幼稚園 藤方1627	遊戯室	206	8,448	24,792	36W 34	有	いす 130	有	有	-	36W 4	机 14 いす9	-	-	
10	10	第161条 第1項	津市立高茶屋幼稚園 高茶屋三丁目1-1	遊戯室	295	8,448	24,792	40W 30	有	いす 200	有	有	-	40W 4	机 4 いす10	-	-	
11	11	第161条 第1項	津市立雲出幼稚園 雲出本郷町1165	遊戯室	192.24	8,448	24,792	40W 20	無	30 (会議室)	無	無	トイレ 故障中	40W 7	-	投票所	-	
12	12	第161条 第1項	津市立豊が丘小学校 豊ヶ丘2丁目34-1	体育館	697	8,448	24,792	400W 16 300W 15	有	いす 624	有	有	-	40W 4	机 11	-	-	
13	13	第161条 第1項	津市立高野尾小学校	多目的ホール	240	8,448	24,792	40W 60	有	いす 100	有	有	-	-	-	-	-	
	14		高野尾町5266-1	体育館	708			400W 16 300W 15	有	いす 150	有	有	-	80W 2	いす 1	-	-	
14	15	第161条 第1項	津市立大里小学校	会議室	66	8,448	24,792	40W 20	無	いす 40	無	有	-	-	-	-	投票所	
	16		大里窪田町1821	体育館	797			100W 31	机 1	いす 280	有	有	-	40W 4	-	-	-	
15	17	第161条 第1項	津市立一身田小学校	会議室	84	8,448	24,792	40W 24	有	いす 70	無	有	-	-	-	-	-	
	18		一身田大古曾355	体育館	697			400W 16 300W 15	有	いす 500	有	有	-	-	-	-	投票所	
16	19	第161条 第1項	津市立白塚小学校	会議室	63	8,448	24,792	蛍光灯 6	無	いす 50	無	有	-	-	-	-	-	
	20		白塚町4463	体育館	720			水銀灯 16 白熱灯 14 LED灯 1	有	いす350	有	有	-	-	-	-	投票所	
17	21	第161条 第1項	津市立栗真小学校	会議室	68	8,448	24,792	40W 24	無	いす 30	無	有	机有	-	-	-	-	
	22		栗真中山町452	体育館	720			400W 15	有	いす 100	有	有	-	-	-	-	-	
18	23	第161条 第1項	津市立北立誠小学校	コミュニティー ルーム	56	8,448	24,792	有	有	いす40	無	有	-	-	-	-	-	
	24		江戸橋一丁目30	体育館	700			有	有	いす 150 シート有	有	有	-	有	-	-	投票所	
19	25	第161条 第1項	津市立南立誠小学校	会議室	104	8,448	24,792	蛍光灯 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	-	投票所	
	26		桜橋二丁目39	体育館	708			水銀灯 16 白熱灯 15 蛍光灯 12	有	いす 500	有	有	-	-	-	机 3 いす 6	-	
20	27	第161条 第1項	津市立西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	8,448	24,792	400W 16 300W 15	有	いす 300	有	有	-	-	-	-	投票所	
21	28	第161条 第1項	津市立敬和小学校	会議室	64.8	8,448	24,792	40W 18	無	いす 45	無	有	-	-	-	-	-	
	29		中河原445	体育館	720			200W 30 40W 2 20W 2	有	いす 200 シート 有	無	有	-	-	-	-	-	

22	30	第161条 第1項	津市立養正小学校 丸之内養正町14-1	コミュニティールーム(併土控室ありません)	102	8,448	24,792	有	無	机 20 いす 50	無	有	-	-	机 2 和 室	-
	31			体育館	697.38			400W 16 300W 13	有	いす 500 シート 有	有	有	-	有	ミーティング ルーム 机・いす	投票所
23	32	第161条 第1項	津市立新町小学校 八町三丁目3-1	大会議室	180	8,448	24,792	50W 18	無	いす 100	無	有	-	-	-	投票所
	33			体育館	768			水銀灯 24 白熱灯 24	有	いす 200 シート 14	有	有	-	蛍光灯	机 5	-
24	34	第161条 第1項	津市立修成小学校 修成町9-1	北校舎1階 会議室	54	8,448	24,792	常設灯 14	長机 12	いす 32	無	有	-	-	-	-
	35			体育館	720			常設灯 27	有	いす850	有	有	-	有	長机 1	-
25	36	第161条 第1項	津市立育生小学校 下井財町津興1350	会議室	100	8,448	24,792	40W 24	無	いす 60	無	有	-	400W 2	-	投票所
	37			体育館	833			400W 20 500W 20	有	いす 60	有	有	-	400W 2	机 1 いす 5	-
26	38	第161条 第1項	津市立安東小学校 納所町245	会議室	128	8,448	24,792	40W 30	無	いす 70	有	有	-	有	-	-
	39			体育館	720			水銀灯16 白熱灯15	有	いす 500 シート 19	有	有	-	2	机 6 いす 18	投票所
27	40	第161条 第1項	津市立櫛形小学校 分部1211-1	体育館	667	8,448	24,792	400W 30	有	いす 300 シート 20	有	有	-	40W 4	机 6 いす 20	-
28	41	第161条 第1項	津市立片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	8,448	24,792	水銀灯16 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有	-	蛍光灯有	ミーティング 室 机 8	投票所
29	42	第161条 第1項	津市立神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	8,448	24,792	400W 16 300W 15	有	いす 200	有	有	-	40W 2	机 4 いす 12	-
30	43	第161条 第1項	津市立藤水小学校 藤方1627	会議室	60	8,448	24,792	蛍光灯40W 36	有	いす 70	無	有	-	-	-	-
	44			体育館	696			水銀灯 16 白熱灯 13	有	いす 350	有	有	-	40W 8	机 4 いす 12	投票所
31	45	第161条 第1項	津市立南が丘小学校 垂水2538-1	体育館	690	8,448	24,792	40W 30	有	いす 500	有	有	-	40W 6	ミーティング ルーム 机 6 いす 18	投票所
	46			多目的室-Ⅱ (ふれあい室-Ⅱ)	229.5			40W 48 60W 6	有	いす 200 (体育館より 100搬入)	有	有	-	-	机・有 いす・有 脇に控えるのは 可、別室は校舎 内となる	-
32	47	第161条 第1項	津市立高茶屋小学校 高茶屋三丁目1-1	体育館	696	8,448	24,792	400W 18 300W 20 40W 14	有	いす 550	有	有	-	40W 6	-	-
33	48	第161条 第1項	津市立雲出小学校 雲出本郷町1164	多目的室	109	8,448	24,792	有	有	いす 50	無	有	-	-	-	-
	49			体育館	934			有	有	いす 470	有	有	-	有	机 有 いす 有	-
34	50	第161条 第1項	津市立豊里中学校 大里睦合町820-1	体育館	972	8,448	24,792	水銀灯 16 白熱灯 9	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有	-	-	机 3 長いす 3	-
35	51	第161条 第1項	津市立一身田中学校 一身田中野880-1	会議室 (2階)	92	8,448	24,792	LED直管形 36	無	いす 60	無	有	-	LED直管形 12	机4 いす10	-
	52			体育館	900			400W 25	演壇 2 いす	いす 500	有	有	-			
36	53	第161条 第1項	津市立橋北中学校 桜橋二丁目38-1	会議室 (B棟2階)	102	8,448	24,792	40W 30	机 3	いす 50	無	有	-	40W 6	校長室 ソファ- 4	-
	54			体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有	-	有	机 3	-
37	55	第161条 第1項	津市立東橋内中学校 中河原356-2	会議室	32.864	8,448	24,792	40W 12	無	机 15 いす 28	無	有	-	-	-	-
	56			体育館	840			100W ~ 200W 40	有	いす 300	有	有	-	有	いす有	-
38	57	第161条 第1項	津市立西橋内中学校 東古河町7-1	被服室	128	8,448	24,792	有	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所
	58			体育館	1,225			27	移動式	いす 150 シート 有	有	有	-	-	-	-
39	59	第161条 第1項	津市立橋南中学校 上井財町津興2537-4	会議室	56	8,448	24,792	40W 12	無	いす 40	無	有	-	-	-	-
	60			体育館	875			水銀灯24 白熱灯 0	移動式	いす 600	有	有	-	-	-	-
40	61	第161条 第1項	津市立西郊中学校 一色町219	体育館	1,387	8,448	24,792	400W 21 100W 21	有	いす 600 シート 有	有	有	-	-	-	-

41	62	第161条 第1項	津市立南が丘中学校 墨水2622-1	体育館	1,050	8,448	24,792	水銀灯24 白熱灯 8	有	いす 430	有	有	ステージ 照明有	蛍光灯 40W 18	机 10 いす 20	-
42	63	第161条 第1項	津市立南郊中学校 高茶屋四丁目44-1	ミーティング室	50	8,448	24,792	40W 9	無	いす40	無	有	-	-	-	0
	体育館			1,000	有			有	いす 600 シート 有	有	有	-	有	柔道場となっ ているため畳 敷き	-	
43	65	第161条 第1項	三重短期大学 一身田中野157	41 番教室 (4階)	229	8,448	24,792	80W 30	有	机 210 いす 210	有	無	-	80W 12	42番教室 (4階)	-
	体育館			988	有			有	いす 300	有	有	-	有	応接室 テーブル2 いす 12	-	
44	67	第161条 第1項	津市中央公民館 大門7-15	ホール	317	9:00-12:00 4,000 13:00-17:00 5,000 18:00-22:00 5,000	天井灯	演台 1 机 1 いす 1	いす 200	有	有	-	-	-	-	-
	会議室			98	9:00-12:00 1,200 13:00-17:00 1,600 18:00-22:00 1,600	27W 40	演台 1	机 21 いす 63	有	有	-	-	-	-	-	
45	69	第161条 第1項	津市橋北公民館 羽所町700	研修室A	111	9:00-12:00 3,400 13:00-17:00 4,200 18:00-22:00 4,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 56	有	72	有	有	-	-	-	-	-
	研修室B			59	9:00-12:00 1,200 13:00-17:00 1,700 18:00-22:00 1,700 冷暖房時は10分の3の額を加算	天井灯	有	36	無	有	-	-	-	-	-	
46	71	第161条 第1項	津市橋南公民館 幸町18-22	会議室	85	9:00-12:00 900 13:00-17:00 1,200 18:00-21:00 1,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 20	無	いす 80	有	有	スク リーン 有	20W×8	机 6 いす 15	投票所	
47	72	第161条 第1項	津市一身田公民館 一身田町293-3	会議室	84	9:00-12:00 900 13:00-17:00 1,100 18:00-22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 48	有	いす 70	有	有	-	40W 12	研修室A	投票所 3月31日まで 使用可	
	多目的ホール			115.5	9:00-12:00 400 13:00-17:00 500 18:00-22:00 500 冷暖房時は10分の3の額を加算	6300lm 24	演壇1	110	有	有	-	6300lm 8 4350lm 2	机 8 いす 24	証明LED 4月1日から 使用可		
48	74	第161条 第1項	津市白塚公民館 白塚町5205	会議室	57.7	9:00-12:00 900 13:00-17:00 1,100 18:00-22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W 24	無	いす 80	有	有	-	-	-	-	-
49	75	第161条 第1項	津市片田公民館 片田戸町17-2	会議室	103.93	9:00-12:00 900 13:00-17:00 1,100 18:00-22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	80W 15	有	いす 100	無	有	-	38W 2 30W 2	-	-	-
50	76	第161条 第1項	津市南郊公民館 高茶屋三丁目25-6	会議室	84	9:00-12:00 900 13:00-17:00 1,100 18:00-22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	80W 8	有	いす 80	有	有	-	80W 4	2 階 研修室	投票所	
51	77	第161条 第1項	豊里公民館 大里睦合町610-1	1 階 会議室	51	9:00-12:00 900 13:00-17:00 1,100 18:00-22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 18	有	いす 36	無	有	-	-	-	-	-
	2 階 研修室			79	9:00-12:00 700 13:00-17:00 900 18:00-22:00 900 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 65	無	有	-	-	-	-	-	
52	79	第161条 第1項	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00-12:00 1,700 13:00-17:00 2,200 18:00-22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 150	有	有	-	有	-	投票所	
53	80	第161条 第1項	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平 日 土日祝 9:00-12:00 7,700 10,300 13:00-17:00 10,200 13,700 18:00-22:00 10,200 13,700 冷暖房使用時は1時間につき1,700 円	天井灯	有	可動式198 いす 72	有	無	-	6	机 6 いす 21	-	-
	会議室1			123	9:00-12:00 3,700 13:00-17:00 4,600 18:00-22:00 4,600	32W 24	折りたたみ机 1	いす 60	有	有	-	-	-	-	-	
54	82	第161条 第1項	津市センターパレスホール 大門7-15	ホール	460	9:00-12:00 20,000 13:00-17:00 27,000 18:00-22:00 27,000	400W 32 336W 28	移動式 1	いす 552	有	有	-	80W 2	5人用 応接セット 1	-	-

55	83	第161条 第1項	津リージョンプラザ内 お城ホール 西丸之内23-1	ホール	487	平 日 土日祝 9:00～12:00 7,000 9,000 13:00～17:00 10,000 14,000 18:00～22:00 14,000 19,000 9:00～17:00 17,000 23,000 13:00～22:00 24,000 33,000	30.6KW 69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有	-	320W	机 1 いす 4	-
56	84	第161条 第1項	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	170	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	40W 40	有 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
57	85	第161条 第1項	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	120W 4 40W 56	移動式 1	いす 120	有	有	-	-	机 7 いす 15	-
58	86	第161条 第1項	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	40W 48	移動式 1	机 43 いす 140	有	有	-	40W 8	小会議室 和 室	-
59	87	第161条 第1項	津市雲出市民センター 雲出本郷町1389	ホール	90	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	55W 20 18W 14	移動式 1	いす 100	有 (移動式)	有	-	-	-	-
60	88	第161条 第1項	津市白塚市民センター 白塚町2111	大ホール	176.5	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式 1	机 50 いす 150	有	有	-	32W 12	小会議室 机 8 いす 24	投票所
61	89	第161条 第1項	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37番59号	大ホール	270.6	9:00～12:30 4,000 13:00～17:00 4,000 18:00～21:30 5,100	42W×3 27 400W×1 8	有	288	有 (一式 700円)	有	-	小会議室 32W×2 6 9:00～12:30 400 13:00～17:00 400 18:00～21:30 500	机 6 いす 18	冷暖房使用 は使用料に 10分の3の 額を加算
	90	第161条 第1項		大会議室	0	9:00～12:30 900 13:00～17:00 900 18:00～21:30 1,100	30W×2 9 32W×1 2	無	30	有 (一式 700円)	有	-	-	-	同上
62	91	第161条 第1項	津市橋南会館 柳山津興1535-27	大会議室	94.5	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	40W×2 15	無	いす 70	無	有	-	40W×2 2	小会議室 机 4 いす 9	投票所
63	92	第161条 第1項	津市新町会館 八町二丁目5-16	大会議室	106	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	40W×2 18	無	いす 90	ワイレス 2 マイク スタンド大1 小1	有	-	40W×2 1	小会議室 机 4 いす 10	-
64	93	第161条 第1項	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61.75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	32W×2 15	無	いす 45	無	有	-	32W×2 9	小会議室 机 11 いす 20	投票所
65	94	第161条 第1項	津市津西会館 一身田上津部田1355-5	大会議室	72	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	32W×2 12	移動式 1	いす 80	ワイレス 2 有線 1 マイク スタンド大1 小1	有	-	32W×2 12	小会議室 机 8 いす 25	投票所
66	95	第161条 第1項	津市豊が丘会館 豊が丘二丁目1-1	大会議室	75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	32W×2 15	移動式 1	いす 55	ワイレス 2	有	-	32W×2 6	小会議室 机 6 いす 14	投票所
67	96	第161条 第1項	津市豊が丘おおぞら会館 豊が丘二丁目47-11	研修室1	80.33	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	44.3W 12	有	50	3	有	ホワイト ボード	-	-	研修室1と2 はパーテー ションを外 せば同時利 用可
	97	第161条 第1項		研修室2	79.45	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	44.3W 12	無	50	無	有	ホワイト ボード	-	-	研修室1と2 はパーテー ションを外 せば同時利 用可
	98	第161条 第1項		研修室3	40.02	9:00～12:30 800 13:00～17:00 800 18:00～21:30 1,100	44.3W 6	無	25	無	有	ホワイト ボード	-	-	-

68	99	第161条 第1項	津市南が丘会館 番水2882-1	別棟 研修室 1・2	190	9:00～12:30 13:00～17:00 18:00～21:30	2,400 2,400 3,000	32W 20	無	いす 120	有	有	-	32W 20	研修室 3 工作用机 6 いす 24	-
	100	第161条 第1項	津市南が丘会館 番水2882-1	大会議室	74.42	9:00～12:30 13:00～17:00 18:00～21:30	1,200 1,200 1,500	有	無	60	無	有	ホワイト ボード	-	-	-
69	101	第161条 第1項	津市柳形市民館 分部262-1	和 室	53	8,448	24,792	蛍光灯 40W 16	有	座布団50	無	有	-	40W 2	事務室 机 いす	-
70	102	第161条 第1項	津市中央市民館 愛宕町233	講堂	105.7	8,448	24,792	40W 32	可動演壇 (机)1	いす 100	有	有	-	40W 18	円卓 1 いす 14	-
71	103	第161条 第1項	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45.7	8,448	24,792	40W 6	無	いす 20	無	有	-	40W 1	事務室 机 2 いす 2	-
72	104	第161条 第1項	津市雲出市民館 雲出鳥貴町488-7	多目的室	59.4	8,448	24,792	40W 48	無	座布団80	無	有	-	40W 12	机 1 いす 6	-
73	105	第161条 第1項	津市賢崎地区防災コミュニテ ィセンター 港町1番23号	集会室1・2	70.42	9:00～12:30 800 13:00～17:00 800 18:00～21:30 1,100 9:00～21:30 2,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		32W×12	有(移動式)	椅子75	有 (ワイヤ レス×2)	有	ホワイト ボード	-	-	-
74	106	第161条 第1項	津市雲出地区防災コミュニテ ィセンター 雲出伊倉津792-1	研修室1	175.43	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400 9:00～21:30 7,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		20W 24灯	固定演壇1	いす91脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机6脚	従事者数1
	107	第161条 第1項	津市雲出地区防災コミュニテ ィセンター 雲出伊倉津792-1	研修室2	175.43	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400 9:00～21:30 7,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		20W 24灯	固定演壇1	いす112脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机7脚	従事者数1
75	108	第161条 第1項	津市阿漕塚記念館 柳山津興622	大会議室	63	9:00～12:30 1,100 13:00～17:00 1,100 18:00～21:30 1,400		80W 8	無	いす 20	無	有	-	60W	和室 10畳	投票所
76	109	第161条 第1項	津市相生会館 相生町383	和 室	148.5 畳45畳	8,448	24,792	40W 40	机 10	座布団50	無	有	-	80W 1	応接4点セット	-
77	110	第161条 第1項	津市愛宕会館 愛宕町10	和 室	132	8,448	24,792	40W 24	有	座布団100	有	有	-	有	机 いす	-
78	111	第161条 第1項	津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	8,448	24,792	480W	無	座布団50	有	有	-	有	有	-
79	112	第161条 第1項	島崎集会所	1 階 会議室	33	8,448	24,792	40W 8	無	いす 40	無	有	-	有	有 I7コ付	-
	113		島崎町261-2	2 階 日本間	41	8,448	24,792	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有	-	有	有 I7コ付	-
80	114	第161条 第1項	津市高洲町教育集会所 高洲町15-30	2 階 会議室	105	8,448	24,792	40W 30	有	いす 50	有	有	-	20W 10	和 室	-
81	115	第161条 第1項	津市モーターボート競走場 ツッキーードーム 藤方637	ツッキーードーム	998.5	平 日 土 日 祝 (1時間あたり) 2,700 3,600	1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1～3F 521	有	無	-	40W 48	机 3 ハイいす 12 丸いす 6	-	
82	116	第161条 第1項	メッセウイング・みえ 北河路町19-1	1F展示場(A)	1099	平日 全日93,333 9:00～17:00 午前40,000 午後53,333 13:00～17:00 土日休日 全日112,000 9:00～17:00 午前48,000 9:00～12:00 午後64,000 13:00～17:00	平日 64,000 18:00～22:00 土日休日 76,800 18:00～22:00	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	117			1F展示場(B)	1071	平日 全日93,333 9:00～17:00 午前40,000 午後53,333 13:00～17:00 土日休日 全日112,000 9:00～17:00 午前48,000 9:00～12:00 午後64,000 13:00～17:00	平日 64,000 18:00～22:00 土日休日 76,800 18:00～22:00	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-

82	118	第161条 第1項	メッセウイング・みえ 北河路町19-1	1F展示場(C)	1139	平日 全日99,333 9:00～17:00 午前40,000 9:00～12:00 午後53,333 13:00～17:00 土日休日 全日112,000 9:00～17:00 午前48,000 9:00～12:00 午後64,000 13:00～17:00	平日 64,000 18:00～22:00 土日休日 76,800 18:00～22:00	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	119			1F展示場(全面)	3231	平日 全日280,000 9:00～17:00 午前120,000 9:00～12:00 午後160,000 13:00～17:00 土日休日 全日336,000 9:00～17:00 午前144,000 9:00～12:00 午後192,000 13:00～17:00	平日 192,000 18:00～22:00 土日休日 230,400 18:00～22:00	水銀灯 1kw 192灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	120			1F展示場(2/3)	2151	平日 全日186,667 9:00～17:00 午前80,000 9:00～12:00 午後106,667 13:00～17:00 土日休日 全日224,000 9:00～17:00 午前96,000 9:00～12:00 午後128,000 13:00～17:00	平日 128,000 18:00～22:00 土日休日 153,600 18:00～22:00	水銀灯 1kw 128灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	121			1階中研修室	72	平日 全日14,000 9:00～17:00 午前6,000 9:00～12:00 午後8,000 13:00～17:00 土日休日 全日16,800 9:00～17:00 午前7,200 9:00～12:00 午後9,600 13:00～17:00	平日 9,600 18:00～22:00 土日休日 11,520 18:00～22:00	LED照明96本	無	42	マイク有	有	-	-	-	-
	122			2階大研修室	205	平日 全日35,000 9:00～17:00 午前15,000 9:00～12:00 午後20,000 13:00～17:00 土日休日 全日42,000 9:00～17:00 午前18,000 9:00～12:00 午後24,000 13:00～17:00	平日 24,000 18:00～22:00 土日休日 28,800 18:00～22:00	LED照明204本	無	150	マイク有	有	-	-	-	-
	123			2階中研修室	63	平日 全日14,000 9:00～17:00 午前6,000 9:00～12:00 午後8,000 13:00～17:00 土日休日 全日16,800 9:00～17:00 午前7,200 9:00～12:00 午後9,600 13:00～17:00	平日 9,600 18:00～22:00 土日休日 11,520 18:00～22:00	LED照明60本	無	36	マイク有	有	-	-	-	-
124				2階会議室	148	平日 全日19,250 9:00～17:00 午前8,250 9:00～12:00 午後11,000 13:00～17:00 土日休日 全日23,100 9:00～17:00 午前9,900 9:00～12:00 午後13,200 13:00～17:00	平日 13,200 18:00～22:00 土日休日 15,840 18:00～22:00	LED照明52本	無	60	マイク有	有	-	-	-	-

83	125	第161条 第1項	津市河芸公民館 河芸町浜田742	大ホール	665	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 6,000 13:00～17:00 7,000 18:00～22:00 7,000 冷暖房使用3割加算		ダウンライト28 40W 20	有	いす500 (固定)	有	有	-	-	エレベーター スロープ 駐車場有
	126			第1、2会議室	162	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 1,600 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,000 冷暖房使用3割加算		40W 60 ダウンライト32	有	机 39 いす117	有	有	-	-	
84	127	第161条 第1項	津市上野公民館 河芸町上野834 - 4	第1、2研修室	62.5	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		40W 20	有	机 13 いす36	無	有	-	-	-
	128			第1、2会議室 (和室)	54	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		55W 16	無	－	無	無	-	-	-
85	129	第161条 第1項	津市千里ヶ丘公民館 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割増加算		40W 32	無	机 20 いす40	無	有	-	-	-
86	130	第161条 第1項	津市立朝陽中学校 河芸町上野2010	体育館	1091.94	8,448	24,792	白熱灯 9 水銀灯 56	有	いす500	有	有	-	-	-
87	131	第161条 第1項	津市立豊津小学校 河芸町一色1680	体育館	530	8,448	24,792	水銀灯 12	有	いす250	有	有	-	-	投票所
88	132	第161条 第1項	津市立上野小学校 河芸町上野2963	体育館	583	8,448	24,792	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす300	有	有	-	-	投票所
89	133	第161条 第1項	津市立黒田小学校 河芸町北黒田109 - 1	体育館	583	8,448	24,792	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす200	有	有	-	-	投票所
90	134	第161条 第1項	津市立千里ヶ丘小学校 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	8,448	24,792	白熱灯 4 水銀灯 19 LED灯 2	有	いす500	有	有	-	-	投票所
91	135	第161条 第1項	津市立豊津幼稚園 河芸町一色1666	遊戯室	140	8,448	24,792	40W2列 24	無	無	有	無	-	-	-
92	136	第161条 第1項	津市立上野幼稚園 河芸町上野2963	遊戯室	157	8,448	24,792	40W2列 14	無	無	有	有	-	-	-
93	137	第161条 第1項	津市立黒田幼稚園 河芸町北黒田109 - 1	遊戯室	96	8,448	24,792	40W3列 6 27Wサイン 9 18Wサイン 3	無	無	有	有	-	-	-
94	138	第161条 第1項	津市立千里ヶ丘幼稚園 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	8,448	24,792	40W2列 25	有	無	有	有	-	-	遊戯室 は2Fになります
95	139	第161条 第1項	津市立椋本幼稚園 芸濃町椋本5132番地	遊戯室	70	8,448	24,792	有	有	パイプ椅子 60・収容100	無	有	-	-	-
96	140	第161条 第1項	津市立明幼稚園 芸濃町林325番地	遊戯室	130.5	8,448	24,792	蛍光灯 27	有	収容50	無	有	-	-	-
97	141	第161条 第1項	津市立安西・雲林院幼稚園 芸濃町北神山305番地	遊戯室	120	8,448	24,792	蛍光灯 25	無	収容50	無	有	-	-	-
98	142	第161条 第1項	津市立芸濃小学校 芸濃町椋本5047番地	体育館	530	8,448	24,792	水銀灯 20	有	パイプ椅子 300	マイク3 スピーカー2	有	-	-	-
99	143	第161条 第1項	津市立明小学校 芸濃町林325番地	体育館	441	8,448	24,792	白熱灯 2 水銀灯 13	有	パイプ椅子 150・収容 200	有	有	-	-	投票所
100	144	第161条 第1項	津市立芸濃中学校 芸濃町椋本5147番地	体育館 アリーナ	0	8,448	24,792	水銀灯 37	有	折りたたみ椅子 200	有	有	-	-	-
	145			多目的ホール 1	102.33			蛍光灯 56	無	無	有	有	-	-	-
	146			多目的ホール 2	109.29			蛍光灯13 ダウンライト8	無	無	有	有	-	-	-
101	147	第161条 第1項	津市安西公民館 芸濃町北神山310番地	会議室	32	09:00～12:00 400 13:00～17:00 500 18:00～22:00 500		40W 6	無	椅子20	-	-	-	-	-
102	148	第161条 第1項	津市雲林院公民館 芸濃町雲林院566番地	会議室	30	09:00～12:00 400 13:00～17:00 500 18:00～22:00 500		40W 8	無	椅子20	-	-	-	-	-

103	149	第161条 第1項	津市芸濃コミュニティセンター 芸濃町椋本6141-1	大会議室	192	09:00～12:00 2000 13:00～17:00 2300 18:00～22:00 2300 9:00～17:00 4300 13:00～22:00 4600 9:00～22:00 5300 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (白熱灯、蛍光灯)	有(移動式)	いす80	有	有	ホワイト ボード	-	-	期日前投票所近接 施設
	150			中会議室1・2 中会議室3・4	84	09:00～12:00 1500 13:00～17:00 1700 18:00～22:00 1700 9:00～17:00 3200 13:00～22:00 3400 9:00～22:00 4000 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (蛍光灯)	無	いす36	無	有	ホワイト ボード	-	-	
	151			小会議室1 小会議室2	45.4	09:00～12:00 800 13:00～17:00 900 18:00～22:00 900 9:00～17:00 1700 13:00～22:00 1800 9:00～22:00 2100 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (蛍光灯)	無	いす18	無	有	ホワイト ボード	-	-	
104	152	第161条 第1項	津市雲林院福祉会館 芸濃町雲林院1019番地	集会室(2階)	95.7			蛍光灯16	有	収容60	有	有	-	-	-	-
	153			和室(1階)	47.04			7	無	40	無	有	-	-	-	-
	154			和室(2階)	54.3			蛍光灯8	無	収容30	無	有	-	-	-	-
	155			多目的室(1階)	68.6			蛍光灯12	有	収容60	無	有	-	-	-	投票所
105	156	第161条 第1項	津市芸濃総合文化センター 芸濃町椋本6824番地	市民ホール	431	9-12時 7,500円 13-17時 10,000円 18-22時 11,000円 (舞台使用時) 冷暖房使用3割増、土日及び 祝日3割増		66000W 94灯	有	収容443	有	有	-	120W	有料寮屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	投票所
	157			大研修室	234	9-12時3,000円 13-17時4,000円 18-22時 4,400円 (大研修部屋全使用時) 冷暖房使用3割増、土日及び 祝日3割増			有	収容120	有	有	-	120W	有料寮屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	-
106	158	第161条 第1項	津市立みさとの丘学園 美里町三郷84	体育館	1188	8,448	24,792	有	有	いす 300	有	有	-	有	ミーティングルーム	-
107	159	第161条 第1項	津市立みさと幼稚園 美里町家所2054	遊戯室	58	8,448	24,792	36W 16本	演台1	バイブイス59	無	有	-	-	-	-
108	160	第161条 第1項	津市高宮公民館 美里町足坂560-2	研修室	84.24	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 600 13:00～17:00 800 18:00～22:00 800 冷暖房使用3割増加算		有	有	いす 60	無	有	-	有	和室	投票所
109	161	第161条 第1項	津市美里文化センター内文化 ホール 美里町三郷51-3	ホール	336	2時間 5,000円 (市内)	2時間 5,000円 (市内)	有	有	いす 332	有	有	-	有	有 和室 エアコン付	空調費別途 必要
110	162	第161条 第1項	津市立東観中学校 安濃町東観音寺494-1	体育館	1,356.22	8,448	24,792	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージなし)	無	有	-	-	-	-
111	163	第161条 第1項	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	バイブいす 250	有	有	-	-	-	平日昼の使用は困難
112	164	第161条 第1項	津市立村主小学校 安濃町連部68	体育館	495.99	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	バイブいす 270	有	有	-	-	-	平日昼の使用は困難
113	165	第161条 第1項	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	583	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	バイブいす 300	有	有	-	-	-	-
114	166	第161条 第1項	津市立明合小学校 安濃町栗加978	体育館	450	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	バイブいす 290	有	有	-	-	-	平日昼の使用は困難
115	167	第161条 第1項	津市立村主幼稚園 安濃町連部91-5	遊戯室	100	8,448	24,792	有(蛍光灯)15	有	バイブいす 60	有	有	-	-	-	-
116	168	第161条 第1項	津市立安濃幼稚園 安濃町内多476	遊戯室	188.5	8,448	24,792	有(蛍光灯)	有	バイブいす 80	有	有	-	-	-	-

117	169	第161条 第1項	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戯室	148.5	8,448	24,792	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有	-	-	-	-
118	170	第161条 第1項	津市安濃中公民館 安濃町東観音寺483	大広間	162	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00	2,400 3,200 3,200	有	有	ざぶとん 100 (収容人数 130人)	有	有	-	有	-	期日前投票 所近接施設
	171			多目的ホール	137	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00	2,400 3,200 3,200	有	有	パイプいす 130(収容人 数 150人)	有	有	-	有	-	
119	172	第161条 第1項	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00	1,800 2,400 2,400	有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所
120	173	第161条 第1項	津市村主公民館 安濃町連部09-1	多目的ホール	116.6	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00	1,800 2,400 2,400	40w 40灯	有	パイプいす 80	有	有	-	有	エアコン	投票所
121	174	第161条 第1項	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00	1,800 2,400 2,400	有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所
122	175	第161条 第1項	津市明合公民館 安濃町栗加978	研修室(2F)	124.7	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00	1,800 2,400 2,400	40W25本	無	ざぶとん 100 いす 60脚	無	有	-	有	有 会議室1F	-
123	176	第161条 第1項	津市サンヒルズ安濃 安濃町東観音寺418	ハーモニーホール	525	3,800円/時 冷暖房3割増、休日3割増		有(ハロゲン)	有	いす一般596 いす身障 4	有	有	-	有	30㎡ 冷暖房有	-
	177			教養娯楽室	149.05	2,000円/時		有(蛍光灯)	有	ざぶとん 200 敷敷	有	有	-	-	-	-
	178			安濃保健センター大ホール第1・2	126.75	1,000円/時		有(蛍光灯)	有	いす 72 机 25	有	有	-	-	-	-
124	179	第161条 第1項	津市立久居中学校 久居西鷹跡町494	体育館	1,050	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム270w 30基	78㎡ 演台1	イス800	有	有	-	40w2連×1 灯	14㎡	スロープ 駐車場有
	180			ミーティングルーム	135			40w2連×26灯	無	イス80 机24	無	有	-	-	-	
125	181	第161条 第1項	津市立久居西中学校 久居一色町940	体育館	918	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム180w 24基	56㎡ 演台1	イス500	有	有	-	40w2連×2 灯	20㎡	スロープ 駐車場有 (駐車場半 分)
	182			ミーティングルーム	129			40w2連×24灯	無	イス100	有	有	-	-	-	
126	183	第161条 第1項	津市立久居東中学校 久居戸山町721-1	体育館	940	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム300w 30基	57㎡ 演台1	イス500 机10	有	有	-	40w2連×2 灯	22㎡	スロープ 駐車場有
127	184	第161条 第1項	津市立誠之小学校 久居西鷹跡町424	体育館	925	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム220w 28基	75㎡ 演台1	イス720	有	有	-	40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ 駐車場有
	185			ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス100 机10	無	有	-	-	-	
128	186	第161条 第1項	津市立成美小学校 久居新町737	体育館	925	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム220w 28基	75㎡ 演台1	イス700	有	有	-	40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ 駐車場有
	187			ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス50 机10	無	有	-	-	-	
129	188	第161条 第1項	津市立桃園小学校 新家町1350	体育館	696	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム220w 20基	56㎡ 演台1	イス290	有	有	-	40w×1灯	11㎡	スロープ 駐車場有
	189			ミーティングルーム	97			40w2連×18灯	無	イス36 机12	無	有	-	-	-	
130	190	第161条 第1項	津市立戸木小学校 戸木町880	体育館	624	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w 25基	64㎡ 演台1	イス150 机2	有	有	-	40w2連×2 灯	16㎡	投票所 スロープ 駐車場有
	191			ミーティングルーム	90			40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス30 机20	無	有	-	-	-	
131	192	第161条 第1項	津市立栗葉小学校 森町270	体育館	696	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム180w 20基	59㎡ 演台1	イス400	有	有	-	40w×1灯	10㎡	スロープ 駐車場有
	193			ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス50 机20	無	有	-	-	-	
132	194	第161条 第1項	津市立榊原小学校 榊原町5848	体育館	696	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム180w 20基	58㎡ 演台1	イス200 机5	有	有	-	40w×1灯	10㎡	スロープ 駐車場有
	195			ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス20 机10	無	有	-	-	-	
133	196	第161条 第1項	津市立立成小学校 久居野村町560	体育館	720	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナリウム200w 20基	77㎡ 演台1	イス750	有	有	-	40w2連×2 灯	22㎡	-
	197			大会議室	111			40w2連×20灯	無	イス150 机20	有	有	-	-	-	投票所
134	198	第161条 第1項	津市立異ヶ丘幼稚園 久居東鷹跡町177-5	遊戯室	90	8,448	24,792	40w×20灯	33㎡	イス:60	無	有	-	-	-	-
135	199	第161条 第1項	津市立密柑山幼稚園 久居北口町554-2	リズム室	91	8,448	24,792	40w×18灯 舞台 40w×5灯	有	イス:80	無	有	-	-	-	投票所 駐車場有

136	200	第161条第1項	津市立桃園幼稚園 新家町873-1	遊戯室	91	8,448	24,792	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	-	40w2連×4灯	会議室 67㎡	駐車場有
137	201	第161条第1項	津市立戸木幼稚園 戸木町2337	講堂(遊戯室)	91	8,448	24,792	40w×24灯	33㎡	イス:100	有	有	-	40w2連×4灯	職員室	駐車場有
138	202	第161条第1項	津市立栗葉幼稚園 森町284-1	遊戯室	96	8,448	24,792	40w×18灯	29㎡	イス:120	有	有	-	-	-	投票所 駐車場有
139	203	第161条第1項	津市立榊原幼稚園 榊原町5156	遊戯室	99	8,448	24,792	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	-	40w2連×6灯	空保育室	駐車場有
140	204	第161条第1項	津市立のむら幼稚園 久居野村町542-3	遊戯室	96	8,448	24,792	40w×18灯	29㎡	イス:110	ポータブル有	有	-	-	-	-
141	205	第161条第1項	津市久居公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00-12:00 1200 13:00-17:00 1500	1,500	40w×8灯	無	イス:36 机:12	有	有	-	40w2連×2灯	-	スロープ 駐車場有
	206			大会議室2階	54	9:00-12:00 2000 13:00-17:00 2600	2,600	40w×11灯	有	イス:72 机:24	有	有	-	40w×6灯	小会議室2階 36㎡	
	207			大会議室3階	162	9:00-12:00 3200 13:00-17:00 4200	4,200	40w×18灯	有	イス:111 机:37	有	有	-	40w2連×4灯	小会議室3階 18㎡	
142	208	第161条第1項	津市立桃園公民館 新家町1365-5	情報交換研修室	82	9:00-12:00 300 13:00-17:00 300	300	40w2連×10灯	無	50畳 和机30	有	有	-	20w2連×3灯	小会議室 20㎡	スロープ 駐車場有
143	209	第161条第1項	津市立戸木公民館 戸木町1782	教室	64	9:00-12:00 1200 13:00-17:00 1500	1,500	40w2連×6灯	有	和室40畳 和机20 座敷椅子50	有	有	-	40w2連×4灯	図書室 25㎡ 机5台 椅子15	投票所 スロープ 駐車場有
144	210	第161条第1項	津市七栗公民館 森町286	大会議室	76	9:00-12:00 600 13:00-17:00 800	800	40w3連×10灯	無	和室40畳 和机15	有	有	-	40w3連×2灯	小会議室 10畳	スロープ 駐車場有
145	211	第161条第1項	津市立稲葉公民館 稲葉町1905-3	多目的ホール	131	9:00-12:00 300 13:00-17:00 300	300	40w2連×16灯	有	イス150 机34	有	有	-	40w2連×8灯	和室21畳	スロープ 駐車場有
	212			研修室(洋室)	43	390	390	40w2連×8灯	無	無	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
146	213	第161条第1項	津市榊原農民研修所 榊原町5104	第4研修室	94	09:00-12:00 2000 13:00-17:00 2000 18:00-22:00 2500 9:00-22:00 5000 冷暖房時は10分の3の額を加算		40w2連×10灯	可動1	いす50脚	有	有	-	40w2連×6灯	第3研修室 34㎡ 机13 椅子74	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合 (休日)臨時 職員が必要
147	214	第161条第1項	津市久居北口市民館 久居北口町2709-6	研修室	80	9:00-12:00 500 13:00-17:00 700 17:00-21:00 1,000 9:00-21:00 1,500		40w2連×18灯	無	イス50 机30	有	有	-	40w2連×3灯	教養娯楽室 20.5㎡	スロープ 駐車場10台
148	215	第161条第1項	津市久居北口文化会館 久居北口町560-5	研修室	94	9:00-12:00 500 13:00-17:00 700 17:00-21:00 1,000 9:00-21:00 1,500		30w×15灯	無	イス100 机24	無	有	-	32w2連×2灯 97W×1灯	相談室21㎡ イス15・机12	スロープ 駐車場有
149	216	第161条第1項	津市榊原市民館 榊原町10032	多目的ホール	105	9:00-12:00 500 13:00-17:00 700 17:00-21:00 1,000 9:00-21:00 1,500		32w2連×12灯	無	イス70	有	有	-	-	-	駐車場有
150	217	第161条第1項	津市立成コミュニティセンター 久居野村町874番地8	集会室(A)	38.52	9:00-12:00 840 13:00-17:00 840 18:00-21:00 1,050	有 (蛍光灯)	有	机10	有	有	-	-	-	-	和室(集会所 AとBの仕切り は開けるの で、AとBを 一つの部屋として 使用することが 可能) スロープ 駐車場有
	218			集会室(B)	27.48	9:00-12:00 840 13:00-17:00 840 18:00-21:00 1,050	有 (蛍光灯)	無	机10	無	無	-	-	-	-	
151	219	第161条第1項	津市羽野地区集会所 戸木町5578-13	集会室	30	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720	有	無	18畳	無	有	-	-	-	-	駐車場有
152	220	第161条第1項	津市明神地区集会所 久居明神町1180-259	集会室	51	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		40w2連×6灯	無	イス30 机10	無	有	-	サークルイン 2灯	和室8畳×2 室	-
153	221	第161条第1項	津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153-6	集会室	59	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		40w2連×12灯	無	イス40 机10	無	有	-	40w2連×4灯	和室8畳×2 室	駐車場有 (2台)
154	222	第161条第1項	津市狐塚地区集会所 戸木町3504-3	集会室	59.4	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		6灯	無	イス50 机10	有	有	-	2灯	和室8畳×2 室	駐車場有
155	223	第161条第1項	津市榊原地区集会所 榊原町2879-2	集会室	96	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		32w5連×5灯	無	イス50	無	無	-	サークルイン 2灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有 (10台程度)

156	224	第161条 第1項	津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530-27	集会室	59.5	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×12灯	無	イス44 机14	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
	225			和室1	13.3	1,570	3,150	20w4連×1灯	無	-	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
	226			和室2	16.6	1,570	3,150	20w4連×2灯	無	-	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
157	227	第161条 第1項	津市嵐早地区集会所 戸木町4152-359	集会室	38	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×8灯	無	イス40 机10	有	有	-	40w2連×6 灯	和室(10畳、 8畳)	スロープ 駐車場有 10台
158	228	第161条 第1項	津市桃園地区集会所 川方町475-2	集会室	52	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		36w3連×12灯 40w×1灯	無	イス36 机10	無	有	-	20w2連×4 灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有
159	229	第161条 第1項	津市相川地区集会所 久居野村町1976-22	集会室	60	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×24灯	無	イス100	有	有	-	40w8灯	机 3 イス 7	駐車場有 従事者なし
160	230	第161条 第1項	津市久居万町・中町・射場町 地区集会所 久居射場町43	集会室	50	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		45w4連×3灯	無	イス40 机14	無	有	-	有	和室8畳×2 室	スロープ有
161	231	第161条 第1項	津市元町地区集会所 久居元町2099-2	談話室A	65	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		32w2連×16灯	無	イス80 机25	有	有	-	-	-	投票所 スロープ有
162	232	第161条 第1項	津市久居団地・東町地区集会所 久居野村町372-264	懇話室(A・B)	87	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		32w2連×15基	無	イス60 机20	無	有	-	32w2連×4 灯	懇話室C 18㎡	スロープ 駐車場有
163	233	第161条 第1項	津市下村教育集会所 榊原町8161-2	集会室	49	8,448	24,792	20w3連×8灯	無	イス41 机9	無	有	-	サークルイン1灯	和室8畳	投票所 駐車場有
164	234	第161条 第1項	津市久居総合福祉会館 久居東園跡町20-2	レクリエーションルーム	284	9-12時 5,250円 13-17時 6,820円	18-21時 6,820円	20w4連×16 灯、13w×140 灯ほか	45㎡ 演台1	イス300	有	有	-	40w2連×2 灯	9㎡	スロープ、 エレベーター 駐車場有
	235			第1、2研修室	84	9-12時 2,100円 13-17時 2,720円	18-21時 2,720円	40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス48 机16	有	有	-	-	-	-
165	236	第161条 第1項	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610-7	研修室 和室	80	8:30～12:30 1,000 12:30～17:00 1,000 17:30～22:00 1,250 8:30～22:00 2,500 冷暖房使用3割増		40w×24灯	有	イス50	無	有	-	サークルイン2灯	和室10畳	投票所 スロープ 駐車場有
166	237	第161条 第1項	津市七葉産業会館 庄田町517-1	会議室	62	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 1,570 18:00～21:00 2,100 9:00～21:00 4,720		40w2連×15灯	無	イス90 机30	有	有	-	40w3連×3 灯	懇話室 21㎡	投票所 スロープ 駐車場有
167	238	第161条 第1項	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	8,448	24,792	40W×25灯 ステージ別	有	イス 300	有	有	-	-	-	-
168	239	第161条 第1項	津市立香海中学校 香良洲町128	体育館	800	8,448	24,792	有	有	イス 300	有	有	-	-	-	投票所
169	240	第161条 第1項	津市香良洲公民館 香良洲町1876番地1	大会議室	293	9:00～12:00 1,500 13:00～17:00 2,000	2,000	36灯	無	50席	無	無	-	-	-	期日前 投票所
170	241	第161条 第1項	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	9:00～12:00 5,000 13:00～17:00 6,500 18:00～21:00 7,500 空調使用3割増		有	1	400	有	有	-	有	-	-
	242			すこやかルーム	387	9:00～12:00 1,000 13:00～17:00 1,300 18:00～21:00 1,500 空調使用3割増		有	1	イス 74	有	有	-	-	-	-
171	243	第161条 第1項	津市立大井幼稚園 一志町大井304	遊戯室	80	8,448	24,792	蛍光灯13	無	椅子4	無	無	-	蛍光灯4	座敷机2	休園中トイレ 使用不可 従事者無
172	244	第161条 第1項	津市立川合幼稚園 一志町八太1164-1	遊戯室	150	8,448	24,792	40W×32灯 40W×2×10 灯	有	イス100	無	無	-	-	-	2階
173	245	第161条 第1項	津市立高岡幼稚園 一志町高野1451	遊戯室(1)	143	8,448	24,792	SL 7 DL 5 LED 15	有	イス80	有	有	-	LED 9	遊戯室(2)	H31.4.1～津 市立一志こ ども園に名 称変更、

174	246	第161条 第1項	津市立波瀬幼稚園 一志町波瀬2236	遊戯室	70	8,448	24,792	無	無	無	無	無	-	無	無	休園中従事 者無
175	247	第161条 第1項	津市立一志西小学校 一志町田尻353-1	体育館	600	8,448	24,792	水銀灯50灯	有	いす480	有	有	-	蛍光灯 4本	机4 いす10	-
176	248	第161条 第1項	津市立一志東小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	8,448	24,792	水銀灯300W× 40灯 ハロゲン250W ×10灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 32W×6本	-	-
177	249	第161条 第1項	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	8,448	24,792	水銀灯 大27灯 中28灯 小15灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 2本	机4 いす8	-
178	250	第161条 第1項	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	306.6	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	18時～22時 2,000円	蛍光灯大75 ダウンライト17	有	いす200	有	有	-	2灯	机2 いす4 座敷机5	投票所
179	251	第161条 第1項	津市コミュニティプラザ川合 (津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室 A・B	A 142 B 155	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	18時～21時 1,500円	蛍光灯大80 ダウンライト40	有	いす200	有	有	-	40W 4	-	-
180	252	第161条 第1項	津市一志高岡公民館 (津市一志農村環境改善セン ター) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	9時～12時 5,000円 12時～17時 5,000円 9時～22時 10,000円 冷暖房使用料1 時間につき 1,000円	17時～22時 8,000円	水銀灯24 ダウンライト24 誘導灯14	有	360 移動観覧席	有	有	-	蛍光灯	小会議室	多目的ホー ルは投票所 会場になり ます。
	253			大会議室	90.8	9時～12時 2,000円 12時～17時 2,000円 9時～22時 5,000円 冷暖房使用料1 時間につき300 円	17時～22時 3,000円	蛍光灯38	-	48	有	有	-	蛍光灯	小会議室	大会議室は 2階になりま す。
181	254	第161条 第1項	津市波瀬ふれあい会館 (津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室 A・B	A 142 B 158	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	18時～21時 1,500円	蛍大184小48 ダウンライト14 スポットライト5	有	いす200	有	有	-	40W 16	和室A	投票所
182	255	第161条 第1項	津市一志体育館 一志町高野160-728	メインアリーナ	1080	9:00～12:00 4,000 13:00～17:00 6,000 18:00～21:30 8,000 照明1時間 500円	水銀灯40他6 水銀灯16	有	2階観覧席3 18 イス500	有	有	-	-	-	-	3/31まで天 井工事
	256			サブアリーナ	225	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 3,000 18:00～22:00 4,000 照明1時間 300円	水銀灯16	無	無	0	有	-	-	-	-	投票所
183	257	第161条 第1項	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	489	8448 照明料@400	24792 照明料@400	400W 17	有	いす 200	有	有	-	-	-	投票所
184	258	第161条 第1項	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	8448 照明料 全面@800 半面@400	24792 照明料 全面@800 半面@400	400W 24	有	いす 250	有	有	-	-	-	投票所
185	259	第161条 第1項	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	696	8448 照明料@200	24792 照明料@200	400W 24	有	いす 240	有	有	-	-	-	-

186	260	第161条 第1項	津市立優小学校 白山町上ノ村183	体育館	1093	8448 照明料@200	24792 照明料@200	400W 26	有	いす 260	有	有	-	-	-	-
187	261	第161条 第1項	津市立ハツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	8448 照明料@200	24792 照明料@200	400W 23	有	いす 200	有	有	-	-	-	-
188	262	第161条 第1項	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	8,448	24,792	400W 28	有	いす 290	有	有	-	-	-	-
189	263	第161条 第1項	津市白山体育館 白山町古市808	体育館	1695	9:00～12:00 3,000 13:00～17:00 4,000 18:00～21:30 5,000 照明1時間 300円		400W×56 220W×56	有	いす 1000	有	有	-	有	和室10畳	-
190	264	第161条 第1項	津市白山公民館 白山町川口897番地	講義室	85	9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000	18:00～22:00 1,000	蛍光灯8 ジャンデリア4 シーリングライト1 2	無	いす 45	無	有	-	-	-	-
191	265	第161条 第1項	津市元取公民館 白山町城立305	研修室	74	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	40W 10	無	いす 60	有	有	-	有	会議室1	-
	266			多目的ホール	240	9:00～12:00 3,000 13:00～17:00 3,000	18:00～22:00 3,500	LED 28	有	いす 50	有	有	-	-	-	使用の際 シート敷き 要
192	267	第161条 第1項	津市川口公民館 白山町川口1968番地	ホール	108.5	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	40W 10 20W 24	有	130	有	有	-	-	和室1	-
193	268	第161条 第1項	津市優公民館 白山町中ノ村581	ホール	129.6	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	2×15灯 (40W30本)	有	いす 最大85	有	有	-	有 2本×9灯 (40W18本)	会議室1 和室1	投票所
194	269	第161条 第1項	津市白山総合文化センター 白山町二本木1139-2	ホール	579	平日 9:00～12:00 8,500 冷暖房時11,500 13:00～17:00 11,000 冷暖房時15,000 18:00～22:00 15,000 冷暖房時19,000 土日休日 9:00～12:00 11,000 冷暖房時14,000 13:00～17:00 14,000 冷暖房時18,000 18:00～22:00 19,500 冷暖房時23,500		250W 81 100W28 75W18	有	いす 592	有	有	-	有	茶屋	-
195	270	第161条 第1項	津市家城農村集落多目的共同 利用施設 白山町南家城851-3	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算		40W 12 タケライト 25	無	いす 100	有	有	-	有	和室 24畳	-
196	271	第161条 第1項	津市大三農村集落多目的共同 利用施設 白山町二本木1001-253	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算		40W 12 タケライト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 17.5畳・ 14畳	投票所
197	272	第161条 第1項	津市ハツ山農村集落多目的共同 利用施設 白山町八対野994-1	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算		40W 12 タケライト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 14畳 2部屋	投票所
198	273	第161条 第1項	旧太郎生小学校 美杉町太郎生2128-1	体育館	530	8,448	24,792	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有	-	有	長机 10 いす 20	従事者なし
199	274	第161条 第1項	津市立美杉小学校 美杉町奥津1025	体育館	579.8	8,448	24,792	27灯 1灯400W	可動演壇 1	いす 155	有	有	-	固定電灯	会議室 机 10 いす 30	-
200	275	第161条 第1項	津市立美杉中学校 美杉町八知5800	体育館	1,000	8,448	24,792	25灯	有	いす 500	有	有	-	有	-	-
201	276	第161条 第1項	津市美杉竹原体育館 美杉町竹原296番地	体育館	459	8,448	24,792	水銀灯20	有	200	無	有	-	-	-	-
202	277	第161条 第1項	津市美杉伊勢地体育館 美杉町石名原1581番地2	体育館	490.25	8,448	24,792	水銀灯16	有	150	無	有	-	-	-	-

203	278	第161条 第1項	津市美杉多気体育館 美杉町上多気1042番地5	体育館	459	8,448	24,792	水銀灯20	有	150	無	有	-	-	-	-
204	279	第161条 第1項	津市美杉下之川体育館 美杉町下之川6098番地2	体育館	530	8,448	24,792	16	有	240	有	有	-	有	-	-
205	280	第161条 第1項	津市美杉総合文化センター 美杉町八知5580番地2	多目的ホール	204	2時間以内 5,000円 1時間を増すごとに 2,500円		常設電灯(LED) 897W 35灯 舞台調光 設備一式	演壇1 椅子1	300	有	有	—	有	机1 椅子4	期日前 投票所
206	281	第161条 第1項	津市伊勢地域住民センター 美杉町石名原1681番地	研修室	99.37	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	40W蛍光灯×36	無	椅子50	無	有	-	-	-	投票所
207	282	第161条 第1項	津市伊勢地多目的集会所 美杉町石名原1583番地	集會室	113	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	蛍光灯20	無	94	無	有	-	-	-	-
208	283	第161条 第1項	津市竹原地域住民センター 美杉町竹原2777番地	ふれあい実習室	108	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	蛍光灯40W×15	無	椅子40	無	有	-	-	別室確保	夜間・土日・ 祝日は従事 者なし
209	284	第161条 第1項	津市太郎生多目的集会所 美杉町太郎生2120番地	多目的ホール	130	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	有	有(舞台)	100	有	有	-	-	-	投票所
210	285	第161条 第1項	津市多気地域住民センター 美杉町上多気1031番地	会議室 (研修室)	76	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	32W×2 15器	有	95	無	有	-	-	無 他の会議室	投票所
211	286	第161条 第1項	津市八幡地域住民センター 美杉町奥津1288番地8	大会議室	107.6	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	40W30灯	有	70	有	有	-	100W1灯	机1	投票所
212	287	第161条 第1項	津市下之川地域住民センター 美杉町下之川6115番地	ふれあい実習室	64.59	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	40W 20	無	椅子60	有	有	長机有	40W 8	和室 机2 座布団あり	投票所
213	288	第161条 第1項	津市グリーンハウス美杉 美杉町八知5767番地	研修集會室	57	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	900 1,200 2,000	40W30灯	大1小1	70	1	1	-	40W16灯	図書室 25㎡	-

津市告示第 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 5 4 4 9 片田井戸久保町線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市片田井戸町字大神 8 2 7 番地先から 津市片田町字前田興 1 0 8 0 地先まで	旧	3.5 ~ 5.0	538.8
津市片田井戸町字大神 8 2 7 番地先から 津市片田町字前田興 1 0 8 0 地先まで	新	6.2 ~ 12.8	538.8
津市片田井戸町字大神 8 2 7 番地先から 津市片田町字前田興 1 0 8 0 地先まで	新	4.0 ~ 21.1	527.0

津市告示第 4 6 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日
平成 3 1 年 3 月 5 日
- 2 調査を行う者の名称
津市
- 3 調査地域
白塚・栗真、河芸 、遠河
- 4 調査期間
告示の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 4 7 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ 年
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ 月 ○ ○ 日

2 消除した年月日

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市告示第 4 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

粟加区自治会

三重県津市安濃町粟加字寺台 5 1 6 番地

代表者 平松 傳一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	西野 行平 三重県津市安濃町粟加 4 5 6 番地
変更後	平松 傳一 三重県津市安濃町粟加 5 1 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 2 月 1 0 日の定期総会において選任され、同年 3 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水 1 1 2 3 番地

代表者 太田 芳男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻 藤郎 三重県津市安濃町清水 1 0 1 1 番地
変更後	太田 芳男 三重県津市安濃町清水 1 0 0 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 5 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 6 第 3 項の規定により、津市森林整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 1 0 条の 5 第 1 0 項の規定により告示し、当該津市森林整備計画変更計画書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市白山町川口 8 9 2 番地

津市白山庁舎 2 階 津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

平成 3 1 年 3 月 2 7 日から平成 3 1 年 4 月 2 6 日

津市告示第 5 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 2 5 6	江戸橋上浜町線	津市江戸橋一丁目 5 0 番 2 地 先から	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
		津市上浜町三丁目 1 1 7 番 3 地先まで	

津市告示第 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西 1 4 4 6 番地

代表者 丸山 浩一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中根 和夫 三重県津市安濃町川西 1 4 7 6 番地 3
変更後	丸山 浩一 三重県津市安濃町川西 1 2 9 0 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 1 7 日の定期総会において改選され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 3 号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 5 4 号

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 の規定に基づき、国民健康保険料の徴収に関する事務の一部を下記のとおり委託したので、同法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 3 の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託先

- (1) 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
帝国ホテルタワー 1 3 F
ビリングシステム株式会社
- (2) 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井町タワー
ヤフー株式会社

2 委託開始日

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市告示第 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 1 9 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

長岡町自治会

三重県津市長岡町字垣内 5 7 7 番地 3

代表者 足尾 幸一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	工藤 務 三重県津市長岡町 2 2 9 番地 2
変更後	足尾 幸一 三重県津市長岡町 6 2 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 5 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 6 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託先

- (1) 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
帝国ホテルタワー 1 3 F
ビリングシステム株式会社
- (2) 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井町タワー
ヤフー株式会社

2 委託開始日

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市告示第 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例（平成 1 8 年津市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、平成 3 1 年 2 月 2 8 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成31年2月28日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	115,909,619	81,897,796	70.7%	115,909,619	75,105,322	64.8%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (事 業 勘 定)	27,603,515	22,540,019	81.7%	27,603,515	23,474,161	85.0%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (直営診療施設勘定)	58,182	35,712	61.4%	58,182	44,986	77.3%
介護保険事業 特 別 会 計	27,690,670	21,561,181	77.9%	27,690,670	23,508,601	84.9%
後期高齢者医療事業 特 別 会 計	6,362,078	2,469,759	38.8%	6,362,078	5,170,941	81.3%
市営浄化槽事業 特 別 会 計	398,371	67,063	16.8%	398,371	278,522	69.9%
共同污水处理施設事業 特 別 会 計	100,290	61,368	61.2%	100,290	74,162	73.9%
農業集落排水事業 特 別 会 計	555,610	111,443	20.1%	555,610	342,094	61.6%
土地区画整理事業 特 別 会 計	1,000,795	4	0.0%	1,000,795	195,231	19.5%
住宅新築資金等貸付 事 業 特 別 会 計	47,439	72,325	152.5%	47,439	12,785	27.0%
棕 本 財 産 区 特 別 会 計	502	6	1.2%	502	109	21.7%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成31年2月28日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	40,105,580	36,416,689	90.8%
2 地 方 譲 与 税	913,201	652,337	71.4%
3 利 子 割 交 付 金	68,000	76,591	112.6%
4 配 当 割 交 付 金	160,000	68,600	42.9%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	4,470,000	3,898,282	87.2%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	281,000	203,473	72.4%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	279,000	234,221	84.0%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	43,000	44,809	104.2%
10 地 方 特 例 交 付 金	209,654	209,654	100.0%
11 地 方 交 付 税	18,474,690	17,613,179	95.3%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,000	18,095	45.2%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,448,042	1,241,062	85.7%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,001,710	1,730,444	86.4%
15 国 庫 支 出 金	15,933,849	10,386,897	65.2%
16 県 支 出 金	7,234,700	3,441,965	47.6%
17 財 産 収 入	635,293	256,348	40.4%
18 寄 附 金	76,712	75,725	98.7%
19 繰 入 金	8,693,557	0	0.0%
20 繰 越 金	561,231	561,231	100.0%
21 諸 収 入	912,500	614,294	67.3%
22 市 債	13,292,900	4,153,900	31.2%
合 計	115,909,619	81,897,796	70.7%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	601,793	551,654	91.7%
2 総 務 費	14,482,141	10,322,521	71.3%
3 民 生 費	40,523,427	26,629,713	65.7%
4 衛 生 費	9,654,470	6,250,616	64.7%
5 労 働 費	57,977	48,359	83.4%
6 農 林 水 産 業 費	2,642,865	1,295,243	49.0%
7 商 工 費	1,658,940	858,641	51.8%
8 土 木 費	16,091,464	11,260,355	70.0%
9 消 防 費	4,252,832	3,360,821	79.0%
10 教 育 費	14,316,238	8,705,796	60.8%
11 災 害 復 旧 費	593,602	341,712	57.6%
12 公 債 費	10,911,770	5,479,891	50.2%
13 諸 支 出 金	22,100	0	0.0%
14 予 備 費	100,000	0	0.0%
合 計	115,909,619	75,105,322	64.8%

3 市債の状況

平成31年2月28日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普 通 債	50,887,495	47.4
	(1) 総 務	17,398,172	16.2
	(2) 民 生	1,687,219	1.6
	(3) 衛 生	9,467,997	8.8
	(4) 農 林 水 産 業	756,038	0.7
	(5) 商 工	217,688	0.2
	(6) 土 木	10,047,086	9.3
	(7) 消 防	1,884,032	1.8
	(8) 教 育	9,429,263	8.8
	2 災 害 復 旧 債	666,448	0.6
	(1) 農 林 水 産 業	40,850	0.0
	(2) 土 木	625,598	0.6
	3 そ の 他	55,935,285	52.0
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	54,627,581	50.8
	(2) そ の 他	1,307,704	1.2
	計	107,489,228	100.0
	国 民 健 康 保 険	11,000	0.2
	市 営 浄 化 槽	136,976	3.1
	農 業 集 落 排 水	2,789,270	62.3
	土 地 区 画 整 理	1,522,724	34.0
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	19,814	0.4
	計	4,479,784	100.0
合 計		111,969,012	

平成31年2月28日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

平成31年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	13,131,508
減 債 基 金	2,060,239
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	15,435
国 際 交 流 推 進 基 金	217,714
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	475,484
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	1,665,602
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	34,790
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,977
緑 化 基 金	115,498
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	1
文 化 振 興 基 金	215,480
ま ち づ く り 振 興 基 金	3,133,413
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	32,359
公 共 施 設 整 備 基 金	1,001,222
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	262,331
市 営 浄 化 槽 事 業 基 金	26,820
合 計	22,395,873

5 市有財産の状況

平成31年2月28日現在

有 価 証 券 等	2,372,722千円
自 動 車	679台
建 物	1,097,856.05m ²
土 地	21,305,496.42m ²

* 公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

平成31年2月28日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
67,846 円	市 民 税	150,796 円
59,382 円	固 定 資 産 税	131,983 円
7,609 円	都 市 計 画 税	16,913 円
5,778 円	市 た ば こ 税	12,842 円
2,640 円	軽 自 動 車 税	5,868 円
148 円	入 湯 税	329 円
194 円	そ の 他	430 円
143,597 円	計	319,161 円

人口279,292人、世帯数125,659世帯（平成31年2月28日現在）にて算出しています。

津市公告第 3 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市豊が丘四丁目 2 9 9 2 番 3 1 8 ほか 6 筆（ 2 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内 2 8 番 3 8 号

大和ハウス工業株式会社 三重支店

支店長支配人 戸田 祐介

津市公告第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 31 年 3 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 31 年 3 月 18 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田上津部田字八ノ坪 1827 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区台場二丁目 3 番 2 号
昭和シェル石油株式会社
代表取締役 亀岡 剛

津市公告第 3 4 号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区 域	供用開始の期日
このんべ西公園	津市久居小野辺町 1 7 0 5 番 7	別図の とおり	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
杜の街けやきの 丘公園	津市河芸町杜の街五 丁目 9 番 1	別図の とおり	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
豊久野中央公園	津市芸濃町棕本 2 9 6 1 番 1 3	別図の とおり	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
曽根山之神公園	津市安濃町曽根 1 0 2 8 番 2 8	別図の とおり	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
高茶屋二丁目北 公園	津市高茶屋二丁目 8 3 3 番 3 0	別図の とおり	平成 3 1 年 3 月 3 1 日

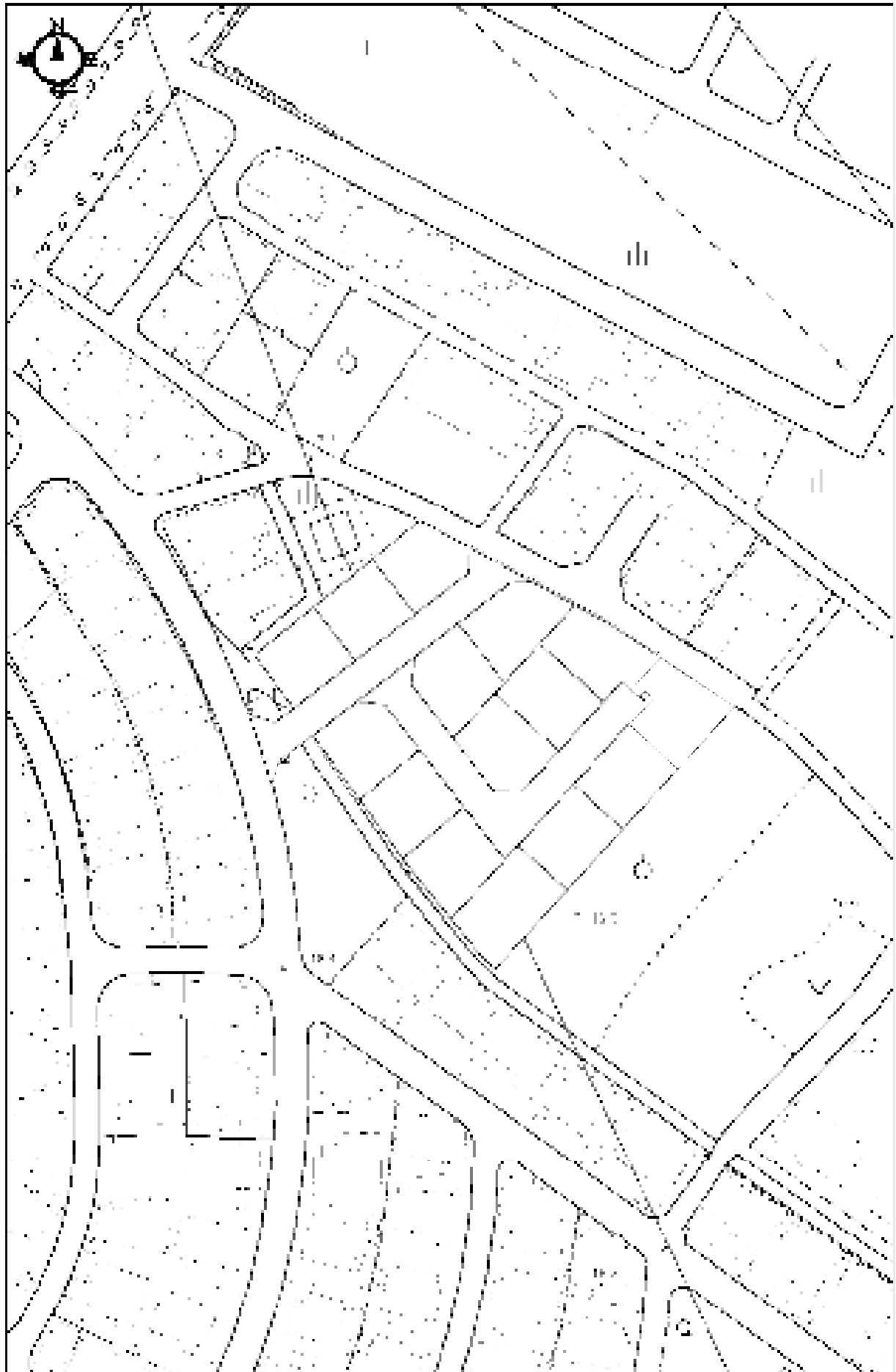
2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

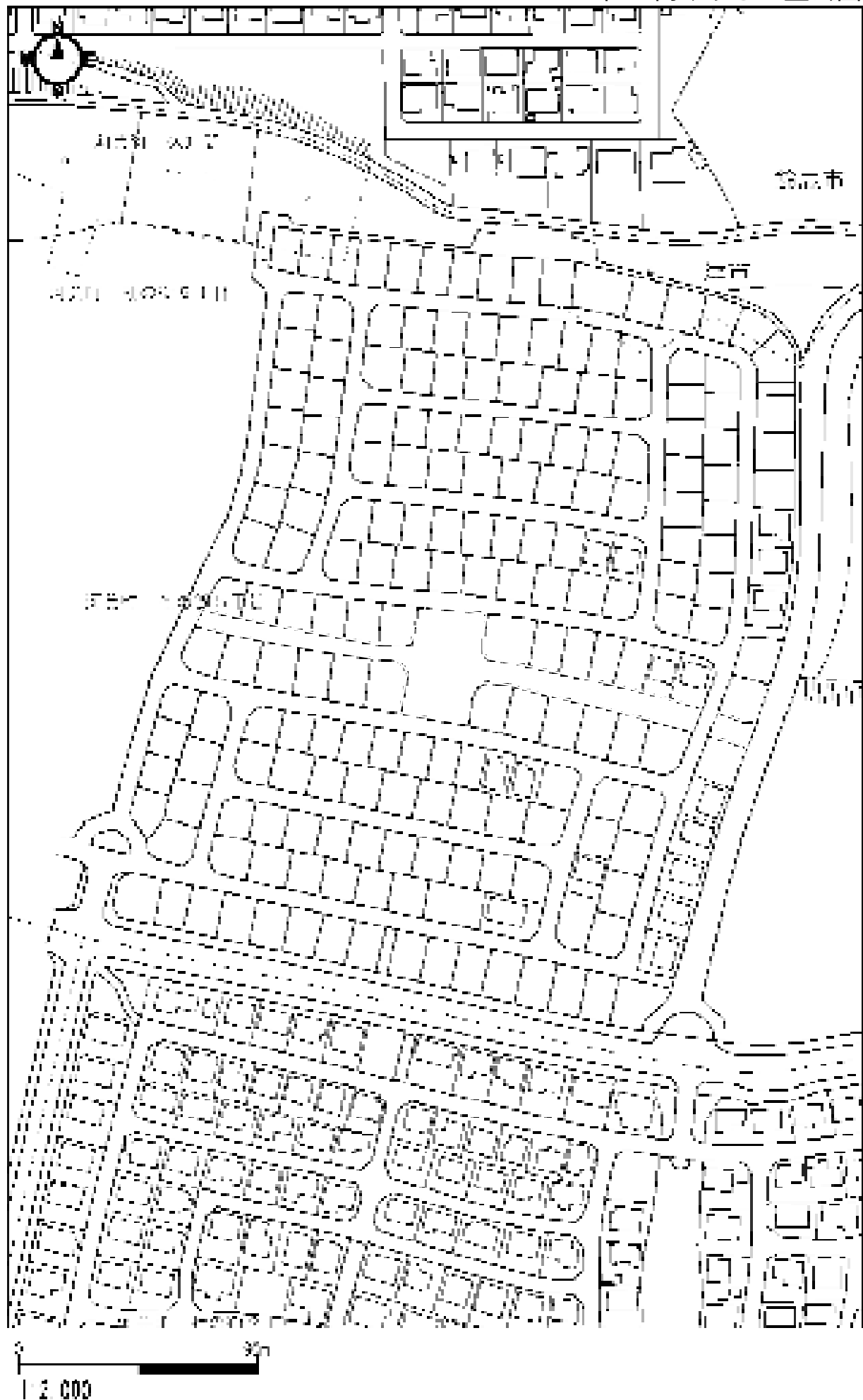
供用開始区域図

このんべ西公園



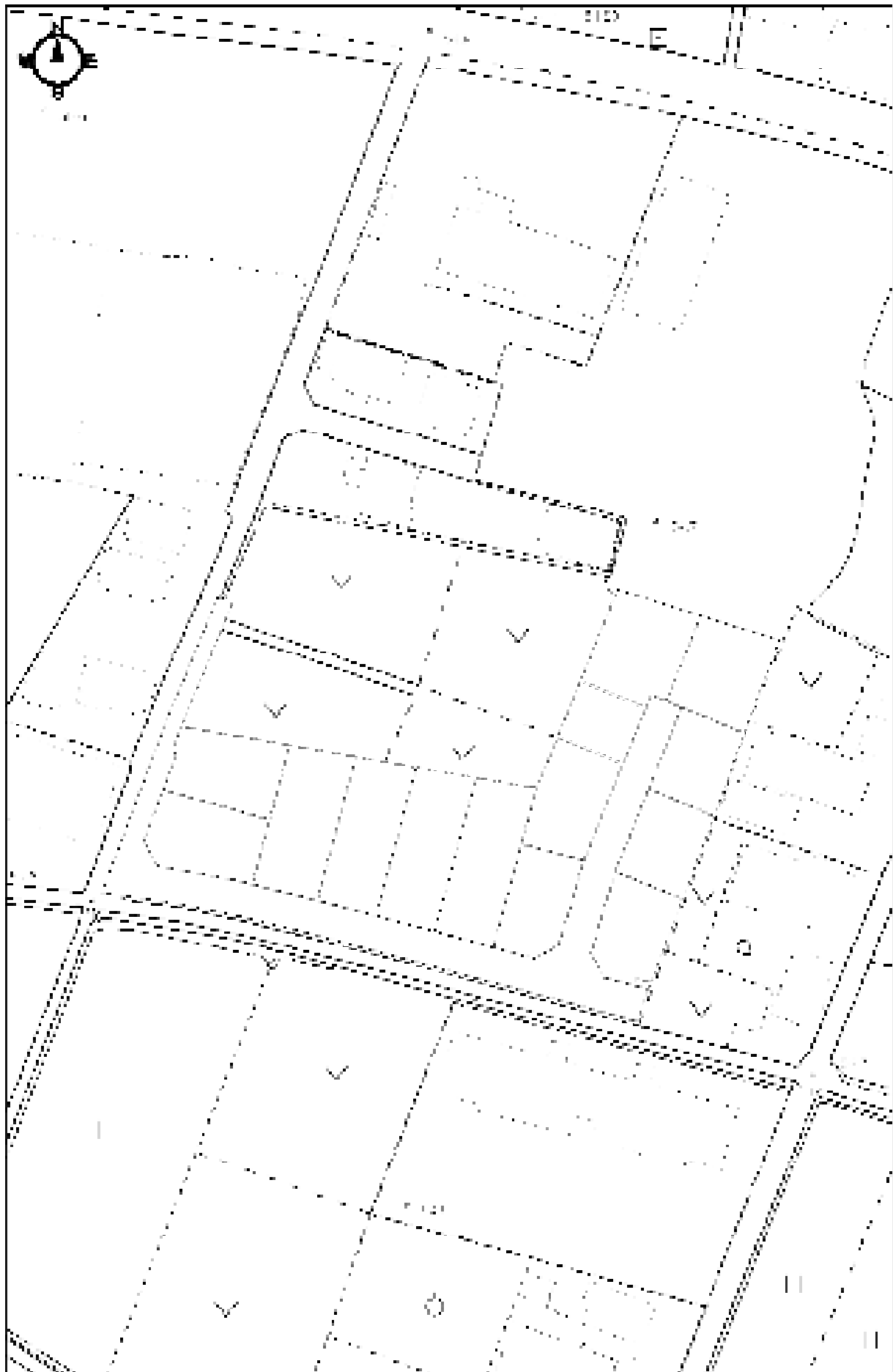
供用開始区域図

杜の街けやきの丘公園



供用開始区域図

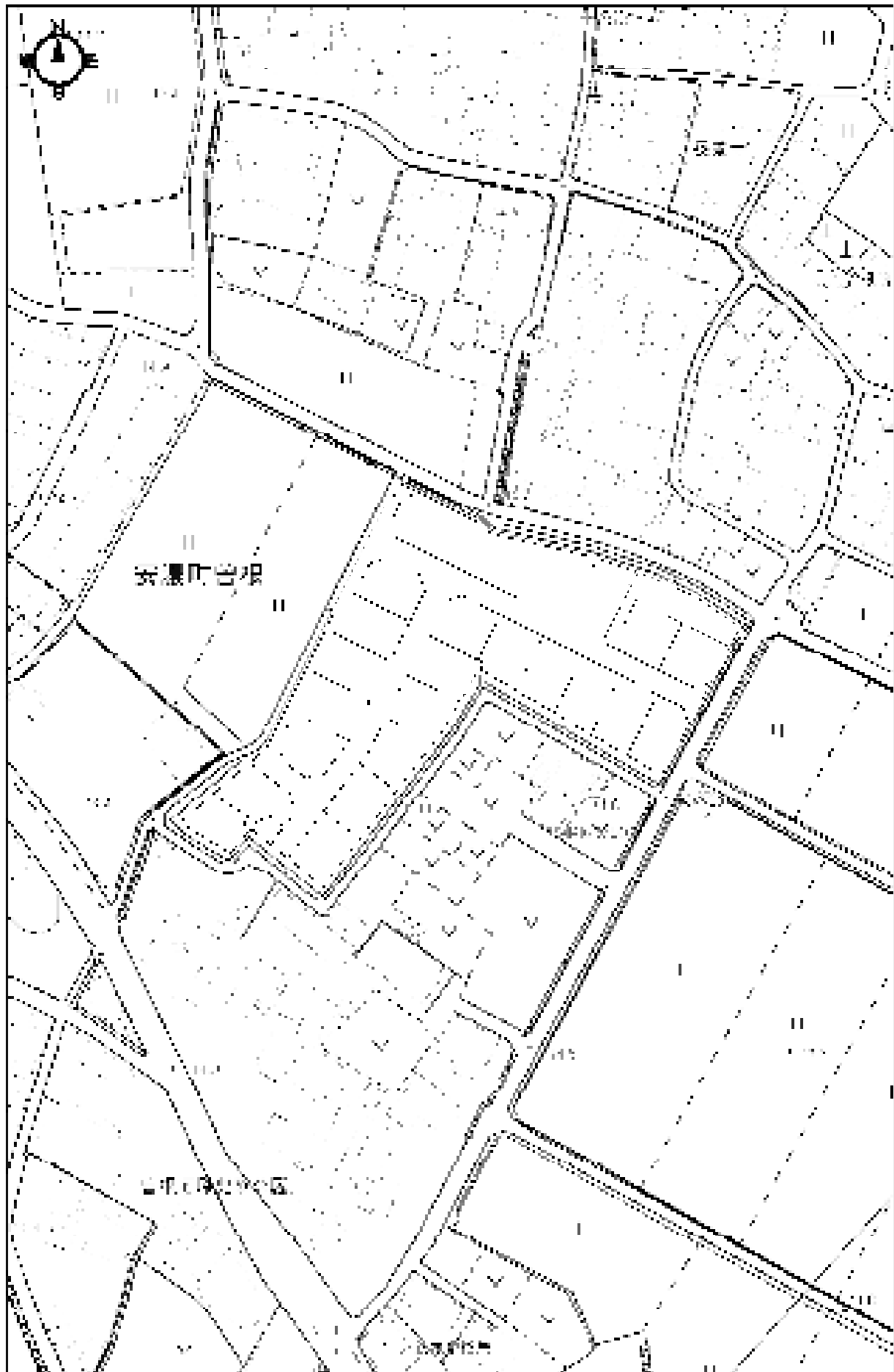
豊久野中央公園



1:1,000

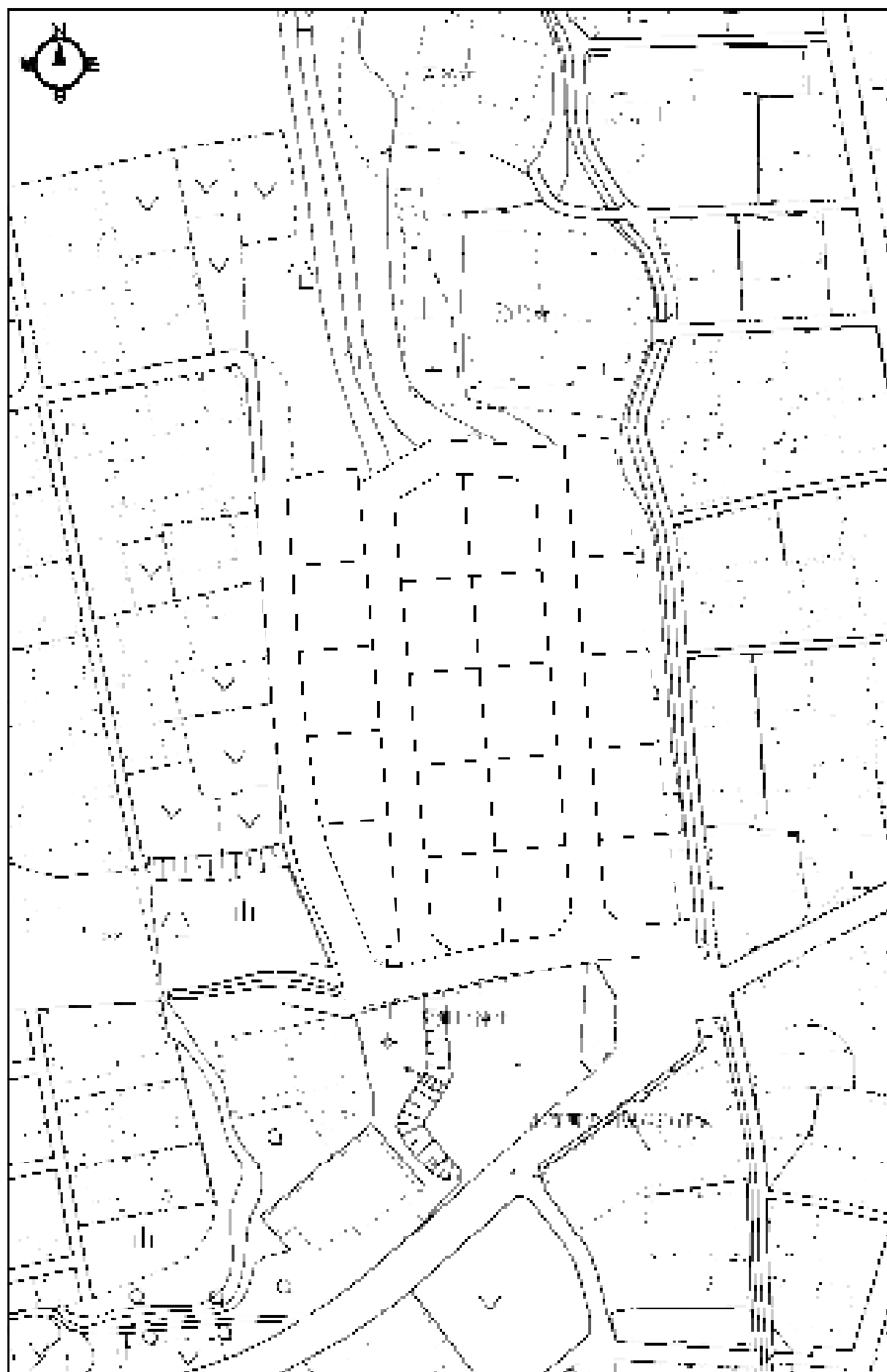
供用開始区域図

曾根山之神公園



供用開始区域図

高茶屋二丁目北公園



津市公告第 3 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市上浜町六丁目 2 7 6 番 2 の一部ほか 1 7 筆（1 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内 2 8 番 3 8 号

大和ハウス工業株式会社 三重支店

支店長支配人 戸田 祐介

津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業事務専決規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「部長」を「部長（局長）」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市消防長 東 海 千 秋

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「部長決裁及び部次長決裁」を「部長（局長）決裁及び部次長（局次長）決裁」に改める。

第 4 条中「部次長決裁」を「部次長（局次長）決裁」に改める。

別表第 3 担当理事の項中「部長」の次に「（局長）」を加え、同表担当参事の項中「部次長」の次に「（局次長）」を加える。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 2 号

教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 25 条第 1 項」を「第 25 条、第 26 条第 1 項」に、「第 26 条」を「第 27 条」に、「規則第 4 条」を「規則第 4 条第 1 項」に改め、「、公務」との次に「、同条第 2 項中「公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない」とあるのは「公務により生じたものでない」と、同項第 5 号中「公務上の災害又は通勤による災害」とあるのは「公務上の災害」と」を加え、「地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「法」という。）」を「法」に、「条例第 4 条」を「津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 4 条」に改め、「第 8 条第 1 項第 4 号」との次に「、規則第 25 条の見出し中「審査の申立て」とあるのは「審査の請求」と、同条中「第 22 条」とあるのは「津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 5 号）第 2 条」と、「審査の申立て」とあるのは「審査の請求」と」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 3 号

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市教育
委員会規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表津市安濃郷土資料館の項を次のように改める。

津市安濃郷土資料館	津市図書館の設置及び管理に関する条例施行 規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 2 3 号）第 2 条に規定する休館日
-----------	--

第 2 条の表中

津市香良洲歴史資料館	1 毎週月曜日（当該日が祝日法による休日 に当たるときは、その翌日）
津市白山郷土資料館	
津市美杉ふるさと資料館	2 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日まで

を

津市香良洲歴史資料館	1 毎週月曜日（当該日が祝日法による休日 に当たるときは、その翌日）
津市美杉ふるさと資料館	
	2 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日まで

に改める。

第 3 条の表津市安濃郷土資料館の項中「午前 9 時から午後 1 0 時まで」を
「午前 1 0 時から午後 6 時まで」に改め、同表中

津市香良洲歴史資料館	午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、入館は 午後 4 時まで）
津市白山郷土資料館	
津市美杉ふるさと資料館	

を

津市香良洲歴史資料館	午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、入館は午後 4 時まで）
津市美杉ふるさと資料館	

に改める。

附 則

この規則中第 2 条の表及び第 3 条の表の改正規定（津市白山郷土資料館に係る部分に限る。）は平成 31 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 8 月 1 日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 4 号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表学区一覧表 1 小学校の表栗真小学校学区の項中「白塚小学校学区及び北立誠小学校学区」を「北立誠小学校学区及び白塚小学校学区」に改め、同表上野小学校学区の項中「豊津小学校学区」の次に「及び千里ヶ丘小学校学区」を加え、同表千里ヶ丘小学校学区の項中「千里ヶ丘小学校学区」を「千里ヶ丘小学校学区」に、「河芸町千里ヶ丘」を「河芸町上野の一部、河芸町千里ヶ丘」に、「河芸町杜の街」を「河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目、河芸町杜の街三丁目、河芸町杜の街四丁目、河芸町杜の街五丁目」に改め、同表草生小学校学区の項中「安濃町草生」の次に「（明合小学校学区に含まれる区域を除く。）」を加え、同表明合小学校学区の項中「安濃町野口」を「安濃町草生の一部、安濃町野口」に改め、同表大三小学校学区の項中「川口小学校学区」の次に「及び倭小学校学区」を加え、「（倭小学校学区に含まれる区域を除く。）」を削り、同表倭小学校学区の項中「白山町二本木地内並木の一部」の次に「、白山町古市の一部」を加え、同表八ッ山小学校学区の項中「白山町古市」の次に「（倭小学校学区に含まれる区域を除く。）」を加える。

別表学区一覧表 2 中学校の表朝陽中学校学区の項中「千里ヶ丘小学校学区」を「千里ヶ丘小学校学区」に改める。

第 1 号様式から第 3 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

第 6 号様式を次のように改める。

() 學 校 名

津市立		学校(学園)			第		学年		組		児童・生徒出席簿		(年 月)																										
番号	児童・生徒氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出席日数	欠日病気	席数事故	適心指導等	遅刻・早退	忌引日数	出休日数
		曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜								
1																																							
2																																							
3																																							
4																																							
5																																							
41																																							
42																																							
43																																							
44																																							
45																																							
授業日数	月末児童・生徒数	籍		授業総日数		忌引日数		出席日数		出席停止数		出席しなればばならない総日数		欠席日数		欠席日数		適心指導		総出席日数		出休日数																	
日	人	人		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日																	
備考																																							

第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

（校長）

児童・生徒出欠席月末統計表												
学 年	月 末 在 籍 児 童 生 徒 数		総 授 業 日 数	忌 引 日 数	出 席 停 止 日 数	出 席 し な け れ ば な ら ない 総 日 数	総 欠 席 日 数			適 応 指 導 教 室 等 日 数	総 出 席 日 数	
	普 通	特 別 支 援					計	病 気	事 故			
1 学 年												
2 学 年												
3 学 年												
4 学 年												
5 学 年												
6 学 年												
7 学 年												
8 学 年												
9 学 年												
計												
授 業 日 数	長 期 欠 席 者 数	転 入 者 数	転 出 者 数	出 席 停 止 者 数	備 考							
日	人	人	人	人	人							

(注) 総授業日数については、次の算式により算出すること。
 月末在籍児童生徒数×授業日数－転入者の転入までの授業日数＋転出者及び死亡者の授業日数

第 9 号様式及び第 1 0 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 1 1 号様式の 2 を次のように改める。

第 1 1 号様式の 2 (第 1 5 条関係)

(表)

幼稚園幼児指導要録 (指導に関する記録)

ふりがな				指導の重点等	年度	年度
氏名					(学年の重点)	(学年の重点)
	年	月	日生			
性別					(個人の重点)	(個人の重点)
ねらい (発達を捉える視点)						
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。			指導 上 参 考 と な る 事 項		
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。					
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。					
	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。					
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。					
環境	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。					
	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。					
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。					
言葉	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。					
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。					
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。					
表現	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。					
	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。					
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。					
出欠状況	年度	年度	年度	備考		
	教育日数					
	出席日数					

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入

個人の重点：1 年間の振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入

指導上参考となる事項：

(1) 次の事項について記入すること。

1 年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼稚園教育要領第 2 章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・ 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。

次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

(2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

備考 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通した幼児の発達の姿を記入すること。

(裏)

幼稚園幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）

ふりがな			指導の重点等	年度	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性にに応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての園児に同じように見られるものではないことに留意すること。
氏名				（学年の重点）	
性別	年 月 日生			（個人の重点）	
ねらい （発達を捉える視点）			指導上参考となる事項	健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
健康	健康	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。		自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
	人間関係	幼稚園生活を楽しむ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。		協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
環境	環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。		道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
	言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。		社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考え関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
表現	表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。		思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
	表			自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
出欠状況	年度			数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。	
	教育日数			先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。	
	出席日数			言葉を伝えることなどを通して、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。	
			豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。	

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：

- (1) 次の事項について記入すること。
- 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
 - 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
 - 次の年度の指導に必要なと考えられる配慮事項等について記入すること。
- 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。
- (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。
- 備考 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。

第 12 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 14 号様式中「あて先」を「宛先」に、「第 17 条」を「第 18 条」に改める。

第 15 号様式中「幼稚園名 印」を「幼稚園長 」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 5 号

津市学校運営協議会規則

津市学校運営協議会規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 38 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 6 の規定に基づき、津市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、地域住民、保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校（教育委員会が所管する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園をいう。以下同じ。）と地域住民等との間の信頼関係を深め、子供たちの豊かな学びと育ちを創造することを目的とする。

（設置等）

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が 2 以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について 1 の協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の目的等が記載された申請書を考慮した上で、協議会を設置するものとする。

3 教育委員会は、協議会の設置に当たっては、地域住民等及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

（委員の構成等）

第4条 協議会の委員は、12人（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15人）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

- (1) 協議会が運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域住民等
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者
（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長等）

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員の互選により選任された委員がその職務を代理する。

（会議等）

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

（協議会の承認事項）

第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 対象学校の運営方針に関すること。

(3) 施設管理に関すること。

(4) その他校長が必要と認める事項

(学校運営に関する意見の申出)

第 9 条 法第 4 7 条の 6 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、前条の基本的な方針の実現に資する事項とし、協議会が同項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第 1 0 条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(適正な運営を確保するための必要な措置)

第 1 1 条 教育委員会は、協議会の運営の状況について、的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 86 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示する。

平成 31 年津市選挙管理委員会告示第 15 号は廃止する。

平成 31 年 3 月 20 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|------------|---------------|
| 1 | 50 分の 1 の数 | 4 , 6 0 2 人 |
| 2 | 6 分の 1 の数 | 3 8 , 3 4 6 人 |
| 3 | 3 分の 1 の数 | 7 6 , 6 9 2 人 |

津市選挙管理委員会告示第 39 号

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県知事選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 20 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 1 投票区	津市西丸之内23-1	津市役所南側	1
第 1 投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側	2
第 1 投票区	津市西丸之内32	お城東駐車場西側	3
第 1 投票区	津市丸之内27	お城公園西側	4
第 1 投票区	津市南丸之内5	三番町公園東側	5
第 2 投票区	津市北丸之内5-2	塔世公園東側	1
第 2 投票区	津市中央8	東検校公園西側	2
第 2 投票区	津市中央8-8	中央保育園東側	3
第 2 投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側	4
第 2 投票区	津市丸之内養正町5	玉置町公園東側	5
第 3 投票区	津市新東町塔世5	新地公園東側	1
第 3 投票区	津市愛宕町158	愛宕町公園東側	2
第 3 投票区	津市相生町192	さくら湯南側	3
第 3 投票区	津市万町津	清原公園南側	4
第 3 投票区	津市中河原2075	津市さくら児童館西側	5
第 4 投票区	津市乙部218	シンリョー特機のかいかい側（北側） の駐車場	1
第 4 投票区	津市住吉町1番10号	津市環境公社向かい側駐車場	2
第 4 投票区	津市海岸町16	津市海岸バス停前西側三交タクシー 車庫フェンス	3
第 4 投票区	津市末広町24	海浜公園東側	4
第 4 投票区	津市高洲町15	高洲町教育集会所西側	5
第 5 投票区	津市大門31	観音公園北側	1
第 5 投票区	津市寿町21-22	津市敬和公民館北側	2
第 5 投票区	津市寿町14	乙部公園南側	3
第 5 投票区	津市港町1	贅崎児童遊び場西側	4
第 5 投票区	津市乙部1-3	柵三交タクシー津営業所西側	5
第 6 投票区	津市船頭町津興	船頭ポンプ場西側	1
第 6 投票区	津市船頭町津興3381	県営住宅船頭町団地P 1 南側	2
第 6 投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側	3
第 6 投票区	津市船頭町津興1695-7	百五銀行事務センター跡地南側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 6 投票区	津市三重町津興433-6	市営千鳥アパート南側	5
第 7 投票区	津市三重町津興555-3	三重町公園南側	1
第 7 投票区	津市柳山津興396	阿漕浦児童遊び場西側	2
第 7 投票区	津市柳山津興	市道柳山第 2 6 号線水路沿いフェンス	3
第 7 投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側	4
第 7 投票区	津市柳山津興369-13	川喜田様所有地東側	5
第 8 投票区	津市阿漕町津興1162	津市橋南市民センター駐車場西側	1
第 8 投票区	津市下弁財町津興1376-1	育生健康公園東側	2
第 8 投票区	津市下弁財町津興244	ニチイケアセンター津駐車場東側	3
第 8 投票区	津市阿漕町津興222-9	市営南阿漕住宅 2 号館西側	4
第 8 投票区	津市藤方2432-20	結城園公園東側	5
第 9 投票区	津市下弁財町津興3005	津興公園北側	1
第 9 投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側	2
第 9 投票区	津市南中央3	古道公園北側	3
第 9 投票区	津市上弁財町9-27	NTT西日本津阿漕ビル北側	4
第 1 0 投票区	津市半田3	高松山団地南公園北側	1
第 1 0 投票区	津市半田1396-1	高松スポーツ公園東側	2
第 1 0 投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側	3
第 1 0 投票区	津市半田	高松山団地北公園南側	4
第 1 0 投票区	津市半田1128-105	半田笠取児童遊び場	5
第 1 1 投票区	津市本町33-1	津球場公園西側	1
第 1 1 投票区	津市修成町9	修成小学校南側	2
第 1 1 投票区	津市修成町18-22	橋南公民館東側	3
第 1 1 投票区	津市岩田5	佐伯町公園北側	4
第 1 1 投票区	津市南中央8-16	別所健宅東側	5
第 1 1 投票区	津市本町33-1	津球場公園南側	6
第 1 1 投票区	津市岩田17	桜ヶ丘排水機場北側	7
第 1 2 投票区	津市美川町154-95	グリーンハイツ公園	1
第 1 2 投票区	津市南新町12-12	少年鑑別所西側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 1 2 投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側	3
第 1 2 投票区	津市半田76-5	藤川工務店南側	4
第 1 3 投票区	津市八町三丁目3	新町小学校東側	1
第 1 3 投票区	津市新町三丁目4-20	新町幼稚園西側	2
第 1 3 投票区	津市南河路	佐藤邦和宅北側道路敷	3
第 1 3 投票区	津市押加部町7-12	谷川神社南側	4
第 1 4 投票区	津市東古河町11	駐車場（原田土地開発様管理）	1
第 1 4 投票区	津市東古河町4	古河公園北側	2
第 1 4 投票区	津市西丸之内12	一之坪（一之田）公園東側	3
第 1 4 投票区	津市東古河町4	古河公園南側	4
第 1 5 投票区	津市観音寺町604-299	津公園団地東児童遊び場	1
第 1 5 投票区	津市鳥居町228-1	マルヤス山手通り店駐車場西側	2
第 1 5 投票区	津市観音寺町509	三重大学観音寺宿舎駐車場北側	3
第 1 5 投票区	津市観音寺町604-264	津公園団地北児童遊び場	4
第 1 6 投票区	津市観音寺町448-29	観音寺東公園南側	1
第 1 6 投票区	津市栄町一丁目857-1付近	安濃川親水公園西側	2
第 1 6 投票区	津市栄町一丁目956	県庁前公園南側	3
第 1 6 投票区	津市羽所町574	羽所公園西側	4
第 1 7 投票区	津市桜橋一丁目707	桜橋公園西側	1
第 1 7 投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校西側	2
第 1 7 投票区	津市島崎町272	島崎町公園	3
第 1 7 投票区	津市桜橋三丁目77-1	桜橋ポンプ場西側	4
第 1 7 投票区	津市島崎町308	県営住宅島崎団地南西角	5
第 1 8 投票区	津市栄町三丁目200-18	栄町公園東側	1
第 1 8 投票区	津市上浜町一丁目39-2	津駅前北部土地区画整理事務所南側	2
第 1 8 投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園北側	3
第 1 8 投票区	津市上浜町六丁目16-8	上浜ヒルズ南公園東側	4
第 1 9 投票区	津市大谷町12	三重県総合教育センター駐車場北側	1
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田3055	上津部田公園南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田3059	三重県総合文化センター前バス停東側	3
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館西側	4
第 1 9 投票区	津市洪見町770-141	つつじが丘会館南側	5
第 1 9 投票区	津市上浜町六丁目	ひょうたん池南側	6
第 2 0 投票区	津市一身田上津部田1470	三重県立津東高校東側	1
第 2 0 投票区	津市長岡町800-452	西が丘西公園東側	2
第 2 0 投票区	津市長岡町800-258	西が丘中公園南側	3
第 2 0 投票区	津市一身田上津部田1488-86	上津台中央公園北側	4
第 2 0 投票区	津市長岡町800-437	津市立西が丘小学校正門前	5
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目27-24	上浜四丁目南公園東側	1
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地4号棟西側	2
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目49	上浜四丁目西公園東側	3
第 2 1 投票区	津市上浜町五丁目69-43	上浜北公園北側	4
第 2 1 投票区	津市上浜町二丁目45	上浜町二丁目チビッコ広場	5
第 2 2 投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校北側	1
第 2 2 投票区	津市栗真町屋町	三重大学正門前	2
第 2 2 投票区	津市江戸橋一丁目125付近	日本調剤三重大前薬局前	3
第 2 2 投票区	津市桜橋三丁目446-28	N T T 西日本津社宅二号棟南側	4
第 2 2 投票区	津市桜橋二丁目59-2	県営住宅江戸橋団地P R 3 棟前 (ガードパイプ)	5
第 2 3 投票区	津市雲出島貫町487-4	雲出市民館第二駐車場北側	1
第 2 3 投票区	津市雲出本郷町1525-2	雲出市民センター附帯施設広場西側	2
第 2 3 投票区	津市雲出本郷町1165	雲出幼稚園西側	3
第 2 3 投票区	津市雲出長常町1026-38	市営住宅雲出二号館南側	4
第 2 3 投票区	津市雲出伊倉津町1012-3	伊倉津町自治会ちびっこ広場東側	5
第 2 3 投票区	津市雲出長常町662-11	雲出長常児童遊び場東側	6
第 2 4 投票区	津市城山二丁目18-6	ローソン津城山店南側空地	1
第 2 4 投票区	津市城山三丁目10-7	西城山公園南側	2
第 2 4 投票区	津市城山二丁目9-17	東城山公園西側	3
第 2 4 投票区	津市城山一丁目12-2	三重県こころの医療センター北側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 2 4 投票区	津市城山一丁目16-40	スギ薬局城山店西側フェンス	5
第 2 5 投票区	津市高茶屋四丁目14-9	里の上住宅児童遊び場西側	1
第 2 5 投票区	津市高茶屋二丁目24-12	桜茶屋児童遊び場南側	2
第 2 5 投票区	津市高茶屋三丁目20-9	南郊児童遊び場東側	3
第 2 5 投票区	津市高茶屋四丁目44-1	南郊中学校東側	4
第 2 5 投票区	津市高茶屋一丁目34-17	ヒューマンタウン児童遊び場北側	5
第 2 6 投票区	津市高茶屋五丁目3-54	高茶屋公園東側	1
第 2 6 投票区	津市高茶屋小森町4000-2	南部緑地公園東側	2
第 2 6 投票区	津市高茶屋小森町1707-293	小森向山公園東側	3
第 2 7 投票区	津市高茶屋小森町1623-50	中山南公園内西側	1
第 2 7 投票区	津市高茶屋小森町1623-9	中山北児童遊び場東側	2
第 2 7 投票区	津市高茶屋一丁目3-55	小森中公園東側	3
第 2 8 投票区	津市藤方501-65	藤方東公園内西側	1
第 2 8 投票区	津市藤方2083-7	藤水団地児童遊び場東側	2
第 2 8 投票区	津市藤方297-1	藤方公園北側	3
第 2 8 投票区	津市垂水934-16	垂水夢公園	4
第 2 8 投票区	津市藤方1491-2	藤水出張所南側	5
第 2 9 投票区	津市半田	青谷第一集会所前	1
第 2 9 投票区	津市垂水2612-22	津電気会館前	2
第 2 9 投票区	津市半田3424	二重池団地東公園東側	3
第 2 9 投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側	4
第 2 9 投票区	津市垂水2970	垂水団地公園西側	5
第 3 0 投票区	津市南が丘二丁目10	南が丘調整池	1
第 3 0 投票区	津市南が丘一丁目5-6	南が丘自治会集会所北側	2
第 3 0 投票区	津市南が丘四丁目	南が丘シイノキ公園西側	3
第 3 0 投票区	津市垂水1300	津市社会福祉事業団入口北側	4
第 3 0 投票区	津市垂水2670	潮見が丘団地中央公園南側	5
第 3 1 投票区	津市緑が丘一丁目4-20	どんぐり公園東側	1
第 3 1 投票区	津市緑が丘二丁目4-3	サンベール公園南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 3 1 投票区	津市神戸1893	ぜにやま公園南側	3
第 3 1 投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側	4
第 3 1 投票区	津市神戸1248付近	下神戸バス停前（県道 6 5 7 号線沿い）	5
第 3 2 投票区	津市野田21-793	泉ヶ丘団地北公園東側	1
第 3 2 投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前	2
第 3 2 投票区	津市野田21-841	泉ヶ丘団地児童公園西側	3
第 3 2 投票区	津市野田21-818	泉ヶ丘団地中央公園東側	4
第 3 2 投票区	津市野田1287	黒川様宅北側（県道 5 5 号線沿い）	5
第 3 3 投票区	津市片田志袋町300-72付近	片田志袋団地志袋公園東側	1
第 3 3 投票区	津市片田田中町47	片田田中町集会所南側	2
第 3 3 投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路沿い	3
第 3 3 投票区	津市片田新町19-3付近	片田新町二丁目バス停横	4
第 3 3 投票区	津市片田新町67	片田団地中央公園南側	5
第 3 3 投票区	津市片田町391	谷口様宅北側	6
第 3 4 投票区	津市小舟1081-82	殿舟団地集会所北側	1
第 3 4 投票区	津市小舟566-238	殿舟団地第 2 公園東側	2
第 3 4 投票区	津市分部3275	J A 津安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側	3
第 3 4 投票区	津市小舟566-224	殿舟団地第 1 公園南側	4
第 3 4 投票区	津市殿村1490	殿村集荷場前	5
第 3 5 投票区	津市納所町236	安東小学校北側	1
第 3 5 投票区	津市渋見町25-2	渋見町ゴミ集積所横	2
第 3 5 投票区	津市河辺町2690-5	（株）山幸建設駐車場東側	3
第 3 5 投票区	津市安東町774	跡部集会所防火水槽西側	4
第 3 5 投票区	津市一色町257	津市中消防署西分署西側	5
第 3 6 投票区	津市長岡町3009-1	緑の街バス停留所裏	1
第 3 6 投票区	津市河辺町3569-1	もちのきパーク南側	2
第 3 6 投票区	津市河辺町3514-3	けやきガーデン団地内公園道路側（道路を挟み向かい側の壁際）	3
第 3 6 投票区	津市河辺町3022	津西ハイタウンセントラルパーク東側	4
第 3 7 投票区	津市夢が丘一丁目	中央公園北側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 3 7 投票区	津市一身田上津部田	三重県総合文化センターC 9 駐車場フェンス	2
第 3 7 投票区	津市一身田中野157	三重短期大学西側	3
第 3 7 投票区	津市一身田大古曽	一身田中野大古曽第 1 号線伊勢鉄道 高架下南側道路用地	4
第 3 7 投票区	津市一身田大古曽805-1	一身田小学校南側	5
第 3 8 投票区	津市一身田町	一身田団地東公園西側	1
第 3 8 投票区	津市一身田町333	岩崎病院南側植栽	2
第 3 8 投票区	津市一身田平野	平野公園	3
第 3 8 投票区	津市一身田平野767-3	志登茂南公園東側	4
第 3 8 投票区	津市一身田平野	志登茂園ロータリー傍の道路用地東側	5
第 3 9 投票区	津市一身田豊野262-1	山本浩子所有地南側	1
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1194-2	豊野団地污水处理場南の公園南側	2
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1406-479	豊野会館西側	3
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1406-755	ふれあい公園西側	4
第 3 9 投票区	津市一身田豊野	東豊野バス停北西側	5
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	栗真中山白塚町線水路沿いガードレール	1
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	町屋グランドゴルフ場向かいガードレール	2
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町517-2	富田千秋様宅西側	3
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	三重大学北西駐車場北側フェンス	4
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町836-1	津市栗真出張所南側フェンス	5
第 4 1 投票区	津市栗真中山町816-6	三重武道館北側フェンス	1
第 4 1 投票区	津市栗真中山町452付近	栗真小学校北側市道	2
第 4 1 投票区	津市栗真小川町	林様宅南側市道沿いガードパイプ	3
第 4 1 投票区	津市栗真小川町	廻向橋南東側道路敷	4
第 4 1 投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側	5
第 4 2 投票区	津市白塚町	新川南側	1
第 4 2 投票区	津市白塚町4352	白塚児童遊び場	2
第 4 2 投票区	津市白塚町5205	津市白塚出張所東側	3
第 4 2 投票区	津市白塚町4964-2	太田宏子所有駐車場北側	4
第 4 3 投票区	津市白塚町2856	旭電器工業株式会社西側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 4 3 投票区	津市白塚町2111	津市白塚市民センター西側	2
第 4 3 投票区	津市白塚町2721-1	第一コーポ横井南側フェンス	3
第 4 3 投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側	4
第 4 4 投票区	津市白塚町58-3	市営白塚団地 2 号館西側空き地	1
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路西側	2
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路東側	3
第 4 4 投票区	津市白塚町	白塚団地一号公園南側	4
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路東側	5
第 4 5 投票区	津市大里川北町	大里川北町集会所東側	1
第 4 5 投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口	2
第 4 5 投票区	津市あのかつ台四丁目6-1	産業業務機能支援中核施設あのかつピア南側	3
第 4 5 投票区	津市大里山室町	山室高架橋東側	4
第 4 5 投票区	津市大里窪田町1821	大里小学校西側	5
第 4 5 投票区	津市大里小野田町110	乙部活雄様宅西側	6
第 4 5 投票区	津市大里川北町	市道一身田河芸線かわきた苑東側入口付近	7
第 4 6 投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側	1
第 4 6 投票区	津市高野尾町1891-53	赤塚重一様宅北側	2
第 4 6 投票区	津市高野尾町	里中橋東側	3
第 4 6 投票区	津市高野尾町1431-1	中町倶楽部東側	4
第 4 6 投票区	津市高野尾町	市道高野尾大里野田町第 1 号線北側	5
第 4 7 投票区	津市津市豊が丘四丁目	豊が丘のびのび公園南側	1
第 4 7 投票区	津市豊が丘二丁目3214	豊が丘小学校西側	2
第 4 7 投票区	津市豊が丘一丁目3175-495	豊が丘あすなろ公園北側	3
第 4 7 投票区	津市津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側	4
第 4 7 投票区	津市高野尾町3351-237	高野尾ポンプ場東側	5
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側 (地区公園内)	1
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保100	ザ・ビッグエクストラ津河芸店南側 (河芸郵便局前)	2
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保1678	自治会所有駐車場 (旧オグロ化粧品店)	3
第 4 9 投票区	津市河芸町影重944-1	影重公民館南側空地	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 4 9 投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門東側	2
第 4 9 投票区	津市河芸町一色2595-1	西井精麦駐車場西側	3
第 4 9 投票区	津市河芸町影重1190	ブリュワリーホーシュー駐車場東側	4
第 4 9 投票区	津市河芸町一色1478-3	豊津浄水場入口並びに墓地北側	5
第 5 0 投票区	津市河芸町上野2963	上野小学校正門北側	1
第 5 0 投票区	津市河芸町上野1168-38	東上野公民館北側	2
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3060-1の先	県道三行上野線新上野橋東側	3
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3339-129	新上野公民館東側	4
第 5 0 投票区	津市河芸町久知野1731-1	久知野東三差路	5
第 5 0 投票区	津市河芸町一色200	旧河芸理容前	6
第 5 0 投票区	津市河芸町上野369-2	大蔵園南信号交差点前	7
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3824	北消防署旧河芸分署入口北	8
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里759	尾前神社入口	1
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里56-1	スーパーサンシ北	2
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里839	カワゲファッション前	3
第 5 1 投票区	津市河芸町上野24	後藤輝人様宅西側	4
第 5 2 投票区	津市河芸町西千里1577-4	鈴木板金前（県道上野鈴鹿線沿い）	1
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘2	千里ヶ丘第 6 公園西側	2
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り中央分離帯 （千里ヶ丘公民館前）	3
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘55-3	河芸町千里ヶ丘第 2 公園北側	4
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-16	市道久知野郡山線沿い （杜の街くすのきの丘前）	5
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目1487-4	杜の街ひだまり公園入り口	6
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-1	杜の街くすのきの丘集会所より市道久知 野郡山線をはさんで南西の緑地帯	7
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田1904	伊勢鉄道河芸駅前	1
第 5 3 投票区	津市河芸町高佐地内	高佐公民館前（県道久居河芸線沿い）	2
第 5 3 投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局跡地東側（黒田小学校学習田）	3
第 5 3 投票区	津市河芸町赤部695	赤部南三差路（市道敷）	4
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田1441	浜田集落センター南側	5
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田814-3	河芸総合支所前	6

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 5 4 投票区	津市河芸町南黒田2282	行方武二様宅南側	1
第 5 4 投票区	津市河芸町南黒田409-4	観音寺西側	2
第 5 5 投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側	1
第 5 5 投票区	津市河芸町三行1148-5	三行水源地東側	2
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本413	棕本運送付近横山池南西堰堤	1
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本6824	津市芸濃総合文化センター北側	2
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本635	(株) 成光電器東側	3
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本892-113	棕本団地公園東南角	4
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本6141-1	芸濃総合支所	5
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本3044-1	イオンタウン芸濃北側グリーンロード沿い	6
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本7195	津市芸濃町棕本岩原公民館付近 ごみ集積場西	7
第 5 7 投票区	津市芸濃町棕本5838	横山池北側ガードレール	1
第 5 7 投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畑代東線農排中継ポンプ付近	2
第 5 7 投票区	津市芸濃町林1832-2	市道棕本林殿町線沿い	3
第 5 7 投票区	津市芸濃町林	川原公民館東側	4
第 5 7 投票区	津市芸濃町楠原1209-1	市道新玉橋北線	5
第 5 7 投票区	津市芸濃町忍田177-4	市道忍田町中線中勢用水施設付近	6
第 5 7 投票区	津市芸濃町棕本5507	市道棕本林殿町線三ツ谷池東側	7
第 5 8 投票区	津市芸濃町小野平1180	小野平ゲートボール場南側	1
第 5 8 投票区	津市芸濃町多門430-2地先	県道津芸濃大山田線 三重交通フ リー多門橋バス停付近	2
第 5 8 投票区	津市芸濃町北神山305	安西雲林院幼稚園西側	3
第 5 8 投票区	津市芸濃町萩野3759	萩野地区ゲートボール場北側	4
第 5 8 投票区	津市芸濃町岡本136-3	県道津芸濃大山田線 三重交通岡本バス停付近歩道	5
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館	1
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1630	県道津芸濃大山田線待避所付近	2
第 5 9 投票区	津市芸濃町中縄524-42	市営藤ヶ丘団地集会所西側緑地	3
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1982付近	市道南山多門線沿い	4
第 6 0 投票区	津市芸濃町河内55	落合通宏様宅前	1
第 6 0 投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前市有地	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 6 1 投票区	津市美里町平木520-1の先	平木地区入口	1
第 6 1 投票区	津市美里町北長野1574-3	内田ヒナ子様宅東側の畑	2
第 6 1 投票区	津市美里町北長野713-1	今瀬青佳様宅前	3
第 6 1 投票区	津市美里町桂畑373-1	桂畑文化センター前	4
第 6 1 投票区	津市美里町南長野535	南長野生活改善センター	5
第 6 2 投票区	津市美里町五百野1916-2	ふれあいセンター五百野フェンス北側	1
第 6 2 投票区	津市美里町足坂275	高宮郵便局前	2
第 6 2 投票区	津市美里町三郷405-3	旧美里村役場跡地	3
第 6 2 投票区	津市美里町三郷1408-20	柳谷入口バス停北側	4
第 6 3 投票区	津市美里町家所2112-1	旧辰水小学校下駐車場	1
第 6 3 投票区	津市美里町家所8-2	長谷山ハイツ入口	2
第 6 3 投票区	津市美里町穴倉	穴倉久保坂の上ゴミ集積場所東	3
第 6 3 投票区	津市美里町高座原	高座原地区入口 (県道亀山白山線沿い)	4
第 6 3 投票区	津市美里町家所4782	県道家所阿漕停車場線三交野田バス停	5
第 6 3 投票区	津市美里町日南田	三交日南田バス停北側	6
第 6 4 投票区	津市安濃町草生1038-2	県道草生・窪田・津線藤谷卓幹宅北側	1
第 6 4 投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線紀平正則様宅西側	2
第 6 4 投票区	津市安濃町草生3147-1	県道亀山白山線 平尾農作業管理休養施設東側	3
第 6 4 投票区	津市安濃町安部517	市道安川石秋様宅南側	4
第 6 4 投票区	津市安濃町草生4406-2	生水区公民館	5
第 6 4 投票区	津市安濃町中川445	市道野田隆夫様宅南側	6
第 6 4 投票区	津市安濃町田端上野874-25	明合放課後児童クラブ (学童保育所さくらんぼクラブ) 東側	7
第 6 5 投票区	津市安濃町川西276	市道真柄義則様宅北側	1
第 6 5 投票区	津市安濃町川西1200	県道草生曾根線宮田正男様宅西側	2
第 6 5 投票区	津市安濃町南神山57-2	県道穴倉南神線榑増井総建作業所南側	3
第 6 5 投票区	津市安濃町今徳1484	今徳区公民館	4
第 6 5 投票区	津市安濃町妙法寺93	市道三島崇宅北側	5
第 6 5 投票区	津市安濃町妙法寺1126	市道敷大市神社東	6
第 6 5 投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道中上雅嗣宅北側	7

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 6 5 投票区	津市安濃町浄土寺1566	市道落合秀明様宅（川西607-22）西側	8
第 6 6 投票区	津市安濃町安濃2822-3	県道亀山安濃線歩道東側（N T T 電柱第二内多幹28前）	1
第 6 6 投票区	津市安濃町内多3356	市道歩道内多区公民館南側	2
第 6 6 投票区	津市安濃町太田2040	市道敷（内多・清水線）浅生恭雄様宅北側	3
第 6 6 投票区	津市安濃町清水1221	萩原君代様所有畑	4
第 6 6 投票区	津市安濃町曾根1158	曾根農村公園南側	5
第 6 6 投票区	津市安濃町清水903-59	清水ヶ丘団地坂の公園（清水ヶ丘第一児童公園）西側	6
第 6 6 投票区	津市安濃町太田1603-20	市道敷小宮様宅前	7
第 6 6 投票区	津市安濃町曾根807-14	市道安濃保育園西側	8
第 6 7 投票区	津市安濃町野口1220	県道亀山白山線野口公民館北側	1
第 6 7 投票区	津市安濃町大塚483	市道戸島区公民館南側	2
第 6 7 投票区	津市安濃町大塚502-4	市道村主茂様宅南側	3
第 6 7 投票区	津市安濃町荒木183-5	県道津芸濃大山田線ハートフル公園西側	4
第 6 7 投票区	津市安濃町栗加410-2	県道草生窪田津線明合小学校東側	5
第 6 7 投票区	津市安濃町田端上野19-4	市道東観中学校東側	6
第 6 7 投票区	津市安濃町東観音寺387-3	県道草生曾根線歩道岡副全成様宅南側	7
第 6 8 投票区	津市久居西鷹跡町2-3	久居ふるさと文学館北側	1
第 6 8 投票区	津市久居東鷹跡町105	三重県立久居農林高等学校グラウンド北側	2
第 6 8 投票区	津市久居寺町1264	後藤正和様宅前	3
第 6 8 投票区	津市久居本町1400-2	久居一志地区医師会館南側	4
第 6 9 投票区	津市久居射場町43-6	万町・中町・射場町地区集会所西側フェンス	1
第 6 9 投票区	津市久居万町720	万町児童公園東側	2
第 6 9 投票区	津市久居中町264-1	わたせい前駐車場北側	3
第 6 9 投票区	津市久居西鷹跡町494	久居中学校グラウンド北側フェンス	4
第 6 9 投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第 1 分団詰所駐車場北側	5
第 7 0 投票区	津市久居新町737	成美小学校北側	1
第 7 0 投票区	津市久居新町2819	新町三角公園西側フェンス	2
第 7 0 投票区	津市久居新町3005	県道松阪久居線歩道東側（久居駅西側ロータリー北）	3
第 7 0 投票区	津市久居新町2721-1	三重県企業庁職員運動施設東側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 7 1 投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側	1
第 7 1 投票区	津市久居野村町372-203	久居団地東公園東側	2
第 7 1 投票区	津市久居井戸山町145	合同宿舍久居東住宅 1 号棟南側フェンス	3
第 7 1 投票区	津市久居野村町329-22	久居第 2 団地防火水槽	4
第 7 1 投票区	津市久居野村町589-1	野田池東側空地	5
第 7 2 投票区	津市久居桜が丘町1711-130	桜が丘西公園北側	1
第 7 2 投票区	津市久居桜が丘町1900-194	奥田俊雄様宅前植樹帯	2
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町1574-1	脇田山団地西公園南側雑種地	3
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町2009-1	東さくらが丘団地ひだまり公園東側	4
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町1344-1	稲葉一所有農地北側	5
第 7 3 投票区	津市久居北口町487-1	北口第一公園東側	1
第 7 3 投票区	津市久居北口町554-2	蜜柑山幼稚園南側	2
第 7 3 投票区	津市久居烏木町415	川村正和様宅前	3
第 7 3 投票区	津市久居北口町438-5	サンコーボラス久居西側	4
第 7 3 投票区	津市久居新町625-18	ハーモネート公園	5
第 7 4 投票区	津市久居北口町859-3	北部保育園園舎西側	1
第 7 4 投票区	津市久居明神町2381-4	ダイソー&アオヤマ久居インターガーデン店西側市道	2
第 7 4 投票区	津市久居北口町1000-9	梅田孝義様宅東側農地	3
第 7 4 投票区	津市久居明神町1397-55	永谷桂子様所有農地南東道路側	4
第 7 4 投票区	津市久居相川町2392-20	グリーンショップヒカリ東側農地	5
第 7 5 投票区	津市久居二ノ町1658	橋本剛至様宅前	1
第 7 5 投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側	2
第 7 5 投票区	津市久居元町2081-1	上野博様宅前	3
第 7 5 投票区	津市久居元町1940-13	奥田純一様宅東側ガードレール	4
第 7 5 投票区	津市久居元町2119	津市埋蔵文化センター久居分室東側	5
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町1610-7	須ヶ瀬構造改善センター北側	1
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町112-1	中島多美子様所有農地	2
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町1521-4先	雲出川堤防	3
第 7 7 投票区	津市木造町935-1	伊藤隆治様宅前	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 7 7 投票区	津市木造町地内	中西芳夫様宅向いの市道	2
第 7 7 投票区	津市木造町2380-1	福井健所有雑種地	3
第 7 7 投票区	津市木造町2460	雲出川堤防北側	4
第 7 8 投票区	津市新家町1672-1	太田長郎様宅前	1
第 7 8 投票区	津市新家町2203-5	ハイタウン久居東集会所用地	2
第 7 8 投票区	津市新家町873-1	桃園幼稚園前	3
第 7 8 投票区	津市新家町1558-1	小田博文所有地	4
第 7 9 投票区	津市久居元町2314-17	こべき保育園前	1
第 7 9 投票区	津市久居元町2354	久居公民館東側	2
第 7 9 投票区	津市牧町286-4	稲垣治加子様宅前	3
第 7 9 投票区	津市久居野口町2560-103	陸上自衛隊演習場南側ガードレール	4
第 7 9 投票区	津市川方町492-2	榊原和子様宅前	5
第 7 9 投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東側緑の風公園北側	6
第 8 0 投票区	津市戸木町2337	戸木幼稚園西側	1
第 8 0 投票区	津市戸木町7030-1	市営桃里団地市道北側ガードフェンス	2
第 8 0 投票区	津市戸木町8094	風早団地入口西側歩道	3
第 8 0 投票区	津市戸木町5581-9	三重交通「市営住宅口」バス停西	4
第 8 0 投票区	津市戸木町7746	織田信一所有畑	5
第 8 1 投票区	津市庄田町1908-12	すみれ公園南西側	1
第 8 1 投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館駐車場東側	2
第 8 1 投票区	津市庄田町2491-2	庄田町中出屋集会所北側	3
第 8 1 投票区	津市庄田町2145-3	県道平生・庄田線沿森克彦所有農地	4
第 8 1 投票区	津市庄田町2886-1	庄田町自治会南集会所前畑	5
第 8 2 投票区	津市森町1490-1	小林一美所有農地	1
第 8 2 投票区	津市森町270	栗葉小学校北東側	2
第 8 2 投票区	津市森町94	橋本正雄所有農地	3
第 8 2 投票区	津市森町1633-8	中京銀行久居倉庫西側歩道内植込	4
第 8 3 投票区	津市大鳥町178-1	稲垣正春所有農地	1
第 8 3 投票区	津市久居一色町766	一色公会所南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 8 3 投票区	津市中村町地内	中村町ごみ集積所（中村町公会所向側）西	3
第 8 3 投票区	津市久居一色町940	久居西中学校東側	4
第 8 3 投票区	津市久居一色町115-4付近	益田勝義様宅東側ガードパイプ	5
第 8 4 投票区	津市稲葉町530-1	下稲葉公会所南向い池村通子所有農地	1
第 8 4 投票区	津市稲葉町757-1	稲葉邦成様宅北側農地	2
第 8 4 投票区	津市久居緑が丘町一丁目7-4	グリーンヒルふれあい広場西側	3
第 8 4 投票区	津市稲葉町4777	県道上稲葉羽野線稲葉公民館前 道路北側法面	4
第 8 4 投票区	津市稲葉町240付近	前田昌英様宅南側ガードレール	5
第 8 5 投票区	津市稲葉町2621-4付近	県道亀山白山線山路幹男様宅西 道路北側法面	1
第 8 5 投票区	津市稲葉町2755-1	松島尚様所有農地	2
第 8 5 投票区	津市稲葉町2524	西川原橋付近（美里ホームランド）	3
第 8 5 投票区	津市稲葉町2799	中島久様所有地	4
第 8 6 投票区	津市榊原町15929	三重交通「榊原療養所前」バス停南側付近脇田久所有農地	1
第 8 6 投票区	津市榊原町6078-1	三重交通「榊原口」バス停付近伊藤得男所有農地	2
第 8 6 投票区	津市榊原町5104	榊原農民研修所前	3
第 8 6 投票区	津市榊原町4964-3	県道亀山・白山線道路法面	4
第 8 7 投票区	津市榊原町7280-1	下村地区共有地東側	1
第 8 7 投票区	津市榊原町7011-5	市道庄田榊原線圓浄寺専用駐車場付近	2
第 8 7 投票区	津市榊原町8132-2	三重交通「並松橋」バス停付近	3
第 8 7 投票区	津市榊原町8161-2	下村教育集会所前	4
第 8 8 投票区	津市榊原町4696-1	寺野垣内集会所南側フェンス	1
第 8 8 投票区	津市榊原町16538	中ノ山地区共有地南側	2
第 8 8 投票区	津市榊原町2882-3	三重交通「笠取山口」バス停 東側ガードレール	3
第 8 8 投票区	津市榊原町4437-2	谷酒店東ゲートボール場	4
第 8 8 投票区	津市榊原町14820-2付近	平松清様宅西側ガードレール	5
第 8 8 投票区	津市榊原町4414-1	一之坂集会所敷地内	6
第 8 9 投票区	津市榊原町10020-1	落合小遊園地西側	1
第 8 9 投票区	津市榊原町17201	海泉寺付近川原田正明所有農地	2
第 8 9 投票区	津市榊原町10844付近	吉田三郎様宅北側市道ガードレール	3

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 8 9 投票区	津市榑原町10295-1	榑原上教育集会所	4
第 9 0 投票区	津市香良洲町1239-1	めぐみの広場の南側	1
第 9 0 投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所の北側	2
第 9 0 投票区	津市香良洲町2161-1	サンデルタ香良洲の西側 (パターゴルフ場)	3
第 9 0 投票区	津市香良洲町5880	米川謙二様宅の北側ブロック塀	4
第 9 0 投票区	津市香良洲町950	松島すま子様宅の東側の畑	5
第 9 1 投票区	津市香良洲町5536-22	マックスバリュ香良洲店の北側空き地	1
第 9 1 投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品(株)関西工場前の歩道法面	2
第 9 1 投票区	津市香良洲町789-2	三重交通バス川原停留所の北側	3
第 9 1 投票区	津市香良洲町116-20	前田正人様宅の東側ブロック塀	4
第 9 1 投票区	津市香良洲町294	高橋良雄様宅の空き地南側	5
第 9 2 投票区	津市一志町井生1444-3	上井生児童公園北側	1
第 9 2 投票区	津市一志町井生	市道井生小吹高畑線 (井生公会所南側)	2
第 9 2 投票区	津市一志町井生	市道井生線 (ごみ集積所西側)	3
第 9 2 投票区	津市一志町井生2848	一志野球場・テニスコート	4
第 9 3 投票区	津市一志町大仰1470-1	上出公会所南側	1
第 9 3 投票区	津市一志町大仰313-1	津市大井公民館北側	2
第 9 3 投票区	津市一志町大仰	市道石橋村出線 (村出集会所西側)	3
第 9 3 投票区	津市一志町大仰878-2	片山公会所	4
第 9 3 投票区	津市一志町石橋301-1	石橋公会所東側	5
第 9 4 投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前	1
第 9 4 投票区	津市一志町井関755	田邊保徳様宅前	2
第 9 4 投票区	津市一志町井関369	田中新策様宅前	3
第 9 4 投票区	津市一志町井関	県道一志美杉線 (JR名松線井関駅から200m西)	4
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬4245-7	岩垣内駐車場	1
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬1977-1	小渕医院前	2
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬	市道下ノ世古川原出線 (尾崎橋バス停東側)	3
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬4322	小畑志満子様宅前	4
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2233-2先	市道波瀬小学校線 (魚銀食堂南側)	5

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2315-1	松田貢様宅前	6
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬5263先	市道（若杣86号線）	7
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2178-1	腰山商店プロパン置場	8
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬	市道川原出野口線（平山宅南側）	9
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（井ノ口公園手前）	1
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（出丸宅南側）	2
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館	3
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬（室の口）	市道室ノ口97号線（福専寺前）	4
第 9 7 投票区	津市一志町八太614	長谷川眞雄様宅前	1
第 9 7 投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側	2
第 9 7 投票区	津市一志町八太1008-1	津市コミュニティプラザ川合北側	3
第 9 7 投票区	津市一志町片野553-24	姫路集会所南側	4
第 9 7 投票区	津市一志町片野254	片野集会所北側	5
第 9 7 投票区	津市一志町八太469-1	屋方集会所西側	6
第 9 8 投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側	1
第 9 8 投票区	津市一志町日置396-1	日置集落センター西側	2
第 9 8 投票区	津市一志町其村（其村団地）	市道其村175号線（其村団地入り口）	3
第 9 8 投票区	津市一志町其村	市道其村線（滝鼻様宅東側）	4
第 9 9 投票区	津市一志町高野1450	高野保育園南側	1
第 9 9 投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側	2
第 9 9 投票区	津市一志町高野	市道高野31号線（辻村様宅東側）	3
第 9 9 投票区	津市一志町其倉	其倉橋左岸側橋詰	4
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻	県道久居美杉線（田尻消防車庫北側）	1
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志庁舎南側	2
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻404-4	市道高野田尻線	3
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1658-1	西川原集会所北側	4
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1640	佐野みち子様宅南側	5
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1457-25先	市道一志団地内線	6
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野	市道高野団地線（高野団地東バス停）	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前	2
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野2609	一志中学校グラウンド西側	3
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-493	高野団地 5 公園南側	4
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-434	高野団地 6 公園北側	5
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山915	市道小山線（細野様宅前）	1
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山	市道小山177号線（コスモスクリニック北側）	2
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山854-66	小山台地集会所南側	3
第 1 0 2 投票区	津市一志町みのりヶ丘115-397	倉口開発ミルメゾンみのり台販売センター西側	4
第 1 0 3 投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所前駐車場東側	1
第 1 0 4 投票区	津市白山町福田山589-1	脇田文雄様宅前・県道松阪青山線道路沿	1
第 1 0 4 投票区	津市白山町城立301	元取公民館敷地内	2
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城936	岸本建設敷地	1
第 1 0 5 投票区	津市白山町藤362-1	藤交差点南空地	2
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城190-6	中西五六様宅東空地	3
第 1 0 5 投票区	津市白山町北家城1344地先	北家城ごみ集積所北側	4
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高校北側	5
第 1 0 5 投票区	津市白山町二俣348地先	二俣ゲートボール場南側	6
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口1991	川口小学校南側	1
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口897	津市白山公民館南側	2
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口471-6	津市立白山中学校体育館北西側	3
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口2708地先	杉ヶ瀬ごみ集積所北側	4
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口8100	津市白山川口ゲートボール場南側	5
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口3411近く	県道二本木御衣田線新広瀬橋南側（茅刈公民館道路隔てて西側）	6
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木1001-724	白山台団地グリーンロード側入口付近空地	1
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木1001-45	白山台団地大三出張所前公園北側	2
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木408	沖広倶楽部南側空地	3
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木728-1	三重中央農協大三支店南側	4
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木4699地先	マックスバリュ駐車場東側	5
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木3507	イセゴム工業西側空地	6

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 0 8 投票区	津市白山町三ヶ野1149	上広公民館前・防火水槽東側	1
第 1 0 8 投票区	津市白山町三ヶ野5437	三ヶ野公民館南側空地	2
第 1 0 9 投票区	津市白山町佐田175地先	口佐田集会所前・防火水槽東	1
第 1 0 9 投票区	津市白山町中ノ村581	津市倭公民館南側	2
第 1 0 9 投票区	津市白山町南出55-2	南出倶楽部北側空地	3
第 1 0 9 投票区	津市白山町佐田1395-4	県道亀山白山線東側沿い畑	4
第 1 0 9 投票区	津市白山町上ノ村9-296	グリーンタウン榊原中央公園東側	5
第 1 0 9 投票区	津市白山町上ノ村450番地先	木村重義様宅北空地	6
第 1 1 0 投票区	津市白山町八対野985-1	津市白山ゲートボール場東側	1
第 1 1 0 投票区	津市白山町八対野92-2	津市八対野教育文化会館北側	2
第 1 1 0 投票区	津市白山町稲垣305番地地先	稲垣公民館西側	3
第 1 1 0 投票区	津市白山町古市699番地先	津市白山運動場第 2 駐車場西側	4
第 1 1 0 投票区	津市白山町山田野912番地先	山田野大山児童公園北側	5
第 1 1 0 投票区	津市白山町山田野348番地先	山田野集会所前	6
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原379	県道久居美杉線沿い（持経公民館北側）	1
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原3199	県道久居美杉線沿い（中野公民館）	2
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2777	竹原多目的集会所南側	3
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2633-2	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 中原バス停西へ200m付近）	4
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2126	県道久居美杉線沿い（美杉消防第 1 分団 第 4 部格納庫北側山本建設資材置場）	5
第 1 1 1 投票区	津市美杉町八手俣979-4	県道松阪青山線沿い（コミュニティバス 寺広バス停北西方向へ300m付近）	6
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知742-1	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 大野バス停東側）	1
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知1349	県道久居美杉線沿い（県道青山美杉 線交差点北側）	2
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知5580-2	美杉総合文化センター入口東側	3
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知4449-2	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い（コ ミュニティバス相戸バス停西側）	4
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（コミュニティ バス比津バス停東側）	5
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知8405-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い （老ヶ野第 3 公民館北側）	6
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生747-1	国道368号沿い（県境より名張方面へ300 m先、西側にひよこの家）	1
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生2120	市道太郎生旧道線沿い（太郎生多目 的集会所西側）	2
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生2857-1	国道 3 6 8 号沿い（東西橋南側）	3

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県知事選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生5551-2	国道 3 6 8 号沿い (㈱広山建設資材置場)	1
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い	2
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生4774	国道 3 6 8 号沿い (飯垣内橋北へ50m付近)	3
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原	市道逢坂線沿い (コミュニティバス停「逢坂」南側)	1
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1922-4	国道 3 6 8 号沿い旧下垣内東集会所	2
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側	3
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1096-1	国道 3 6 8 号沿い (三重交通上払戸バス停対面側)	4
第 1 1 5 投票区	津市美杉町三多気392-1	市道掛田三多気小屋線沿い	5
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津240	県道久居美杉線沿い (コミュニティバス停「波籠」北側)	1
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津	国道 3 6 8 号沿い (美杉小学校南側)	2
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線 (八幡地域住民センター西側)	3
第 1 1 6 投票区	津市美杉町川上872-1	県道奥津飯高線沿い	4
第 1 1 7 投票区	津市美杉町川上3868	県道奥津飯高線沿い	1
第 1 1 7 投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場 (しゃくなげ会館西側広場)	2
第 1 1 8 投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場	1
第 1 1 8 投票区	津市美杉町丹生俣1452-1	国道 4 2 2 号沿い (小林様宅東側)	2
第 1 1 9 投票区	津市美杉町上多気633	県道嬉野美杉線沿い (三木屋跡敷地)	1
第 1 1 9 投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校グラウンド (多気地域住民センター西側)	2
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気1434-2	県道一志美杉線沿い (㈱前田組敷地)	3
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気2264-2	県道嬉野美杉線沿い (小田内科東側)	4
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気	市道西向院前世古横線沿い (美杉消防団第 6 分団第 1 部格納庫南側)	5
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気	市道佐田漆中ノ世古線 (漆集会所西側)	6
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川180-1	県道松阪青山線沿い (三浪弘子様宅西側)	1
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川1228-3	県道松阪青山線沿い (大清建設資材置場)	2
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前	3
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川2040	県道松阪青山線沿い (㈱エーコープいちしみすぎ下之川店)	4
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川4401-3	県道一志美杉線沿い	5

津市選挙管理委員会告示第40号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年三重県条例第30号）第1条第1項の規定により次のとおり設置したので告示する。

平成31年3月20日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 1 投票区	津市西丸之内23-1	津市役所南側	1
第 1 投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側	2
第 1 投票区	津市西丸之内32	お城東駐車場西側	3
第 1 投票区	津市丸之内27	お城公園西側	4
第 1 投票区	津市南丸之内5	三番町公園東側	5
第 2 投票区	津市北丸之内5-2	塔世公園東側	1
第 2 投票区	津市中央8	東検校公園西側	2
第 2 投票区	津市中央8-8	中央保育園東側	3
第 2 投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側	4
第 2 投票区	津市丸之内養正町5	玉置町公園東側	5
第 3 投票区	津市新東町塔世5	新地公園東側	1
第 3 投票区	津市愛宕町158	愛宕町公園東側	2
第 3 投票区	津市相生町192	さくら湯南側	3
第 3 投票区	津市万町津	清原公園南側	4
第 3 投票区	津市中河原2075	津市さくら児童館西側	5
第 4 投票区	津市乙部218	シンリョー特機のかいかい側（北側） の駐車場	1
第 4 投票区	津市住吉町1番10号	津市環境公社のかいかい側駐車場	2
第 4 投票区	津市海岸町16	津市海岸バス停前西側三交タクシー 車庫フェンス	3
第 4 投票区	津市末広町24	海浜公園東側	4
第 4 投票区	津市高洲町15	高洲町教育集会所西側	5
第 5 投票区	津市大門31	観音公園北側	1
第 5 投票区	津市寿町21-22	津市敬和公民館北側	2
第 5 投票区	津市寿町14	乙部公園南側	3
第 5 投票区	津市港町1	贅崎児童遊び場西側	4
第 5 投票区	津市乙部1-3	柵三交タクシー津営業所西側	5
第 6 投票区	津市船頭町津興	船頭ポンプ場西側	1
第 6 投票区	津市船頭町津興3381	県営住宅船頭町団地P 1 南側	2
第 6 投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側	3
第 6 投票区	津市船頭町津興1695-7	百五銀行事務センター跡地南側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 6 投票区	津市三重町津興433-6	市営千鳥アパート南側	5
第 7 投票区	津市三重町津興555-3	三重町公園南側	1
第 7 投票区	津市柳山津興396	阿漕浦児童遊び場西側	2
第 7 投票区	津市柳山津興	市道柳山第 2 6 号線水路沿いフェンス	3
第 7 投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側	4
第 7 投票区	津市柳山津興369-13	川喜田様所有地東側	5
第 8 投票区	津市阿漕町津興1162	津市橋南市民センター駐車場西側	1
第 8 投票区	津市下弁財町津興1376-1	育生健康公園東側	2
第 8 投票区	津市下弁財町津興244	ニチイケアセンター津駐車場東側	3
第 8 投票区	津市阿漕町津興222-9	市営南阿漕住宅 2 号館西側	4
第 8 投票区	津市藤方2432-20	結城園公園東側	5
第 9 投票区	津市下弁財町津興3005	津興公園北側	1
第 9 投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側	2
第 9 投票区	津市南中央3	古道公園北側	3
第 9 投票区	津市上弁財町9-27	NTT西日本津阿漕ビル北側	4
第 1 0 投票区	津市半田3	高松山団地南公園北側	1
第 1 0 投票区	津市半田1396-1	高松スポーツ公園東側	2
第 1 0 投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側	3
第 1 0 投票区	津市半田	高松山団地北公園南側	4
第 1 0 投票区	津市半田1128-105	半田笠取児童遊び場	5
第 1 1 投票区	津市本町33-1	津球場公園西側	1
第 1 1 投票区	津市修成町9	修成小学校南側	2
第 1 1 投票区	津市修成町18-22	橋南公民館東側	3
第 1 1 投票区	津市岩田5	佐伯町公園北側	4
第 1 1 投票区	津市南中央8-16	別所健宅東側	5
第 1 1 投票区	津市本町33-1	津球場公園南側	6
第 1 1 投票区	津市岩田17	桜ヶ丘排水機場北側	7
第 1 2 投票区	津市美川町154-95	グリーンハイツ公園	1
第 1 2 投票区	津市南新町12-12	少年鑑別所西側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 2 投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側	3
第 1 2 投票区	津市半田76-5	藤川工務店南側	4
第 1 3 投票区	津市八町三丁目3	新町小学校東側	1
第 1 3 投票区	津市新町三丁目4-20	新町幼稚園西側	2
第 1 3 投票区	津市南河路	佐藤邦和宅北側道路敷	3
第 1 3 投票区	津市押加部町7-12	谷川神社南側	4
第 1 4 投票区	津市東古河町11	駐車場（原田土地開発様管理）	1
第 1 4 投票区	津市東古河町4	古河公園北側	2
第 1 4 投票区	津市西丸之内12	一之坪（一之田）公園東側	3
第 1 4 投票区	津市東古河町4	古河公園南側	4
第 1 5 投票区	津市観音寺町604-299	津公園団地東児童遊び場	1
第 1 5 投票区	津市鳥居町228-1	マルヤス山手通り店駐車場西側	2
第 1 5 投票区	津市観音寺町509	三重大学観音寺宿舎駐車場北側	3
第 1 5 投票区	津市観音寺町604-264	津公園団地北児童遊び場	4
第 1 6 投票区	津市観音寺町448-29	観音寺東公園南側	1
第 1 6 投票区	津市栄町一丁目857-1付近	安濃川親水公園西側	2
第 1 6 投票区	津市栄町一丁目956	県庁前公園南側	3
第 1 6 投票区	津市羽所町574	羽所公園西側	4
第 1 7 投票区	津市桜橋一丁目707	桜橋公園西側	1
第 1 7 投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校西側	2
第 1 7 投票区	津市島崎町272	島崎町公園	3
第 1 7 投票区	津市桜橋三丁目77-1	桜橋ポンプ場西側	4
第 1 7 投票区	津市島崎町308	県営住宅島崎団地南西角	5
第 1 8 投票区	津市栄町三丁目200-18	栄町公園東側	1
第 1 8 投票区	津市上浜町一丁目39-2	津駅前北部土地区画整理事務所南側	2
第 1 8 投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園北側	3
第 1 8 投票区	津市上浜町六丁目16-8	上浜ヒルズ南公園東側	4
第 1 9 投票区	津市大谷町12	三重県総合教育センター駐車場北側	1
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田3055	上津部田公園南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田3059	三重県総合文化センター前バス停東側	3
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館西側	4
第 1 9 投票区	津市洪見町770-141	つつじが丘会館南側	5
第 1 9 投票区	津市上浜町六丁目	ひょうたん池南側	6
第 2 0 投票区	津市一身田上津部田1470	三重県立津東高校東側	1
第 2 0 投票区	津市長岡町800-452	西が丘西公園東側	2
第 2 0 投票区	津市長岡町800-258	西が丘中公園南側	3
第 2 0 投票区	津市一身田上津部田1488-86	上津台中央公園北側	4
第 2 0 投票区	津市長岡町800-437	津市立西が丘小学校正門前	5
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目27-24	上浜四丁目南公園東側	1
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地4号棟西側	2
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目49	上浜四丁目西公園東側	3
第 2 1 投票区	津市上浜町五丁目69-43	上浜北公園北側	4
第 2 1 投票区	津市上浜町二丁目45	上浜町二丁目チビッコ広場	5
第 2 2 投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校北側	1
第 2 2 投票区	津市栗真町屋町	三重大学正門前	2
第 2 2 投票区	津市江戸橋一丁目125付近	日本調剤三重大前薬局前	3
第 2 2 投票区	津市桜橋三丁目446-28	N T T 西日本津社宅二号棟南側	4
第 2 2 投票区	津市桜橋二丁目59-2	県営住宅江戸橋団地P R 3 棟前 (ガードパイプ)	5
第 2 3 投票区	津市雲出島貫町487-4	雲出市民館第二駐車場北側	1
第 2 3 投票区	津市雲出本郷町1525-2	雲出市民センター附帯施設広場西側	2
第 2 3 投票区	津市雲出本郷町1165	雲出幼稚園西側	3
第 2 3 投票区	津市雲出長常町1026-38	市営住宅雲出二号館南側	4
第 2 3 投票区	津市雲出伊倉津町1012-3	伊倉津町自治会ちびっこ広場東側	5
第 2 3 投票区	津市雲出長常町662-11	雲出長常児童遊び場東側	6
第 2 4 投票区	津市城山二丁目18-6	ローソン津城山店南側空地	1
第 2 4 投票区	津市城山三丁目10-7	西城山公園南側	2
第 2 4 投票区	津市城山二丁目9-17	東城山公園西側	3
第 2 4 投票区	津市城山一丁目12-2	三重県こころの医療センター北側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 2 4 投票区	津市城山一丁目16-40	スギ薬局城山店西側フェンス	5
第 2 5 投票区	津市高茶屋四丁目14-9	里の上住宅児童遊び場西側	1
第 2 5 投票区	津市高茶屋二丁目24-12	桜茶屋児童遊び場南側	2
第 2 5 投票区	津市高茶屋三丁目20-9	南郊児童遊び場東側	3
第 2 5 投票区	津市高茶屋四丁目44-1	南郊中学校東側	4
第 2 5 投票区	津市高茶屋一丁目34-17	ヒューマンタウン児童遊び場北側	5
第 2 6 投票区	津市高茶屋五丁目3-54	高茶屋公園東側	1
第 2 6 投票区	津市高茶屋小森町4000-2	南部緑地公園東側	2
第 2 6 投票区	津市高茶屋小森町1707-293	小森向山公園東側	3
第 2 7 投票区	津市高茶屋小森町1623-50	中山南公園内西側	1
第 2 7 投票区	津市高茶屋小森町1623-9	中山北児童遊び場東側	2
第 2 7 投票区	津市高茶屋一丁目3-55	小森中公園東側	3
第 2 8 投票区	津市藤方501-65	藤方東公園内西側	1
第 2 8 投票区	津市藤方2083-7	藤水団地児童遊び場東側	2
第 2 8 投票区	津市藤方297-1	藤方公園北側	3
第 2 8 投票区	津市垂水934-16	垂水夢公園	4
第 2 8 投票区	津市藤方1491-2	藤水出張所南側	5
第 2 9 投票区	津市半田	青谷第一集会所前	1
第 2 9 投票区	津市垂水2612-22	津電気会館前	2
第 2 9 投票区	津市半田3424	二重池団地東公園東側	3
第 2 9 投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側	4
第 2 9 投票区	津市垂水2970	垂水団地公園西側	5
第 3 0 投票区	津市南が丘二丁目10	南が丘調整池	1
第 3 0 投票区	津市南が丘一丁目5-6	南が丘自治会集会所北側	2
第 3 0 投票区	津市南が丘四丁目	南が丘シイノキ公園西側	3
第 3 0 投票区	津市垂水1300	津市社会福祉事業団入口北側	4
第 3 0 投票区	津市垂水2670	潮見が丘団地中央公園南側	5
第 3 1 投票区	津市緑が丘一丁目4-20	どんぐり公園東側	1
第 3 1 投票区	津市緑が丘二丁目4-3	サンベール公園南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 3 1 投票区	津市神戸1893	ぜにやま公園南側	3
第 3 1 投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側	4
第 3 1 投票区	津市神戸1248付近	下神戸バス停前（県道 6 5 7 号線沿い）	5
第 3 2 投票区	津市野田21-793	泉ヶ丘団地北公園東側	1
第 3 2 投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前	2
第 3 2 投票区	津市野田21-841	泉ヶ丘団地児童公園西側	3
第 3 2 投票区	津市野田21-818	泉ヶ丘団地中央公園東側	4
第 3 2 投票区	津市野田1287	黒川様宅北側（県道 5 5 号線沿い）	5
第 3 3 投票区	津市片田志袋町300-72付近	片田志袋団地志袋公園東側	1
第 3 3 投票区	津市片田田中町47	片田田中町集会所南側	2
第 3 3 投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路沿い	3
第 3 3 投票区	津市片田新町19-3付近	片田新町二丁目バス停横	4
第 3 3 投票区	津市片田新町67	片田団地中央公園南側	5
第 3 3 投票区	津市片田町391	谷口様宅北側	6
第 3 4 投票区	津市小舟1081-82	殿舟団地集会所北側	1
第 3 4 投票区	津市小舟566-238	殿舟団地第 2 公園東側	2
第 3 4 投票区	津市分部3275	J A 津安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側	3
第 3 4 投票区	津市小舟566-224	殿舟団地第 1 公園南側	4
第 3 4 投票区	津市殿村1490	殿村集荷場前	5
第 3 5 投票区	津市納所町236	安東小学校北側	1
第 3 5 投票区	津市渋見町25-2	渋見町ゴミ集積所横	2
第 3 5 投票区	津市河辺町2690-5	（株）山幸建設駐車場東側	3
第 3 5 投票区	津市安東町774	跡部集会所防火水槽西側	4
第 3 5 投票区	津市一色町257	津市中消防署西分署西側	5
第 3 6 投票区	津市長岡町3009-1	緑の街バス停留所裏	1
第 3 6 投票区	津市河辺町3569-1	もちのきパーク南側	2
第 3 6 投票区	津市河辺町3514-3	けやきガーデン団地内公園道路側（道路を挟み向かい側の壁際）	3
第 3 6 投票区	津市河辺町3022	津西ハイタウンセントラルパーク東側	4
第 3 7 投票区	津市夢が丘一丁目	中央公園北側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 3 7 投票区	津市一身田上津部田	三重県総合文化センターC 9 駐車場フェンス	2
第 3 7 投票区	津市一身田中野157	三重短期大学西側	3
第 3 7 投票区	津市一身田大古曽	一身田中野大古曽第 1 号線伊勢鉄道 高架下南側道路用地	4
第 3 7 投票区	津市一身田大古曽805-1	一身田小学校南側	5
第 3 8 投票区	津市一身田町	一身田団地東公園西側	1
第 3 8 投票区	津市一身田町333	岩崎病院南側植栽	2
第 3 8 投票区	津市一身田平野	平野公園	3
第 3 8 投票区	津市一身田平野767-3	志登茂南公園東側	4
第 3 8 投票区	津市一身田平野	志登茂園ロータリー傍の道路用地東側	5
第 3 9 投票区	津市一身田豊野262-1	山本浩子所有地南側	1
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1194-2	豊野団地污水处理場南の公園南側	2
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1406-479	豊野会館西側	3
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1406-755	ふれあい公園西側	4
第 3 9 投票区	津市一身田豊野	東豊野バス停北西側	5
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	栗真中山白塚町線水路沿いガードレール	1
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	町屋グランドゴルフ場向かいガードレール	2
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町517-2	富田千秋様宅西側	3
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	三重大学北西駐車場北側フェンス	4
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町836-1	津市栗真出張所南側フェンス	5
第 4 1 投票区	津市栗真中山町816-6	三重武道館北側フェンス	1
第 4 1 投票区	津市栗真中山町452付近	栗真小学校北側市道	2
第 4 1 投票区	津市栗真小川町	林様宅南側市道沿いガードパイプ	3
第 4 1 投票区	津市栗真小川町	廻向橋南東側道路敷	4
第 4 1 投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側	5
第 4 2 投票区	津市白塚町	新川南側	1
第 4 2 投票区	津市白塚町4352	白塚児童遊び場	2
第 4 2 投票区	津市白塚町5205	津市白塚出張所東側	3
第 4 2 投票区	津市白塚町4964-2	太田宏子所有駐車場北側	4
第 4 3 投票区	津市白塚町2856	旭電器工業株式会社西側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 4 3 投票区	津市白塚町2111	津市白塚市民センター西側	2
第 4 3 投票区	津市白塚町2721-1	第一コーポ横井南側フェンス	3
第 4 3 投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側	4
第 4 4 投票区	津市白塚町58-3	市営白塚団地 2 号館西側空き地	1
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路西側	2
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路東側	3
第 4 4 投票区	津市白塚町	白塚団地一号公園南側	4
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路東側	5
第 4 5 投票区	津市大里川北町	大里川北町集会所東側	1
第 4 5 投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口	2
第 4 5 投票区	津市あのかつ台四丁目6-1	産業業務機能支援中核施設あのかつピア南側	3
第 4 5 投票区	津市大里山室町	山室高架橋東側	4
第 4 5 投票区	津市大里窪田町1821	大里小学校西側	5
第 4 5 投票区	津市大里小野田町110	乙部活雄様宅西側	6
第 4 5 投票区	津市大里川北町	市道一身田河芸線かわきた苑東側入口付近	7
第 4 6 投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側	1
第 4 6 投票区	津市高野尾町1891-53	赤塚重一様宅北側	2
第 4 6 投票区	津市高野尾町	里中橋東側	3
第 4 6 投票区	津市高野尾町1431-1	中町倶楽部東側	4
第 4 6 投票区	津市高野尾町	市道高野尾大里野田町第 1 号線北側	5
第 4 7 投票区	津市津市豊が丘四丁目	豊が丘のびのび公園南側	1
第 4 7 投票区	津市豊が丘二丁目3214	豊が丘小学校西側	2
第 4 7 投票区	津市豊が丘一丁目3175-495	豊が丘あすなろ公園北側	3
第 4 7 投票区	津市津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側	4
第 4 7 投票区	津市高野尾町3351-237	高野尾ポンプ場東側	5
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側 (地区公園内)	1
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保100	ザ・ビッグエクストラ津河芸店南側 (河芸郵便局前)	2
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保1678	自治会所有駐車場 (旧オグロ化粧品店)	3
第 4 9 投票区	津市河芸町影重944-1	影重公民館南側空地	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 4 9 投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門東側	2
第 4 9 投票区	津市河芸町一色2595-1	西井精麦駐車場西側	3
第 4 9 投票区	津市河芸町影重1190	ブリュワリーホーシュー駐車場東側	4
第 4 9 投票区	津市河芸町一色1478-3	豊津浄水場入口並びに墓地北側	5
第 5 0 投票区	津市河芸町上野2963	上野小学校正門北側	1
第 5 0 投票区	津市河芸町上野1168-38	東上野公民館北側	2
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3060-1の先	県道三行上野線新上野橋東側	3
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3339-129	新上野公民館東側	4
第 5 0 投票区	津市河芸町久知野1731-1	久知野東三差路	5
第 5 0 投票区	津市河芸町一色200	旧河芸理容前	6
第 5 0 投票区	津市河芸町上野369-2	大蔵園南信号交差点前	7
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3824	北消防署旧河芸分署入口北	8
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里759	尾前神社入口	1
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里56-1	スーパーサンシ北	2
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里839	カワゲファッション前	3
第 5 1 投票区	津市河芸町上野24	後藤輝人様宅西側	4
第 5 2 投票区	津市河芸町西千里1577-4	鈴木板金前（県道上野鈴鹿線沿い）	1
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘2	千里ヶ丘第 6 公園西側	2
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り中央分離帯 （千里ヶ丘公民館前）	3
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘55-3	河芸町千里ヶ丘第 2 公園北側	4
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-16	市道久知野郡山線沿い （杜の街くすのきの丘前）	5
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目1487-4	杜の街ひだまり公園入り口	6
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-1	杜の街くすのきの丘集会所より市道久知 野郡山線をはさんで南西の緑地帯	7
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田1904	伊勢鉄道河芸駅前	1
第 5 3 投票区	津市河芸町高佐地内	高佐公民館前（県道久居河芸線沿い）	2
第 5 3 投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局跡地東側（黒田小学校学習田）	3
第 5 3 投票区	津市河芸町赤部695	赤部南三差路（市道敷）	4
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田1441	浜田集落センター南側	5
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田814-3	河芸総合支所前	6

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 5 4 投票区	津市河芸町南黒田2282	行方武二様宅南側	1
第 5 4 投票区	津市河芸町南黒田409-4	観音寺西側	2
第 5 5 投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側	1
第 5 5 投票区	津市河芸町三行1148-5	三行水源地東側	2
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本413	棕本運送付近横山池南西堰堤	1
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本6824	津市芸濃総合文化センター北側	2
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本635	(株) 成光電器東側	3
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本892-113	棕本団地公園東南角	4
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本6141-1	芸濃総合支所	5
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本3044-1	イオンタウン芸濃北側グリーンロード沿い	6
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本7195	津市芸濃町棕本岩原公民館付近 ごみ集積場西	7
第 5 7 投票区	津市芸濃町棕本5838	横山池北側ガードレール	1
第 5 7 投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畑代東線農排中継ポンプ付近	2
第 5 7 投票区	津市芸濃町林1832-2	市道棕本林殿町線沿い	3
第 5 7 投票区	津市芸濃町林	川原公民館東側	4
第 5 7 投票区	津市芸濃町楠原1209-1	市道新玉橋北線	5
第 5 7 投票区	津市芸濃町忍田177-4	市道忍田町中線中勢用水施設付近	6
第 5 7 投票区	津市芸濃町棕本5507	市道棕本林殿町線三ツ谷池東側	7
第 5 8 投票区	津市芸濃町小野平1180	小野平ゲートボール場南側	1
第 5 8 投票区	津市芸濃町多門430-2地先	県道津芸濃大山田線 三重交通フ リー多門橋バス停付近	2
第 5 8 投票区	津市芸濃町北神山305	安西雲林院幼稚園西側	3
第 5 8 投票区	津市芸濃町萩野3759	萩野地区ゲートボール場北側	4
第 5 8 投票区	津市芸濃町岡本136-3	県道津芸濃大山田線 三重交通岡本バス停付近歩道	5
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館	1
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1630	県道津芸濃大山田線待避所付近	2
第 5 9 投票区	津市芸濃町中縄524-42	市営藤ヶ丘団地集会所西側緑地	3
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1982付近	市道南山多門線沿い	4
第 6 0 投票区	津市芸濃町河内55	落合通宏様宅前	1
第 6 0 投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前市有地	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 6 1 投票区	津市美里町平木520-1の先	平木地区入口	1
第 6 1 投票区	津市美里町北長野1574-3	内田ヒナ子様宅東側の畑	2
第 6 1 投票区	津市美里町北長野713-1	今瀬青佳様宅前	3
第 6 1 投票区	津市美里町桂畑373-1	桂畑文化センター前	4
第 6 1 投票区	津市美里町南長野535	南長野生活改善センター	5
第 6 2 投票区	津市美里町五百野1916-2	ふれあいセンター五百野フェンス北側	1
第 6 2 投票区	津市美里町足坂275	高宮郵便局前	2
第 6 2 投票区	津市美里町三郷405-3	旧美里村役場跡地	3
第 6 2 投票区	津市美里町三郷1408-20	柳谷入口バス停北側	4
第 6 3 投票区	津市美里町家所2112-1	旧辰水小学校下駐車場	1
第 6 3 投票区	津市美里町家所8-2	長谷山ハイツ入口	2
第 6 3 投票区	津市美里町穴倉	穴倉久保坂の上ゴミ集積場所東	3
第 6 3 投票区	津市美里町高座原	高座原地区入口 (県道亀山白山線沿い)	4
第 6 3 投票区	津市美里町家所4782	県道家所阿漕停車場線三交野田バス停	5
第 6 3 投票区	津市美里町日南田	三交日南田バス停北側	6
第 6 4 投票区	津市安濃町草生1038-2	県道草生・窪田・津線藤谷卓幹宅北側	1
第 6 4 投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線紀平正則様宅西側	2
第 6 4 投票区	津市安濃町草生3147-1	県道亀山白山線 平尾農作業管理休養施設東側	3
第 6 4 投票区	津市安濃町安部517	市道安川石秋様宅南側	4
第 6 4 投票区	津市安濃町草生4406-2	生水区公民館	5
第 6 4 投票区	津市安濃町中川445	市道野田隆夫様宅南側	6
第 6 4 投票区	津市安濃町田端上野874-25	明合放課後児童クラブ (学童保育所さくらんぼクラブ) 東側	7
第 6 5 投票区	津市安濃町川西276	市道真柄義則様宅北側	1
第 6 5 投票区	津市安濃町川西1200	県道草生曾根線宮田正男様宅西側	2
第 6 5 投票区	津市安濃町南神山57-2	県道穴倉南神線榑増井総建作業所南側	3
第 6 5 投票区	津市安濃町今徳1484	今徳区公民館	4
第 6 5 投票区	津市安濃町妙法寺93	市道三島崇宅北側	5
第 6 5 投票区	津市安濃町妙法寺1126	市道敷大市神社東	6
第 6 5 投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道中上雅嗣宅北側	7

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 6 5 投票区	津市安濃町浄土寺1566	市道落合秀明様宅（川西607-22）西側	8
第 6 6 投票区	津市安濃町安濃2822-3	県道亀山安濃線歩道東側（N T T 電柱第二内多幹28前）	1
第 6 6 投票区	津市安濃町内多3356	市道歩道内多区公民館南側	2
第 6 6 投票区	津市安濃町太田2040	市道敷（内多・清水線）浅生恭雄様宅北側	3
第 6 6 投票区	津市安濃町清水1221	萩原君代様所有畑	4
第 6 6 投票区	津市安濃町曾根1158	曾根農村公園南側	5
第 6 6 投票区	津市安濃町清水903-59	清水ヶ丘団地坂の公園（清水ヶ丘第一児童公園）西側	6
第 6 6 投票区	津市安濃町太田1603-20	市道敷小宮様宅前	7
第 6 6 投票区	津市安濃町曾根807-14	市道安濃保育園西側	8
第 6 7 投票区	津市安濃町野口1220	県道亀山白山線野口公民館北側	1
第 6 7 投票区	津市安濃町大塚483	市道戸島区公民館南側	2
第 6 7 投票区	津市安濃町大塚502-4	市道村主茂様宅南側	3
第 6 7 投票区	津市安濃町荒木183-5	県道津芸濃大山田線ハートフル公園西側	4
第 6 7 投票区	津市安濃町栗加410-2	県道草生窪田津線明合小学校東側	5
第 6 7 投票区	津市安濃町田端上野19-4	市道東観中学校東側	6
第 6 7 投票区	津市安濃町東観音寺387-3	県道草生曾根線歩道岡副全成様宅南側	7
第 6 8 投票区	津市久居西鷹跡町2-3	久居ふるさと文学館北側	1
第 6 8 投票区	津市久居東鷹跡町105	三重県立久居農林高等学校グラウンド北側	2
第 6 8 投票区	津市久居寺町1264	後藤正和様宅前	3
第 6 8 投票区	津市久居本町1400-2	久居一志地区医師会館南側	4
第 6 9 投票区	津市久居射場町43-6	万町・中町・射場町地区集会所西側フェンス	1
第 6 9 投票区	津市久居万町720	万町児童公園東側	2
第 6 9 投票区	津市久居中町264-1	わたせい前駐車場北側	3
第 6 9 投票区	津市久居西鷹跡町494	久居中学校グラウンド北側フェンス	4
第 6 9 投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第 1 分団詰所駐車場北側	5
第 7 0 投票区	津市久居新町737	成美小学校北側	1
第 7 0 投票区	津市久居新町2819	新町三角公園西側フェンス	2
第 7 0 投票区	津市久居新町3005	県道松阪久居線歩道東側（久居駅西側ロータリー北）	3
第 7 0 投票区	津市久居新町2721-1	三重県企業庁職員運動施設東側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 7 1 投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側	1
第 7 1 投票区	津市久居野村町372-203	久居団地東公園東側	2
第 7 1 投票区	津市久居井戸山町145	合同宿舍久居東住宅 1 号棟南側フェンス	3
第 7 1 投票区	津市久居野村町329-22	久居第 2 団地防火水槽	4
第 7 1 投票区	津市久居野村町589-1	野田池東側空地	5
第 7 2 投票区	津市久居桜が丘町1711-130	桜が丘西公園北側	1
第 7 2 投票区	津市久居桜が丘町1900-194	奥田俊雄様宅前植樹帯	2
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町1574-1	脇田山団地西公園南側雑種地	3
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町2009-1	東さくらが丘団地ひだまり公園東側	4
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町1344-1	稲葉一所有農地北側	5
第 7 3 投票区	津市久居北口町487-1	北口第一公園東側	1
第 7 3 投票区	津市久居北口町554-2	蜜柑山幼稚園南側	2
第 7 3 投票区	津市久居烏木町415	川村正和様宅前	3
第 7 3 投票区	津市久居北口町438-5	サンコーボラス久居西側	4
第 7 3 投票区	津市久居新町625-18	ハーモネート公園	5
第 7 4 投票区	津市久居北口町859-3	北部保育園園舎西側	1
第 7 4 投票区	津市久居明神町2381-4	ダイソー&アオヤマ久居インターガーデン店西側市道	2
第 7 4 投票区	津市久居北口町1000-9	梅田孝義様宅東側農地	3
第 7 4 投票区	津市久居明神町1397-55	永谷桂子様所有農地南東道路側	4
第 7 4 投票区	津市久居相川町2392-20	グリーンショップヒカリ東側農地	5
第 7 5 投票区	津市久居二ノ町1658	橋本剛至様宅前	1
第 7 5 投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側	2
第 7 5 投票区	津市久居元町2081-1	上野博様宅前	3
第 7 5 投票区	津市久居元町1940-13	奥田純一様宅東側ガードレール	4
第 7 5 投票区	津市久居元町2119	津市埋蔵文化センター久居分室東側	5
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町1610-7	須ヶ瀬構造改善センター北側	1
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町112-1	中島多美子様所有農地	2
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町1521-4先	雲出川堤防	3
第 7 7 投票区	津市木造町935-1	伊藤隆治様宅前	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 7 7 投票区	津市木造町地内	中西芳夫様宅向いの市道	2
第 7 7 投票区	津市木造町2380-1	福井健所有雑種地	3
第 7 7 投票区	津市木造町2460	雲出川堤防北側	4
第 7 8 投票区	津市新家町1672-1	太田長郎様宅前	1
第 7 8 投票区	津市新家町2203-5	ハイタウン久居東集会所用地	2
第 7 8 投票区	津市新家町873-1	桃園幼稚園前	3
第 7 8 投票区	津市新家町1558-1	小田博文所有地	4
第 7 9 投票区	津市久居元町2314-17	こべき保育園前	1
第 7 9 投票区	津市久居元町2354	久居公民館東側	2
第 7 9 投票区	津市牧町286-4	稲垣治加子様宅前	3
第 7 9 投票区	津市久居野口町2560-103	陸上自衛隊演習場南側ガードレール	4
第 7 9 投票区	津市川方町492-2	榊原和子様宅前	5
第 7 9 投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東側緑の風公園北側	6
第 8 0 投票区	津市戸木町2337	戸木幼稚園西側	1
第 8 0 投票区	津市戸木町7030-1	市営桃里団地市道北側ガードフェンス	2
第 8 0 投票区	津市戸木町8094	風早団地入口西側歩道	3
第 8 0 投票区	津市戸木町5581-9	三重交通「市営住宅口」バス停西	4
第 8 0 投票区	津市戸木町7746	織田信一所有畑	5
第 8 1 投票区	津市庄田町1908-12	すみれ公園南西側	1
第 8 1 投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館駐車場東側	2
第 8 1 投票区	津市庄田町2491-2	庄田町中出屋集会所北側	3
第 8 1 投票区	津市庄田町2145-3	県道平生・庄田線沿森克彦所有農地	4
第 8 1 投票区	津市庄田町2886-1	庄田町自治会南集会所前畑	5
第 8 2 投票区	津市森町1490-1	小林一美所有農地	1
第 8 2 投票区	津市森町270	栗葉小学校北東側	2
第 8 2 投票区	津市森町94	橋本正雄所有農地	3
第 8 2 投票区	津市森町1633-8	中京銀行久居倉庫西側歩道内植込	4
第 8 3 投票区	津市大鳥町178-1	稲垣正春所有農地	1
第 8 3 投票区	津市久居一色町766	一色公会所南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 8 3 投票区	津市中村町地内	中村町ごみ集積所（中村町公会所向側）西	3
第 8 3 投票区	津市久居一色町940	久居西中学校東側	4
第 8 3 投票区	津市久居一色町115-4付近	益田勝義様宅東側ガードパイプ	5
第 8 4 投票区	津市稲葉町530-1	下稲葉公会所南向い池村通子所有農地	1
第 8 4 投票区	津市稲葉町757-1	稲葉邦成様宅北側農地	2
第 8 4 投票区	津市久居緑が丘町一丁目7-4	グリーンヒルふれあい広場西側	3
第 8 4 投票区	津市稲葉町4777	県道上稲葉羽野線稲葉公民館前 道路北側法面	4
第 8 4 投票区	津市稲葉町240付近	前田昌英様宅南側ガードレール	5
第 8 5 投票区	津市稲葉町2621-4付近	県道亀山・白山線山路幹男様宅西 道路北側法面	1
第 8 5 投票区	津市稲葉町2755-1	松島尚様所有農地	2
第 8 5 投票区	津市稲葉町2524	西川原橋付近（美里ホームランド）	3
第 8 5 投票区	津市稲葉町2799	中島久様所有地	4
第 8 6 投票区	津市榑原町15929	三重交通「榑原療養所前」バス停南側付近脇田久所有農地	1
第 8 6 投票区	津市榑原町6078-1	三重交通「榑原口」バス停付近伊藤得男所有農地	2
第 8 6 投票区	津市榑原町5104	榑原農民研修所前	3
第 8 6 投票区	津市榑原町4964-3	県道亀山・白山線道路法面	4
第 8 7 投票区	津市榑原町7280-1	下村地区共有地東側	1
第 8 7 投票区	津市榑原町7011-5	市道庄田榑原線圓浄寺専用駐車場付近	2
第 8 7 投票区	津市榑原町8132-2	三重交通「並松橋」バス停付近	3
第 8 7 投票区	津市榑原町8161-2	下村教育集会所前	4
第 8 8 投票区	津市榑原町4696-1	寺野垣内集会所南側フェンス	1
第 8 8 投票区	津市榑原町16538	中ノ山地区共有地南側	2
第 8 8 投票区	津市榑原町2882-3	三重交通「笠取山口」バス停 東側ガードレール	3
第 8 8 投票区	津市榑原町4437-2	谷酒店東ゲートボール場	4
第 8 8 投票区	津市榑原町14820-2付近	平松清様宅西側ガードレール	5
第 8 8 投票区	津市榑原町4414-1	一之坂集会所敷地内	6
第 8 9 投票区	津市榑原町10020-1	落合小遊園地西側	1
第 8 9 投票区	津市榑原町17201	海泉寺付近川原田正明所有農地	2
第 8 9 投票区	津市榑原町10844付近	吉田三郎様宅北側市道ガードレール	3

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 8 9 投票区	津市榊原町10295-1	榊原上教育集会所	4
第 9 0 投票区	津市香良洲町1239-1	めぐみの広場の南側	1
第 9 0 投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所の北側	2
第 9 0 投票区	津市香良洲町2161-1	サンデルタ香良洲の西側 (パターゴルフ場)	3
第 9 0 投票区	津市香良洲町5880	米川謙二様宅の北側ブロック塀	4
第 9 0 投票区	津市香良洲町950	松島すま子様宅の東側の畑	5
第 9 1 投票区	津市香良洲町5536-22	マックスバリュ香良洲店の北側空き地	1
第 9 1 投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品(株)関西工場前の歩道法面	2
第 9 1 投票区	津市香良洲町789-2	三重交通バス川原停留所の北側	3
第 9 1 投票区	津市香良洲町116-20	前田正人様宅の東側ブロック塀	4
第 9 1 投票区	津市香良洲町294	高橋良雄様宅の空き地南側	5
第 9 2 投票区	津市一志町井生1444-3	上井生児童公園北側	1
第 9 2 投票区	津市一志町井生	市道井生小吹高畑線 (井生公会所南側)	2
第 9 2 投票区	津市一志町井生	市道井生線 (ごみ集積所西側)	3
第 9 2 投票区	津市一志町井生2848	一志野球場・テニスコート	4
第 9 3 投票区	津市一志町大仰1470-1	上出公会所南側	1
第 9 3 投票区	津市一志町大仰313-1	津市大井公民館北側	2
第 9 3 投票区	津市一志町大仰	市道石橋村出線 (村出集会所西側)	3
第 9 3 投票区	津市一志町大仰878-2	片山公会所	4
第 9 3 投票区	津市一志町石橋301-1	石橋公会所東側	5
第 9 4 投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前	1
第 9 4 投票区	津市一志町井関755	田邊保徳様宅前	2
第 9 4 投票区	津市一志町井関369	田中新策様宅前	3
第 9 4 投票区	津市一志町井関	県道一志美杉線 (JR名松線井関駅から200m西)	4
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬4245-7	岩垣内駐車場	1
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬1977-1	小渕医院前	2
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬	市道下ノ世古川原出線 (尾崎橋バス停東側)	3
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬4322	小畑志満子様宅前	4
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2233-2先	市道波瀬小学校線 (魚銀食堂南側)	5

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2315-1	松田貢様宅前	6
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬5263先	市道（若杣86号線）	7
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2178-1	腰山商店プロパン置場	8
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬	市道川原出野口線（平山宅南側）	9
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（井ノ口公園手前）	1
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（出丸宅南側）	2
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館	3
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬（室の口）	市道室ノ口97号線（福専寺前）	4
第 9 7 投票区	津市一志町八太614	長谷川眞雄様宅前	1
第 9 7 投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側	2
第 9 7 投票区	津市一志町八太1008-1	津市コミュニティプラザ川合北側	3
第 9 7 投票区	津市一志町片野553-24	姫路集会所南側	4
第 9 7 投票区	津市一志町片野254	片野集会所北側	5
第 9 7 投票区	津市一志町八太469-1	屋方集会所西側	6
第 9 8 投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側	1
第 9 8 投票区	津市一志町日置396-1	日置集落センター西側	2
第 9 8 投票区	津市一志町其村（其村団地）	市道其村175号線（其村団地入り口）	3
第 9 8 投票区	津市一志町其村	市道其村線（滝鼻様宅東側）	4
第 9 9 投票区	津市一志町高野1450	高野保育園南側	1
第 9 9 投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側	2
第 9 9 投票区	津市一志町高野	市道高野31号線（辻村様宅東側）	3
第 9 9 投票区	津市一志町其倉	其倉橋左岸側橋詰	4
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻	県道久居美杉線（田尻消防車庫北側）	1
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志庁舎南側	2
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻404-4	市道高野田尻線	3
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1658-1	西川原集会所北側	4
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1640	佐野みち子様宅南側	5
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1457-25先	市道一志団地内線	6
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野	市道高野団地線（高野団地東バス停）	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前	2
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野2609	一志中学校グラウンド西側	3
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-493	高野団地 5 公園南側	4
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-434	高野団地 6 公園北側	5
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山915	市道小山線（細野様宅前）	1
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山	市道小山177号線（コスモスクリニック北側）	2
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山854-66	小山台地集会所南側	3
第 1 0 2 投票区	津市一志町みのりヶ丘115-397	倉口開発ミルメゾンみのり台販売センター西側	4
第 1 0 3 投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所前駐車場東側	1
第 1 0 4 投票区	津市白山町福田山589-1	脇田文雄様宅前・県道松阪青山線道路沿	1
第 1 0 4 投票区	津市白山町城立301	元取公民館敷地内	2
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城936	岸本建設敷地	1
第 1 0 5 投票区	津市白山町藤362-1	藤交差点南空地	2
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城190-6	中西五六様宅東空地	3
第 1 0 5 投票区	津市白山町北家城1344地先	北家城ごみ集積所北側	4
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高校北側	5
第 1 0 5 投票区	津市白山町二俣348地先	二俣ゲートボール場南側	6
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口1991	川口小学校南側	1
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口897	津市白山公民館南側	2
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口471-6	津市立白山中学校体育館北西側	3
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口2708地先	杉ヶ瀬ごみ集積所北側	4
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口8100	津市白山川口ゲートボール場南側	5
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口3411近く	県道二本木御衣田線新広瀬橋南側（茅刈公民館道路隔てて西側）	6
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木1001-724	白山台団地グリーンロード側入口付近空地	1
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木1001-45	白山台団地大三出張所前公園北側	2
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木408	沖広倶楽部南側空地	3
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木728-1	三重中央農協大三支店南側	4
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木4699地先	マックスバリュ駐車場東側	5
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木3507	イセゴム工業西側空地	6

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 0 8 投票区	津市白山町三ヶ野1149	上広公民館前・防火水槽東側	1
第 1 0 8 投票区	津市白山町三ヶ野5437	三ヶ野公民館南側空地	2
第 1 0 9 投票区	津市白山町佐田175地先	口佐田集会所前・防火水槽東	1
第 1 0 9 投票区	津市白山町中ノ村581	津市倭公民館南側	2
第 1 0 9 投票区	津市白山町南出55-2	南出倶楽部北側空地	3
第 1 0 9 投票区	津市白山町佐田1395-4	県道亀山白山線東側沿い畑	4
第 1 0 9 投票区	津市白山町上ノ村9-296	グリーンタウン榊原中央公園東側	5
第 1 0 9 投票区	津市白山町上ノ村450番地先	木村重義様宅北空地	6
第 1 1 0 投票区	津市白山町八対野985-1	津市白山ゲートボール場東側	1
第 1 1 0 投票区	津市白山町八対野92-2	津市八対野教育文化会館北側	2
第 1 1 0 投票区	津市白山町稲垣305番地地先	稲垣公民館西側	3
第 1 1 0 投票区	津市白山町古市699番地先	津市白山運動場第 2 駐車場西側	4
第 1 1 0 投票区	津市白山町山田野912番地先	山田野大山児童公園北側	5
第 1 1 0 投票区	津市白山町山田野348番地先	山田野集会所前	6
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原379	県道久居美杉線沿い（持経公民館北側）	1
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原3199	県道久居美杉線沿い（中野公民館）	2
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2777	竹原多目的集会所南側	3
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2633-2	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 中原バス停西へ200m付近）	4
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2126	県道久居美杉線沿い（美杉消防第 1 分団 第 4 部格納庫北側山本建設資材置場）	5
第 1 1 1 投票区	津市美杉町八手俣979-4	県道松阪青山線沿い（コミュニティバス 寺広バス停北西方向へ300m付近）	6
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知742-1	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 大野バス停東側）	1
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知1349	県道久居美杉線沿い（県道青山美杉 線交差点北側）	2
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知5580-2	美杉総合文化センター入口東側	3
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知4449-2	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い（コ ミュニティバス相戸バス停西側）	4
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（コミュニティ バス比津バス停東側）	5
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知8405-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い （老ヶ野第 3 公民館北側）	6
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生747-1	国道368号沿い（県境より名張方面へ300 m先、西側にひよこの家）	1
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生2120	市道太郎生旧道線沿い（太郎生多目 的集会所西側）	2
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生2857-1	国道 3 6 8 号沿い（東西橋南側）	3

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 三重県議会議員選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生5551-2	国道 3 6 8 号沿い (㈱広山建設資材置場)	1
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い	2
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生4774	国道 3 6 8 号沿い (飯垣内橋北へ50m付近)	3
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原	市道逢坂線沿い (コミュニティバス停「逢坂」南側)	1
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1922-4	国道 3 6 8 号沿い旧下垣内東集会所	2
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側	3
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1096-1	国道 3 6 8 号沿い (三重交通上払戸バス停対面側)	4
第 1 1 5 投票区	津市美杉町三多気392-1	市道掛田三多気小屋線沿い	5
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津240	県道久居美杉線沿い (コミュニティバス停「波籠」北側)	1
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津	国道 3 6 8 号沿い (美杉小学校南側)	2
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線 (八幡地域住民センター西側)	3
第 1 1 6 投票区	津市美杉町川上872-1	県道奥津飯高線沿い	4
第 1 1 7 投票区	津市美杉町川上3868	県道奥津飯高線沿い	1
第 1 1 7 投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場 (しゃくなげ会館西側広場)	2
第 1 1 8 投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場	1
第 1 1 8 投票区	津市美杉町丹生俣1452-1	国道 4 2 2 号沿い (小林様宅東側)	2
第 1 1 9 投票区	津市美杉町上多気633	県道嬉野美杉線沿い (三木屋跡敷地)	1
第 1 1 9 投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校グラウンド (多気地域住民センター西側)	2
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気1434-2	県道一志美杉線沿い (㈱前田組敷地)	3
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気2264-2	県道嬉野美杉線沿い (小田内科東側)	4
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気	市道西向院前世古横線沿い (美杉消防団第 6 分団第 1 部格納庫南側)	5
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気	市道佐田漆中ノ世古線 (漆集会所西側)	6
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川180-1	県道松阪青山線沿い (三浪弘子様宅西側)	1
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川1228-3	県道松阪青山線沿い (大清建設資材置場)	2
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前	3
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川2040	県道松阪青山線沿い (㈱エーコープいちしみすぎ下之川店)	4
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川4401-3	県道一志美杉線沿い	5

津市選挙管理委員会告示第 4 1 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので津市公職選挙事務取扱規程（平成 1 8 年津市選挙管理委員会告示第 1 号）第 6 9 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

提出すべき場所 津市本庁舎 8 階大会議室 A

津市選挙管理委員会告示第42号

平成31年4月21日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙について、津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成18年津市条例第4号）第2条第1項に規定するポスター掲示場に、ポスターを掲示することができる日を次のとおり告示する。

平成31年3月20日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

掲示することができる日 平成31年4月14日

津市選挙管理委員会告示第43号

平成31年4月21日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場を津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成18年津市条例第4号）第2条第1項の規定により次のとおり設置したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月20日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 1 投票区	津市西丸之内23-1	津市役所南側	1
第 1 投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側	2
第 1 投票区	津市西丸之内32	お城東駐車場西側	3
第 1 投票区	津市丸之内27	お城公園西側	4
第 1 投票区	津市南丸之内5	三番町公園東側	5
第 2 投票区	津市北丸之内5-2	塔世公園東側	1
第 2 投票区	津市中央8	東検校公園西側	2
第 2 投票区	津市中央8-8	中央保育園東側	3
第 2 投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側	4
第 2 投票区	津市丸之内養正町5	玉置町公園東側	5
第 3 投票区	津市新東町塔世5	新地公園東側	1
第 3 投票区	津市愛宕町158	愛宕町公園東側	2
第 3 投票区	津市相生町192	さくら湯南側	3
第 3 投票区	津市万町津	清原公園南側	4
第 3 投票区	津市中河原2075	津市さくら児童館西側	5
第 4 投票区	津市乙部218	シンリョー特機のかいかい側（北側） の駐車場	1
第 4 投票区	津市住吉町1番10号	津市環境公社向かい側駐車場	2
第 4 投票区	津市海岸町16	津市海岸バス停前西側三交タクシー 車庫フェンス	3
第 4 投票区	津市末広町24	海浜公園東側	4
第 4 投票区	津市高洲町15	高洲町教育集会所西側	5
第 5 投票区	津市大門31	観音公園北側	1
第 5 投票区	津市寿町21-22	津市敬和公民館北側	2
第 5 投票区	津市寿町14	乙部公園南側	3
第 5 投票区	津市港町1	贅崎児童遊び場西側	4
第 5 投票区	津市乙部1-3	柵三交タクシー津営業所西側	5
第 6 投票区	津市船頭町津興	船頭ポンプ場西側	1
第 6 投票区	津市船頭町津興3381	県営住宅船頭町団地P 1 南側	2
第 6 投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側	3
第 6 投票区	津市船頭町津興1695-7	百五銀行事務センター跡地南側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 6 投票区	津市三重町津興433-6	市営千鳥アパート南側	5
第 7 投票区	津市三重町津興555-3	三重町公園南側	1
第 7 投票区	津市柳山津興396	阿漕浦児童遊び場西側	2
第 7 投票区	津市柳山津興	市道柳山第 2 6 号線水路沿いフェンス	3
第 7 投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側	4
第 7 投票区	津市柳山津興369-13	川喜田様所有地東側	5
第 8 投票区	津市阿漕町津興1162	津市橋南市民センター駐車場西側	1
第 8 投票区	津市下弁財町津興1376-1	育生健康公園東側	2
第 8 投票区	津市下弁財町津興244	ニチイケアセンター津駐車場東側	3
第 8 投票区	津市阿漕町津興222-9	市営南阿漕住宅 2 号館西側	4
第 8 投票区	津市藤方2432-20	結城園公園東側	5
第 9 投票区	津市下弁財町津興3005	津興公園北側	1
第 9 投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側	2
第 9 投票区	津市南中央3	古道公園北側	3
第 9 投票区	津市上弁財町9-27	NTT西日本津阿漕ビル北側	4
第 1 0 投票区	津市半田3	高松山団地南公園北側	1
第 1 0 投票区	津市半田1396-1	高松スポーツ公園東側	2
第 1 0 投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側	3
第 1 0 投票区	津市半田	高松山団地北公園南側	4
第 1 0 投票区	津市半田1128-105	半田笠取児童遊び場	5
第 1 1 投票区	津市本町33-1	津球場公園西側	1
第 1 1 投票区	津市修成町9	修成小学校南側	2
第 1 1 投票区	津市修成町18-22	橋南公民館東側	3
第 1 1 投票区	津市岩田5	佐伯町公園北側	4
第 1 1 投票区	津市南中央8-16	別所健宅東側	5
第 1 1 投票区	津市本町33-1	津球場公園南側	6
第 1 1 投票区	津市岩田17	桜ヶ丘排水機場北側	7
第 1 2 投票区	津市美川町154-95	グリーンハイツ公園	1
第 1 2 投票区	津市南新町12-12	少年鑑別所西側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 1 2 投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側	3
第 1 2 投票区	津市半田76-5	藤川工務店南側	4
第 1 3 投票区	津市八町三丁目3	新町小学校東側	1
第 1 3 投票区	津市新町三丁目4-20	新町幼稚園西側	2
第 1 3 投票区	津市南河路	佐藤邦和宅北側道路敷	3
第 1 3 投票区	津市押加部町7-12	谷川神社南側	4
第 1 4 投票区	津市東古河町11	駐車場（原田土地開発様管理）	1
第 1 4 投票区	津市東古河町4	古河公園北側	2
第 1 4 投票区	津市西丸之内12	一之坪（一之田）公園東側	3
第 1 4 投票区	津市東古河町4	古河公園南側	4
第 1 5 投票区	津市観音寺町604-299	津公園団地東児童遊び場	1
第 1 5 投票区	津市鳥居町228-1	マルヤス山手通り店駐車場西側	2
第 1 5 投票区	津市観音寺町509	三重大学観音寺宿舎駐車場北側	3
第 1 5 投票区	津市観音寺町604-264	津公園団地北児童遊び場	4
第 1 6 投票区	津市観音寺町448-29	観音寺東公園南側	1
第 1 6 投票区	津市栄町一丁目857-1付近	安濃川親水公園西側	2
第 1 6 投票区	津市栄町一丁目956	県庁前公園南側	3
第 1 6 投票区	津市羽所町574	羽所公園西側	4
第 1 7 投票区	津市桜橋一丁目707	桜橋公園西側	1
第 1 7 投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校西側	2
第 1 7 投票区	津市島崎町272	島崎町公園	3
第 1 7 投票区	津市桜橋三丁目77-1	桜橋ポンプ場西側	4
第 1 7 投票区	津市島崎町308	県営住宅島崎団地南西角	5
第 1 8 投票区	津市栄町三丁目200-18	栄町公園東側	1
第 1 8 投票区	津市上浜町一丁目39-2	津駅前北部土地区画整理事務所南側	2
第 1 8 投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園北側	3
第 1 8 投票区	津市上浜町六丁目16-8	上浜ヒルズ南公園東側	4
第 1 9 投票区	津市大谷町12	三重県総合教育センター駐車場北側	1
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田3055	上津部田公園南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田3059	三重県総合文化センター前バス停東側	3
第 1 9 投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館西側	4
第 1 9 投票区	津市洪見町770-141	つつじが丘会館南側	5
第 1 9 投票区	津市上浜町六丁目	ひょうたん池南側	6
第 2 0 投票区	津市一身田上津部田1470	三重県立津東高校東側	1
第 2 0 投票区	津市長岡町800-452	西が丘西公園東側	2
第 2 0 投票区	津市長岡町800-258	西が丘中公園南側	3
第 2 0 投票区	津市一身田上津部田1488-86	上津台中央公園北側	4
第 2 0 投票区	津市長岡町800-437	津市立西が丘小学校正門前	5
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目27-24	上浜四丁目南公園東側	1
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地4号棟西側	2
第 2 1 投票区	津市上浜町四丁目49	上浜四丁目西公園東側	3
第 2 1 投票区	津市上浜町五丁目69-43	上浜北公園北側	4
第 2 1 投票区	津市上浜町二丁目45	上浜町二丁目チビッコ広場	5
第 2 2 投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校北側	1
第 2 2 投票区	津市栗真町屋町	三重大学正門前	2
第 2 2 投票区	津市江戸橋一丁目125付近	日本調剤三重大前薬局前	3
第 2 2 投票区	津市桜橋三丁目446-28	N T T 西日本津社宅二号棟南側	4
第 2 2 投票区	津市桜橋二丁目59-2	県営住宅江戸橋団地P R 3 棟前 (ガードパイプ)	5
第 2 3 投票区	津市雲出島貫町487-4	雲出市民館第二駐車場北側	1
第 2 3 投票区	津市雲出本郷町1525-2	雲出市民センター附帯施設広場西側	2
第 2 3 投票区	津市雲出本郷町1165	雲出幼稚園西側	3
第 2 3 投票区	津市雲出長常町1026-38	市営住宅雲出二号館南側	4
第 2 3 投票区	津市雲出伊倉津町1012-3	伊倉津町自治会ちびっこ広場東側	5
第 2 3 投票区	津市雲出長常町662-11	雲出長常児童遊び場東側	6
第 2 4 投票区	津市城山二丁目18-6	ローソン津城山店南側空地	1
第 2 4 投票区	津市城山三丁目10-7	西城山公園南側	2
第 2 4 投票区	津市城山二丁目9-17	東城山公園西側	3
第 2 4 投票区	津市城山一丁目12-2	三重県こころの医療センター北側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 2 4 投票区	津市城山一丁目16-40	スギ薬局城山店西側フェンス	5
第 2 5 投票区	津市高茶屋四丁目14-9	里の上住宅児童遊び場西側	1
第 2 5 投票区	津市高茶屋二丁目24-12	桜茶屋児童遊び場南側	2
第 2 5 投票区	津市高茶屋三丁目20-9	南郊児童遊び場東側	3
第 2 5 投票区	津市高茶屋四丁目44-1	南郊中学校東側	4
第 2 5 投票区	津市高茶屋一丁目34-17	ヒューマンタウン児童遊び場北側	5
第 2 6 投票区	津市高茶屋五丁目3-54	高茶屋公園東側	1
第 2 6 投票区	津市高茶屋小森町4000-2	南部緑地公園東側	2
第 2 6 投票区	津市高茶屋小森町1707-293	小森向山公園東側	3
第 2 7 投票区	津市高茶屋小森町1623-50	中山南公園内西側	1
第 2 7 投票区	津市高茶屋小森町1623-9	中山北児童遊び場東側	2
第 2 7 投票区	津市高茶屋一丁目3-55	小森中公園東側	3
第 2 8 投票区	津市藤方501-65	藤方東公園内西側	1
第 2 8 投票区	津市藤方2083-7	藤水団地児童遊び場東側	2
第 2 8 投票区	津市藤方297-1	藤方公園北側	3
第 2 8 投票区	津市垂水934-16	垂水夢公園	4
第 2 8 投票区	津市藤方1491-2	藤水出張所南側	5
第 2 9 投票区	津市半田	青谷第一集会所前	1
第 2 9 投票区	津市垂水2612-22	津電気会館前	2
第 2 9 投票区	津市半田3424	二重池団地東公園東側	3
第 2 9 投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側	4
第 2 9 投票区	津市垂水2970	垂水団地公園西側	5
第 3 0 投票区	津市南が丘二丁目10	南が丘調整池	1
第 3 0 投票区	津市南が丘一丁目5-6	南が丘自治会集会所北側	2
第 3 0 投票区	津市南が丘四丁目	南が丘シイノキ公園西側	3
第 3 0 投票区	津市垂水1300	津市社会福祉事業団入口北側	4
第 3 0 投票区	津市垂水2670	潮見が丘団地中央公園南側	5
第 3 1 投票区	津市緑が丘一丁目4-20	どんぐり公園東側	1
第 3 1 投票区	津市緑が丘二丁目4-3	サンベール公園南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 3 1 投票区	津市神戸1893	ぜにやま公園南側	3
第 3 1 投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側	4
第 3 1 投票区	津市神戸1248付近	下神戸バス停前（県道 6 5 7 号線沿い）	5
第 3 2 投票区	津市野田21-793	泉ヶ丘団地北公園東側	1
第 3 2 投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前	2
第 3 2 投票区	津市野田21-841	泉ヶ丘団地児童公園西側	3
第 3 2 投票区	津市野田21-818	泉ヶ丘団地中央公園東側	4
第 3 2 投票区	津市野田1287	黒川様宅北側（県道 5 5 号線沿い）	5
第 3 3 投票区	津市片田志袋町300-72付近	片田志袋団地志袋公園東側	1
第 3 3 投票区	津市片田田中町47	片田田中町集会所南側	2
第 3 3 投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路沿い	3
第 3 3 投票区	津市片田新町19-3付近	片田新町二丁目バス停横	4
第 3 3 投票区	津市片田新町67	片田団地中央公園南側	5
第 3 3 投票区	津市片田町391	谷口様宅北側	6
第 3 4 投票区	津市小舟1081-82	殿舟団地集会所北側	1
第 3 4 投票区	津市小舟566-238	殿舟団地第 2 公園東側	2
第 3 4 投票区	津市分部3275	J A 津安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側	3
第 3 4 投票区	津市小舟566-224	殿舟団地第 1 公園南側	4
第 3 4 投票区	津市殿村1490	殿村集荷場前	5
第 3 5 投票区	津市納所町236	安東小学校北側	1
第 3 5 投票区	津市渋見町25-2	渋見町ゴミ集積所横	2
第 3 5 投票区	津市河辺町2690-5	（株）山幸建設駐車場東側	3
第 3 5 投票区	津市安東町774	跡部集会所防火水槽西側	4
第 3 5 投票区	津市一色町257	津市中消防署西分署西側	5
第 3 6 投票区	津市長岡町3009-1	緑の街バス停留所裏	1
第 3 6 投票区	津市河辺町3569-1	もちのきパーク南側	2
第 3 6 投票区	津市河辺町3514-3	けやきガーデン団地内公園道路側（道路を挟み向かい側の壁際）	3
第 3 6 投票区	津市河辺町3022	津西ハイタウンセントラルパーク東側	4
第 3 7 投票区	津市夢が丘一丁目	中央公園北側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 3 7 投票区	津市一身田上津部田	三重県総合文化センターC 9 駐車場フェンス	2
第 3 7 投票区	津市一身田中野157	三重短期大学西側	3
第 3 7 投票区	津市一身田大古曽	一身田中野大古曽第 1 号線伊勢鉄道 高架下南側道路用地	4
第 3 7 投票区	津市一身田大古曽805-1	一身田小学校南側	5
第 3 8 投票区	津市一身田町	一身田団地東公園西側	1
第 3 8 投票区	津市一身田町333	岩崎病院南側植栽	2
第 3 8 投票区	津市一身田平野	平野公園	3
第 3 8 投票区	津市一身田平野767-3	志登茂南公園東側	4
第 3 8 投票区	津市一身田平野	志登茂園ロータリー傍の道路用地東側	5
第 3 9 投票区	津市一身田豊野262-1	山本浩子所有地南側	1
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1194-2	豊野団地污水处理場南の公園南側	2
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1406-479	豊野会館西側	3
第 3 9 投票区	津市一身田豊野1406-755	ふれあい公園西側	4
第 3 9 投票区	津市一身田豊野	東豊野バス停北西側	5
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	栗真中山白塚町線水路沿いガードレール	1
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	町屋グランドゴルフ場向かいガードレール	2
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町517-2	富田千秋様宅西側	3
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町	三重大学北西駐車場北側フェンス	4
第 4 0 投票区	津市栗真町屋町836-1	津市栗真出張所南側フェンス	5
第 4 1 投票区	津市栗真中山町816-6	三重武道館北側フェンス	1
第 4 1 投票区	津市栗真中山町452付近	栗真小学校北側市道	2
第 4 1 投票区	津市栗真小川町	林様宅南側市道沿いガードパイプ	3
第 4 1 投票区	津市栗真小川町	廻向橋南東側道路敷	4
第 4 1 投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側	5
第 4 2 投票区	津市白塚町	新川南側	1
第 4 2 投票区	津市白塚町4352	白塚児童遊び場	2
第 4 2 投票区	津市白塚町5205	津市白塚出張所東側	3
第 4 2 投票区	津市白塚町4964-2	太田宏子所有駐車場北側	4
第 4 3 投票区	津市白塚町2856	旭電器工業株式会社西側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 4 3 投票区	津市白塚町2111	津市白塚市民センター西側	2
第 4 3 投票区	津市白塚町2721-1	第一コーポ横井南側フェンス	3
第 4 3 投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側	4
第 4 4 投票区	津市白塚町58-3	市営白塚団地 2 号館西側空き地	1
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路西側	2
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路東側	3
第 4 4 投票区	津市白塚町	白塚団地一号公園南側	4
第 4 4 投票区	津市白塚町	逆川排水路東側	5
第 4 5 投票区	津市大里川北町	大里川北町集会所東側	1
第 4 5 投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口	2
第 4 5 投票区	津市あのかつ台四丁目6-1	産業業務機能支援中核施設あのかつピア南側	3
第 4 5 投票区	津市大里山室町	山室高架橋東側	4
第 4 5 投票区	津市大里窪田町1821	大里小学校西側	5
第 4 5 投票区	津市大里小野田町110	乙部活雄様宅西側	6
第 4 5 投票区	津市大里川北町	市道一身田河芸線かわきた苑東側入口付近	7
第 4 6 投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側	1
第 4 6 投票区	津市高野尾町1891-53	赤塚重一様宅北側	2
第 4 6 投票区	津市高野尾町	里中橋東側	3
第 4 6 投票区	津市高野尾町1431-1	中町倶楽部東側	4
第 4 6 投票区	津市高野尾町	市道高野尾大里野田町第 1 号線北側	5
第 4 7 投票区	津市津市豊が丘四丁目	豊が丘のびのび公園南側	1
第 4 7 投票区	津市豊が丘二丁目3214	豊が丘小学校西側	2
第 4 7 投票区	津市豊が丘一丁目3175-495	豊が丘あすなろ公園北側	3
第 4 7 投票区	津市津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側	4
第 4 7 投票区	津市高野尾町3351-237	高野尾ポンプ場東側	5
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側（地区公園内）	1
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保100	ザ・ビッグエクストラ津河芸店南側 （河芸郵便局前）	2
第 4 8 投票区	津市河芸町中別保1678	自治会所有駐車場（旧オグロ化粧品店）	3
第 4 9 投票区	津市河芸町影重944-1	影重公民館南側空地	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 4 9 投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門東側	2
第 4 9 投票区	津市河芸町一色2595-1	西井精麦駐車場西側	3
第 4 9 投票区	津市河芸町影重1190	ブリュワリーホーシュー駐車場東側	4
第 4 9 投票区	津市河芸町一色1478-3	豊津浄水場入口並びに墓地北側	5
第 5 0 投票区	津市河芸町上野2963	上野小学校正門北側	1
第 5 0 投票区	津市河芸町上野1168-38	東上野公民館北側	2
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3060-1の先	県道三行上野線新上野橋東側	3
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3339-129	新上野公民館東側	4
第 5 0 投票区	津市河芸町久知野1731-1	久知野東三差路	5
第 5 0 投票区	津市河芸町一色200	旧河芸理容前	6
第 5 0 投票区	津市河芸町上野369-2	大蔵園南信号交差点前	7
第 5 0 投票区	津市河芸町上野3824	北消防署旧河芸分署入口北	8
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里759	尾前神社入口	1
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里56-1	スーパーサンシ北	2
第 5 1 投票区	津市河芸町東千里839	カワゲファッション前	3
第 5 1 投票区	津市河芸町上野24	後藤輝人様宅西側	4
第 5 2 投票区	津市河芸町西千里1577-4	鈴木板金前（県道上野鈴鹿線沿い）	1
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘2	千里ヶ丘第 6 公園西側	2
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り中央分離帯 （千里ヶ丘公民館前）	3
第 5 2 投票区	津市河芸町千里ヶ丘55-3	河芸町千里ヶ丘第 2 公園北側	4
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-16	市道久知野郡山線沿い （杜の街くすのきの丘前）	5
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目1487-4	杜の街ひだまり公園入り口	6
第 5 2 投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-1	杜の街くすのきの丘集会所より市道久知 野郡山線をはさんで南西の緑地帯	7
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田1904	伊勢鉄道河芸駅前	1
第 5 3 投票区	津市河芸町高佐地内	高佐公民館前（県道久居河芸線沿い）	2
第 5 3 投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局跡地東側（黒田小学校学習田）	3
第 5 3 投票区	津市河芸町赤部695	赤部南三差路（市道敷）	4
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田1441	浜田集落センター南側	5
第 5 3 投票区	津市河芸町浜田814-3	河芸総合支所前	6

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 5 4 投票区	津市河芸町南黒田2282	行方武二様宅南側	1
第 5 4 投票区	津市河芸町南黒田409-4	観音寺西側	2
第 5 5 投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側	1
第 5 5 投票区	津市河芸町三行1148-5	三行水源地東側	2
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本413	棕本運送付近横山池南西堰堤	1
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本6824	津市芸濃総合文化センター北側	2
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本635	(株) 成光電器東側	3
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本892-113	棕本団地公園東南角	4
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本6141-1	芸濃総合支所	5
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本3044-1	イオンタウン芸濃北側グリーンロード沿い	6
第 5 6 投票区	津市芸濃町棕本7195	津市芸濃町棕本岩原公民館付近 ごみ集積場西	7
第 5 7 投票区	津市芸濃町棕本5838	横山池北側ガードレール	1
第 5 7 投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畑代東線農排中継ポンプ付近	2
第 5 7 投票区	津市芸濃町林1832-2	市道棕本林殿町線沿い	3
第 5 7 投票区	津市芸濃町林	川原公民館東側	4
第 5 7 投票区	津市芸濃町楠原1209-1	市道新玉橋北線	5
第 5 7 投票区	津市芸濃町忍田177-4	市道忍田町中線中勢用水施設付近	6
第 5 7 投票区	津市芸濃町棕本5507	市道棕本林殿町線三ツ谷池東側	7
第 5 8 投票区	津市芸濃町小野平1180	小野平ゲートボール場南側	1
第 5 8 投票区	津市芸濃町多門430-2地先	県道津芸濃大山田線 三重交通フ リー多門橋バス停付近	2
第 5 8 投票区	津市芸濃町北神山305	安西雲林院幼稚園西側	3
第 5 8 投票区	津市芸濃町萩野3759	萩野地区ゲートボール場北側	4
第 5 8 投票区	津市芸濃町岡本136-3	県道津芸濃大山田線 三重交通岡本バス停付近歩道	5
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館	1
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1630	県道津芸濃大山田線待避所付近	2
第 5 9 投票区	津市芸濃町中縄524-42	市営藤ヶ丘団地集会所西側緑地	3
第 5 9 投票区	津市芸濃町雲林院1982付近	市道南山多門線沿い	4
第 6 0 投票区	津市芸濃町河内55	落合通宏様宅前	1
第 6 0 投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前市有地	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 6 1 投票区	津市美里町平木520-1の先	平木地区入口	1
第 6 1 投票区	津市美里町北長野1574-3	内田ヒナ子様宅東側の畑	2
第 6 1 投票区	津市美里町北長野713-1	今瀬青佳様宅前	3
第 6 1 投票区	津市美里町桂畑373-1	桂畑文化センター前	4
第 6 1 投票区	津市美里町南長野535	南長野生活改善センター	5
第 6 2 投票区	津市美里町五百野1916-2	ふれあいセンター五百野フェンス北側	1
第 6 2 投票区	津市美里町足坂275	高宮郵便局前	2
第 6 2 投票区	津市美里町三郷405-3	旧美里村役場跡地	3
第 6 2 投票区	津市美里町三郷1408-20	柳谷入口バス停北側	4
第 6 3 投票区	津市美里町家所2112-1	旧辰水小学校下駐車場	1
第 6 3 投票区	津市美里町家所8-2	長谷山ハイツ入口	2
第 6 3 投票区	津市美里町穴倉	穴倉久保坂の上ゴミ集積場所東	3
第 6 3 投票区	津市美里町高座原	高座原地区入口（県道亀山白山線沿い）	4
第 6 3 投票区	津市美里町家所4782	県道家所阿漕停車場線三交野田バス停	5
第 6 3 投票区	津市美里町日南田	三交日南田バス停北側	6
第 6 4 投票区	津市安濃町草生1038-2	県道草生・窪田・津線藤谷卓幹宅北側	1
第 6 4 投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線紀平正則様宅西側	2
第 6 4 投票区	津市安濃町草生3147-1	県道亀山白山線 平尾農作業管理休養施設東側	3
第 6 4 投票区	津市安濃町安部517	市道安川石秋様宅南側	4
第 6 4 投票区	津市安濃町草生4406-2	生水区公民館	5
第 6 4 投票区	津市安濃町中川445	市道野田隆夫様宅南側	6
第 6 4 投票区	津市安濃町田端上野874-25	明合放課後児童クラブ（学童保育所さくらんぼクラブ）東側	7
第 6 5 投票区	津市安濃町川西276	市道真柄義則様宅北側	1
第 6 5 投票区	津市安濃町川西1200	県道草生曾根線宮田正男様宅西側	2
第 6 5 投票区	津市安濃町南神山57-2	県道穴倉南神線榑増井総建作業所南側	3
第 6 5 投票区	津市安濃町今徳1484	今徳区公民館	4
第 6 5 投票区	津市安濃町妙法寺93	市道三島崇宅北側	5
第 6 5 投票区	津市安濃町妙法寺1126	市道敷大市神社東	6
第 6 5 投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道中上雅嗣宅北側	7

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 6 5 投票区	津市安濃町浄土寺1566	市道落合秀明様宅（川西607-22）西側	8
第 6 6 投票区	津市安濃町安濃2822-3	県道亀山安濃線歩道東側（N T T 電柱第二内多幹28前）	1
第 6 6 投票区	津市安濃町内多3356	市道歩道内多区公民館南側	2
第 6 6 投票区	津市安濃町太田2040	市道敷（内多・清水線）浅生恭雄様宅北側	3
第 6 6 投票区	津市安濃町清水1221	萩原君代様所有畑	4
第 6 6 投票区	津市安濃町曾根1158	曾根農村公園南側	5
第 6 6 投票区	津市安濃町清水903-59	清水ヶ丘団地坂の公園（清水ヶ丘第一児童公園）西側	6
第 6 6 投票区	津市安濃町太田1603-20	市道敷小宮様宅前	7
第 6 6 投票区	津市安濃町曾根807-14	市道安濃保育園西側	8
第 6 7 投票区	津市安濃町野口1220	県道亀山白山線野口公民館北側	1
第 6 7 投票区	津市安濃町大塚483	市道戸島区公民館南側	2
第 6 7 投票区	津市安濃町大塚502-4	市道村主茂様宅南側	3
第 6 7 投票区	津市安濃町荒木183-5	県道津芸濃大山田線ハートフル公園西側	4
第 6 7 投票区	津市安濃町栗加410-2	県道草生窪田津線明合小学校東側	5
第 6 7 投票区	津市安濃町田端上野19-4	市道東観中学校東側	6
第 6 7 投票区	津市安濃町東観音寺387-3	県道草生曾根線歩道岡副全成様宅南側	7
第 6 8 投票区	津市久居西鷹跡町2-3	久居ふるさと文学館北側	1
第 6 8 投票区	津市久居東鷹跡町105	三重県立久居農林高等学校グラウンド北側	2
第 6 8 投票区	津市久居寺町1264	後藤正和様宅前	3
第 6 8 投票区	津市久居本町1400-2	久居一志地区医師会館南側	4
第 6 9 投票区	津市久居射場町43-6	万町・中町・射場町地区集会所西側フェンス	1
第 6 9 投票区	津市久居万町720	万町児童公園東側	2
第 6 9 投票区	津市久居中町264-1	わたせい前駐車場北側	3
第 6 9 投票区	津市久居西鷹跡町494	久居中学校グラウンド北側フェンス	4
第 6 9 投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第 1 分団詰所駐車場北側	5
第 7 0 投票区	津市久居新町737	成美小学校北側	1
第 7 0 投票区	津市久居新町2819	新町三角公園西側フェンス	2
第 7 0 投票区	津市久居新町3005	県道松阪久居線歩道東側（久居駅西側ロータリー北）	3
第 7 0 投票区	津市久居新町2721-1	三重県企業庁職員運動施設東側	4

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 7 1 投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側	1
第 7 1 投票区	津市久居野村町372-203	久居団地東公園東側	2
第 7 1 投票区	津市久居井戸山町145	合同宿舍久居東住宅 1 号棟南側フェンス	3
第 7 1 投票区	津市久居野村町329-22	久居第 2 団地防火水槽	4
第 7 1 投票区	津市久居野村町589-1	野田池東側空地	5
第 7 2 投票区	津市久居桜が丘町1711-130	桜が丘西公園北側	1
第 7 2 投票区	津市久居桜が丘町1900-194	奥田俊雄様宅前植樹帯	2
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町1574-1	脇田山団地西公園南側雑種地	3
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町2009-1	東さくらが丘団地ひだまり公園東側	4
第 7 2 投票区	津市久居小野辺町1344-1	稲葉一所有農地北側	5
第 7 3 投票区	津市久居北口町487-1	北口第一公園東側	1
第 7 3 投票区	津市久居北口町554-2	蜜柑山幼稚園南側	2
第 7 3 投票区	津市久居烏木町415	川村正和様宅前	3
第 7 3 投票区	津市久居北口町438-5	サンコーボラス久居西側	4
第 7 3 投票区	津市久居新町625-18	ハーモネート公園	5
第 7 4 投票区	津市久居北口町859-3	北部保育園園舎西側	1
第 7 4 投票区	津市久居明神町2381-4	ダイソー&アオヤマ久居インターガーデン店西側市道	2
第 7 4 投票区	津市久居北口町1000-9	梅田孝義様宅東側農地	3
第 7 4 投票区	津市久居明神町1397-55	永谷桂子様所有農地南東道路側	4
第 7 4 投票区	津市久居相川町2392-20	グリーンショップヒカリ東側農地	5
第 7 5 投票区	津市久居二ノ町1658	橋本剛至様宅前	1
第 7 5 投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側	2
第 7 5 投票区	津市久居元町2081-1	上野博様宅前	3
第 7 5 投票区	津市久居元町1940-13	奥田純一様宅東側ガードレール	4
第 7 5 投票区	津市久居元町2119	津市埋蔵文化センター久居分室東側	5
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町1610-7	須ヶ瀬構造改善センター北側	1
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町112-1	中島多美子様所有農地	2
第 7 6 投票区	津市須ヶ瀬町1521-4先	雲出川堤防	3
第 7 7 投票区	津市木造町935-1	伊藤隆治様宅前	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 7 7 投票区	津市木造町地内	中西芳夫様宅向いの市道	2
第 7 7 投票区	津市木造町2380-1	福井健所有雑種地	3
第 7 7 投票区	津市木造町2460	雲出川堤防北側	4
第 7 8 投票区	津市新家町1672-1	太田長郎様宅前	1
第 7 8 投票区	津市新家町2203-5	ハイタウン久居東集会所用地	2
第 7 8 投票区	津市新家町873-1	桃園幼稚園前	3
第 7 8 投票区	津市新家町1558-1	小田博文所有地	4
第 7 9 投票区	津市久居元町2314-17	こべき保育園前	1
第 7 9 投票区	津市久居元町2354	久居公民館東側	2
第 7 9 投票区	津市牧町286-4	稲垣治加子様宅前	3
第 7 9 投票区	津市久居野口町2560-103	陸上自衛隊演習場南側ガードレール	4
第 7 9 投票区	津市川方町492-2	榊原和子様宅前	5
第 7 9 投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東側緑の風公園北側	6
第 8 0 投票区	津市戸木町2337	戸木幼稚園西側	1
第 8 0 投票区	津市戸木町7030-1	市営桃里団地市道北側ガードフェンス	2
第 8 0 投票区	津市戸木町8094	風早団地入口西側歩道	3
第 8 0 投票区	津市戸木町5581-9	三重交通「市営住宅口」バス停西	4
第 8 0 投票区	津市戸木町7746	織田信一所有畑	5
第 8 1 投票区	津市庄田町1908-12	すみれ公園南西側	1
第 8 1 投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館駐車場東側	2
第 8 1 投票区	津市庄田町2491-2	庄田町中出屋集会所北側	3
第 8 1 投票区	津市庄田町2145-3	県道平生・庄田線沿森克彦所有農地	4
第 8 1 投票区	津市庄田町2886-1	庄田町自治会南集会所前畑	5
第 8 2 投票区	津市森町1490-1	小林一美所有農地	1
第 8 2 投票区	津市森町270	栗葉小学校北東側	2
第 8 2 投票区	津市森町94	橋本正雄所有農地	3
第 8 2 投票区	津市森町1633-8	中京銀行久居倉庫西側歩道内植込	4
第 8 3 投票区	津市大鳥町178-1	稲垣正春所有農地	1
第 8 3 投票区	津市久居一色町766	一色公会所南側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

		市 町 名	津市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要
第 8 3 投票区	津市中村町地内	中村町ごみ集積所（中村町公会所向側）西	3
第 8 3 投票区	津市久居一色町940	久居西中学校東側	4
第 8 3 投票区	津市久居一色町115-4付近	益田勝義様宅東側ガードパイプ	5
第 8 4 投票区	津市稲葉町530-1	下稲葉公会所南向い池村通子所有農地	1
第 8 4 投票区	津市稲葉町757-1	稲葉邦成様宅北側農地	2
第 8 4 投票区	津市久居緑が丘町一丁目7-4	グリーンヒルふれあい広場西側	3
第 8 4 投票区	津市稲葉町4777	県道上稲葉羽野線稲葉公民館前 道路北側法面	4
第 8 4 投票区	津市稲葉町240付近	前田昌英様宅南側ガードレール	5
第 8 5 投票区	津市稲葉町2621-4付近	県道亀山白山線山路幹男様宅西 道路北側法面	1
第 8 5 投票区	津市稲葉町2755-1	松島尚様所有農地	2
第 8 5 投票区	津市稲葉町2524	西川原橋付近（美里ホームランド）	3
第 8 5 投票区	津市稲葉町2799	中島久様所有地	4
第 8 6 投票区	津市榊原町15929	三重交通「榊原療養所前」バス停南側付近脇田久所有農地	1
第 8 6 投票区	津市榊原町6078-1	三重交通「榊原口」バス停付近伊藤得男所有農地	2
第 8 6 投票区	津市榊原町5104	榊原農民研修所前	3
第 8 6 投票区	津市榊原町4964-3	県道亀山・白山線道路法面	4
第 8 7 投票区	津市榊原町7280-1	下村地区共有地東側	1
第 8 7 投票区	津市榊原町7011-5	市道庄田榊原線圓浄寺専用駐車場付近	2
第 8 7 投票区	津市榊原町8132-2	三重交通「並松橋」バス停付近	3
第 8 7 投票区	津市榊原町8161-2	下村教育集会所前	4
第 8 8 投票区	津市榊原町4696-1	寺野垣内集会所南側フェンス	1
第 8 8 投票区	津市榊原町16538	中ノ山地区共有地南側	2
第 8 8 投票区	津市榊原町2882-3	三重交通「笠取山口」バス停 東側ガードレール	3
第 8 8 投票区	津市榊原町4437-2	谷酒店東ゲートボール場	4
第 8 8 投票区	津市榊原町14820-2付近	平松清様宅西側ガードレール	5
第 8 8 投票区	津市榊原町4414-1	一之坂集会所敷地内	6
第 8 9 投票区	津市榊原町10020-1	落合小遊園地西側	1
第 8 9 投票区	津市榊原町17201	海泉寺付近川原田正明所有農地	2
第 8 9 投票区	津市榊原町10844付近	吉田三郎様宅北側市道ガードレール	3

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 8 9 投票区	津市榊原町10295-1	榊原上教育集会所	4
第 9 0 投票区	津市香良洲町1239-1	めぐみの広場の南側	1
第 9 0 投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所の北側	2
第 9 0 投票区	津市香良洲町2161-1	サンデルタ香良洲の西側（パターゴルフ場）	3
第 9 0 投票区	津市香良洲町5880	米川謙二様宅の北側ブロック塀	4
第 9 0 投票区	津市香良洲町950	松島すま子様宅の東側の畑	5
第 9 1 投票区	津市香良洲町5536-22	マックスバリュ香良洲店の北側空き地	1
第 9 1 投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品(株)関西工場前の歩道法面	2
第 9 1 投票区	津市香良洲町789-2	三重交通バス川原停留所の北側	3
第 9 1 投票区	津市香良洲町116-20	前田正人様宅の東側ブロック塀	4
第 9 1 投票区	津市香良洲町294	高橋良雄様宅の空き地南側	5
第 9 2 投票区	津市一志町井生1444-3	上井生児童公園北側	1
第 9 2 投票区	津市一志町井生	市道井生小吹高畑線（井生公会所南側）	2
第 9 2 投票区	津市一志町井生	市道井生線（ごみ集積所西側）	3
第 9 2 投票区	津市一志町井生2848	一志野球場・テニスコート	4
第 9 3 投票区	津市一志町大仰1470-1	上出公会所南側	1
第 9 3 投票区	津市一志町大仰313-1	津市大井公民館北側	2
第 9 3 投票区	津市一志町大仰	市道石橋村出線（村出集会所西側）	3
第 9 3 投票区	津市一志町大仰878-2	片山公会所	4
第 9 3 投票区	津市一志町石橋301-1	石橋公会所東側	5
第 9 4 投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前	1
第 9 4 投票区	津市一志町井関755	田邊保徳様宅前	2
第 9 4 投票区	津市一志町井関369	田中新策様宅前	3
第 9 4 投票区	津市一志町井関	県道一志美杉線（JR名松線井関駅から200m西）	4
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬4245-7	岩垣内駐車場	1
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬1977-1	小渕医院前	2
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬	市道下ノ世古川原出線（尾崎橋バス停東側）	3
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬4322	小畑志満子様宅前	4
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2233-2先	市道波瀬小学校線（魚銀食堂南側）	5

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2315-1	松田貢様宅前	6
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬5263先	市道（若杣86号線）	7
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬2178-1	腰山商店プロパン置場	8
第 9 5 投票区	津市一志町波瀬	市道川原出野口線（平山宅南側）	9
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（井ノ口公園手前）	1
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（出丸宅南側）	2
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館	3
第 9 6 投票区	津市一志町波瀬（室の口）	市道室ノ口97号線（福専寺前）	4
第 9 7 投票区	津市一志町八太614	長谷川眞雄様宅前	1
第 9 7 投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側	2
第 9 7 投票区	津市一志町八太1008-1	津市コミュニティプラザ川合北側	3
第 9 7 投票区	津市一志町片野553-24	姫路集会所南側	4
第 9 7 投票区	津市一志町片野254	片野集会所北側	5
第 9 7 投票区	津市一志町八太469-1	屋方集会所西側	6
第 9 8 投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側	1
第 9 8 投票区	津市一志町日置396-1	日置集落センター西側	2
第 9 8 投票区	津市一志町其村（其村団地）	市道其村175号線（其村団地入り口）	3
第 9 8 投票区	津市一志町其村	市道其村線（滝鼻様宅東側）	4
第 9 9 投票区	津市一志町高野1450	高野保育園南側	1
第 9 9 投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側	2
第 9 9 投票区	津市一志町高野	市道高野31号線（辻村様宅東側）	3
第 9 9 投票区	津市一志町其倉	其倉橋左岸側橋詰	4
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻	県道久居美杉線（田尻消防車庫北側）	1
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志庁舎南側	2
第 1 0 0 投票区	津市一志町田尻404-4	市道高野田尻線	3
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1658-1	西川原集会所北側	4
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1640	佐野みち子様宅南側	5
第 1 0 0 投票区	津市一志町八太1457-25先	市道一志団地内線	6
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野	市道高野団地線（高野団地東バス停）	1

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前	2
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野2609	一志中学校グラウンド西側	3
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-493	高野団地 5 公園南側	4
第 1 0 1 投票区	津市一志町高野160-434	高野団地 6 公園北側	5
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山915	市道小山線（細野様宅前）	1
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山	市道小山177号線（コスモスクリニック北側）	2
第 1 0 2 投票区	津市一志町小山854-66	小山台地集会所南側	3
第 1 0 2 投票区	津市一志町みのりヶ丘115-397	倉口開発ミルメゾンみのり台販売センター西側	4
第 1 0 3 投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所前駐車場東側	1
第 1 0 4 投票区	津市白山町福田山589-1	脇田文雄様宅前・県道松阪青山線道路沿	1
第 1 0 4 投票区	津市白山町城立301	元取公民館敷地内	2
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城936	岸本建設敷地	1
第 1 0 5 投票区	津市白山町藤362-1	藤交差点南空地	2
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城190-6	中西五六様宅東空地	3
第 1 0 5 投票区	津市白山町北家城1344地先	北家城ごみ集積所北側	4
第 1 0 5 投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高校北側	5
第 1 0 5 投票区	津市白山町二俣348地先	二俣ゲートボール場南側	6
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口1991	川口小学校南側	1
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口897	津市白山公民館南側	2
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口471-6	津市立白山中学校体育館北西側	3
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口2708地先	杉ヶ瀬ごみ集積所北側	4
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口8100	津市白山川口ゲートボール場南側	5
第 1 0 6 投票区	津市白山町川口3411近く	県道二本木御衣田線新広瀬橋南側（茅刈公民館道路隔てて西側）	6
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木1001-724	白山台団地グリーンロード側入口付近空地	1
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木1001-45	白山台団地大三出張所前公園北側	2
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木408	沖広倶楽部南側空地	3
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木728-1	三重中央農協大三支店南側	4
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木4699地先	マックスバリュ駐車場東側	5
第 1 0 7 投票区	津市白山町二本木3507	イセゴム工業西側空地	6

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 0 8 投票区	津市白山町三ヶ野1149	上広公民館前・防火水槽東側	1
第 1 0 8 投票区	津市白山町三ヶ野5437	三ヶ野公民館南側空地	2
第 1 0 9 投票区	津市白山町佐田175地先	口佐田集会所前・防火水槽東	1
第 1 0 9 投票区	津市白山町中ノ村581	津市倭公民館南側	2
第 1 0 9 投票区	津市白山町南出55-2	南出倶楽部北側空地	3
第 1 0 9 投票区	津市白山町佐田1395-4	県道亀山白山線東側沿い畑	4
第 1 0 9 投票区	津市白山町上ノ村9-296	グリーンタウン榊原中央公園東側	5
第 1 0 9 投票区	津市白山町上ノ村450番地先	木村重義様宅北空地	6
第 1 1 0 投票区	津市白山町八対野985-1	津市白山ゲートボール場東側	1
第 1 1 0 投票区	津市白山町八対野92-2	津市八対野教育文化会館北側	2
第 1 1 0 投票区	津市白山町稲垣305番地地先	稲垣公民館西側	3
第 1 1 0 投票区	津市白山町古市699番地先	津市白山運動場第 2 駐車場西側	4
第 1 1 0 投票区	津市白山町山田野912番地先	山田野大山児童公園北側	5
第 1 1 0 投票区	津市白山町山田野348番地先	山田野集会所前	6
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原379	県道久居美杉線沿い（持経公民館北側）	1
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原3199	県道久居美杉線沿い（中野公民館）	2
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2777	竹原多目的集会所南側	3
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2633-2	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 中原バス停西へ200m付近）	4
第 1 1 1 投票区	津市美杉町竹原2126	県道久居美杉線沿い（美杉消防第 1 分団 第 4 部格納庫北側山本建設資材置場）	5
第 1 1 1 投票区	津市美杉町八手俣979-4	県道松阪青山線沿い（コミュニティバス 寺広バス停北西方向へ300m付近）	6
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知742-1	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 大野バス停東側）	1
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知1349	県道久居美杉線沿い（県道青山美杉 線交差点北側）	2
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知5580-2	美杉総合文化センター入口東側	3
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知4449-2	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い（コ ミュニティバス相戸バス停西側）	4
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（コミュニティ バス比津バス停東側）	5
第 1 1 2 投票区	津市美杉町八知8405-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い （老ヶ野第 3 公民館北側）	6
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生747-1	国道368号沿い（県境より名張方面へ300 m先、西側にひよこの家）	1
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生2120	市道太郎生旧道線沿い（太郎生多目 的集会所西側）	2
第 1 1 3 投票区	津市美杉町太郎生2857-1	国道 3 6 8 号沿い（東西橋南側）	3

ポスター掲示場設置場所一覧表

(平成31年執行 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙)

投票区名	所在地	市 町 名	津市
		設 置 場 所	摘 要
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生5551-2	国道 3 6 8 号沿い (㈱広山建設資材置場)	1
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い	2
第 1 1 4 投票区	津市美杉町太郎生4774	国道 3 6 8 号沿い (飯垣内橋北へ50m付近)	3
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原	市道逢坂線沿い (コミュニティバス停「逢坂」南側)	1
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1922-4	国道 3 6 8 号沿い旧下垣内東集会所	2
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側	3
第 1 1 5 投票区	津市美杉町石名原1096-1	国道 3 6 8 号沿い (三重交通上払戸バス停対面側)	4
第 1 1 5 投票区	津市美杉町三多気392-1	市道掛田三多気小屋線沿い	5
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津240	県道久居美杉線沿い (コミュニティバス停「波籠」北側)	1
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津	国道 3 6 8 号沿い (美杉小学校南側)	2
第 1 1 6 投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線 (八幡地域住民センター西側)	3
第 1 1 6 投票区	津市美杉町川上872-1	県道奥津飯高線沿い	4
第 1 1 7 投票区	津市美杉町川上3868	県道奥津飯高線沿い	1
第 1 1 7 投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場 (しゃくなげ会館西側広場)	2
第 1 1 8 投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場	1
第 1 1 8 投票区	津市美杉町丹生俣1452-1	国道 4 2 2 号沿い (小林様宅東側)	2
第 1 1 9 投票区	津市美杉町上多気633	県道嬉野美杉線沿い (三木屋跡敷地)	1
第 1 1 9 投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校グラウンド (多気地域住民センター西側)	2
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気1434-2	県道一志美杉線沿い (㈱前田組敷地)	3
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気2264-2	県道嬉野美杉線沿い (小田内科東側)	4
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気	市道西向院前世古横線沿い (美杉消防団第 6 分団第 1 部格納庫南側)	5
第 1 1 9 投票区	津市美杉町下多気	市道佐田漆中ノ世古線 (漆集会所西側)	6
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川180-1	県道松阪青山線沿い (三浪弘子様宅西側)	1
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川1228-3	県道松阪青山線沿い (大清建設資材置場)	2
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前	3
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川2040	県道松阪青山線沿い (㈱エーコープいちしみすぎ下之川店)	4
第 1 2 0 投票区	津市美杉町下之川4401-3	県道一志美杉線沿い	5

津市選挙管理委員会告示第 4 4 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

交付場所	交付を行う期間	交付できる選挙人が登録されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎 8 階大会 議室 B	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 1 9 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市河芸庁舎 1 階防 災研修室	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市芸濃庁舎 2 階防 災会議室	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市美里庁舎 1 階会 議室	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市安濃庁舎 2 階会 議室 1 ・ 2	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市久居庁舎 1 階 1 A 会議室	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市香良洲公民館 1 階大会議室	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市一志庁舎 1 階住 民活動室	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市白山庁舎 2 階 2 0 3 会議室	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市美杉総合文化セ ンター 1 階会議室 1	平成 3 1 年 4 月 1 5 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区

イオンモール津南 3 階イオンホール	平成 3 1 年 4 月 1 8 日か ら同月 2 0 日まで	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
津市本庁舎 1 階ロビ ー	平成 3 1 年 4 月 2 0 日	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区

津市選挙管理委員会告示第45号

平成31年4月21日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89条）第142条の3の規定により告示する。

平成31年3月20日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- 1 不在者投票の時間
午前10時から午後8時まで
- 2 不在者投票の投票用紙等の交付場所
イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第46号

平成31年4月21日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成31年3月20日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- 1 くじを行う時間 平成31年4月14日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 津市本庁舎8階大会議室A

津市選挙管理委員会告示第 4 7 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報発行に関する規程（平成 1 8 年津市選挙管理委員会告示第 7 号）第 6 条第 2 項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

- 1 くじを行う時間 平成 3 1 年 4 月 1 4 日 午後 5 時 3 0 分
- 2 くじを行う場所 津市本庁舎 8 階大会議室 A

津市選挙管理委員会告示第 4 8 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|-----------|--------|
| 1 | 投票所を開く時間 | 午前 7 時 |
| 2 | 投票所を閉じる時間 | 午後 7 時 |

津市選挙管理委員会告示第49号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成31年3月20日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

住 所	氏 名
三重県津市榑原町 2 0 1 8 番地	安藤 勝平
三重県津市榑原町 1 0 4 4 7 番地	福岡 勝司
三重県津市榑原町 2 8 4 8 番地 2	崎 和泉
三重県津市榑原町 5 0 9 5 番地 1	坂口 賢二
三重県津市榑原町 5 9 8 9 番地 3	萩野 広和
三重県津市榑原町 7 0 2 0 番地	山川 光生
三重県津市榑原町 3 5 6 9 番地	松田 久美
三重県津市榑原町 1 4 8 8 0 番地 1	谷川 信男
三重県津市榑原町 8 1 9 7 番地 2	裏川 幹雄
三重県津市榑原町 3 2 0 番地 2	倉田 守雄
三重県津市榑原町 1 3 0 7 番地	田中 克巳
三重県津市榑原町 4 6 9 2 番地 2	大野 講一

津市選挙管理委員会告示第50号

平成31年4月7日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成31年3月21日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	平成31年3月22日から同年4月5日まで	津市本庁舎8階大会議室B	第1投票区～第120投票区
第2期日前投票所	平成31年3月22日から同年4月6日まで	津市河芸庁舎1階防災研修室	第1投票区～第120投票区
第3期日前投票所	平成31年3月22日から同年4月6日まで	津市芸濃庁舎2階防災会議室	第1投票区～第120投票区
第4期日前投票所	平成31年3月22日から同年4月6日まで	津市美里庁舎1階会議室	第1投票区～第120投票区
第5期日前投票所	平成31年3月22日から同年4月6日まで	津市安濃庁舎2階会議室1・2	第1投票区～第120投票区
第6期日前投票所	平成31年3月22日から同年4月6日まで	津市久居庁舎1階1A会議室	第1投票区～第120投票区

第 7 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 2 2 日から同年 4 月 6 日まで	津市香良洲公民館 1 階大会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 8 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 2 2 日から同年 4 月 6 日まで	津市一志庁舎 1 階 住民活動室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 9 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 2 2 日から同年 4 月 6 日まで	津市白山庁舎 2 階 2 0 3 会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 0 期日前投票 所	平成 3 1 年 3 月 2 2 日から同年 4 月 6 日まで	津市美杉総合文化 センター 1 階会議 室 1	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 1 期日前投票 所	平成 3 1 年 4 月 4 日から同月 6 日ま で	イオンモール津南 3 階イオンホール	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 2 期日前投票 所	平成 3 1 年 4 月 6 日	津市本庁舎 1 階ロビー	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区

津市選挙管理委員会告示第 5 1 号

平成 3 1 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同法第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 0 条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 1 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
第 1 1 期日前投票所	イオンモール津南 3 階イオンホール	午前 1 0 時	午後 8 時

津市選挙管理委員会告示第52号

平成31年4月7日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成31年3月21日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

第1期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡本 祐次	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	本多 裕樹
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	須山 美智子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	片岡 政志
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	須山 美智子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	堀 太紀
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	生川 介彦	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	片岡 政志
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	須山 美智子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 真仁
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡 静美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	本多 裕樹
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡本 祐次	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 真仁
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	炭谷 拓治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	堀 太紀
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	須山 美智子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	本多 裕樹
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡本 祐次	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 悠介
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山口 悦子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	片岡 政志
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	生川 介彦	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	本多 裕樹
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡 静美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	堀 太紀
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	須山 美智子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	近藤 優介
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡本 祐次	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	堀 太紀

第2期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	河戸 一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	牛場 隆
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡 正久	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	牛場 隆
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 捷功	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	川北 江利子
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	河戸 和治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	牛場 隆
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長井 三喜夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野村 三枝
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	河戸 一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長井 新治
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉田 道明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	稲垣 典夫
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	河戸 和治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野村 三枝
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	河戸 一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長井 新治
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡 正久	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	森 和佳子
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 捷功	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	倉田 和実
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉田 道明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	稲垣 典夫
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	河戸 和治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野村 三枝
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡 正久	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	若林 伸幸
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 捷功	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	稲垣 典夫
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長井 三喜夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	倉田 和実

第3期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	落合 公広	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤川 圭司
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	佐藤 恵子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	新屋 吉隆
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	中村 徹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	赤根 潤
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山川 洋子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	清水 由美子
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	駒田 勝巳	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	中村 京文
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤谷 弘一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	加藤 勝博
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉川 峯夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤川 圭司
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	佐藤 恵子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	佐野 雅彦
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 泰宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松谷 弘樹
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	中村 徹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小林 孝弘
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	横山 均	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	新屋 吉隆
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤谷 弘一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 康之
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉川 峯夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤川 圭司
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	駒田 勝巳	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	加藤 勝博
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤谷 弘一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	新屋 吉隆
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	橘 昌司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 康之

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

第４期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	朝倉 精二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松本 公伸
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	細井 芳秋	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一志 泰
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉岡 徳男	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	紀平 久樹
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	池村 壽夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小黒 誠仁
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	平井 龍治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一志 泰
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	向出 和志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	畑中 直人
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	谷口 宇一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	丹羽 敬二
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	杉平 庄一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松本 公伸
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	不破 宗伸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小黒 誠仁
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	辻本 忠能	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	丹羽 敬二
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	西口 元祥	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	紀平 久樹
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	向出 和志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一志 泰
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	服部 勝	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小黒 誠仁
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	平井 龍治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	紀平 久樹
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	服部 勝	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	丹羽 敬二
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡林 隆志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松本 公伸

第５期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野田 喜男	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	北角 一善
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	飯柴 雅己	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	豊田 法生
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	濱田 昌宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 たか子
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	横田 明人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	豊田 法生
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野田 喜男	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	横井 宏和
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 一夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	内藤 美幸
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	堤 保	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長谷川 美穂子
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	紀平 信也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	紀平 浩司
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	大森 喜夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	佐野 隆之
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	飯柴 雅己	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	森 康浩
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	堤 保	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	正岡 隆文
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	横田 明人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長谷川 美穂子
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野田 喜男	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	豊田 法生
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 一夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	横山 至伸
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	濱田 昌宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	森 康浩
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	紀平 信也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小林 久晃

第６期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 文夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	草深 貴宣
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	上野 豊	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	淡島 智紀
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 龍也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	中西 宏明
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	川合 清	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野田 のり子
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	辻 義則	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	海津 正周
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山川 和雄	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡林 洋子
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	薄井 俊信	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	倉田 猛司
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	森本 勇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小濱 守
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	近藤 雅人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	豊住 和美
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	上野 豊	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	梅谷 暢子
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	川合 清	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	黒川 浩伸
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 文夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	橋本 剛至
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山川 和雄	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 賢
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 龍也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	倉田 猛司
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	森本 勇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山口 かおり
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	中島 久	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	橋本 知巳

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

第7期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	倉田 一幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	八太 伸介
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥田 卓良	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小津 充弘
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 恵津子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	舘 伸明
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥田 満	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	濱村 章史
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小津 守	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	八太 伸介
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	後藤 千春	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	高橋 純也
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	倉田 一幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	内山 知紀
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥田 卓良	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	黒川 凌平
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 恵津子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥野 昌也
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥田 満	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	中山 隆司
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小津 守	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	内山 知紀
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	後藤 千春	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	黒川 凌平
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥田 卓良	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	濱村 章史
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	倉田 一幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉村 裕美子
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 恵津子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	高橋 純也
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥田 満	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小津 充弘

第8期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 久志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
3月23日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	竹内 栄喜	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹
3月24日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松井 博保	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
3月25日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 久志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹
3月26日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	竹内 栄喜	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
3月27日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松井 博保	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹
3月28日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 久志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
3月29日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	竹内 栄喜	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹
3月30日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松井 博保	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
3月31日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 久志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹
4月1日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	後藤 佳基	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
4月2日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	竹内 栄喜	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹
4月3日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松井 博保	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
4月4日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	後藤 佳基	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹
4月5日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	竹内 栄喜	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 博之
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 久志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	佐野 栄志

第9期日前投票所

[illegible]

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

第 1 0 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月22日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	横谷 周	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	櫻井 巨樹
3月23日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田中 通禮	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田端 健
3月24日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡田 郁子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	廣瀬 智也
3月25日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大西 順子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	清水 孝明
3月26日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	海住 克己	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤田 泰大
3月27日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	磯田 守	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	向田 早永
3月28日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山本 節生	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐野 千奈
3月29日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 一正	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	東山 準也
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	鏡 二三男	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松永 邦彦
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	垣外 昇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	櫻井 巨樹
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岸野 隆夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小畑 豊
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中山 忠之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	杉谷 義之
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡田 郁子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	向田 早永
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大西 順子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小畑 豊
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	海住 克己	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	井上 博之
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 一正	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤田 千晃

第 1 1 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	渡邊 昇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	別所 賢一
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	渡邊 昇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	西 直人
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	渡邊 昇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小熊 信行

第 1 2 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大杉 弘子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	近藤 優介

津市選挙管理委員会告示第53号

平成31年4月7日執行の三重県知事選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成31年3月21日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- 1 くじを行う場所 津市本庁舎8階大会議室A
- 2 くじを行う日時 平成31年4月4日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成31年津市選挙管理委員会告示第38号は廃止する。

平成31年3月28日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,602人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,350人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,699人 |

津市選挙管理委員会告示第55号

平成31年5月10日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成31年3月28日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

移替えをしない期間 2019年（平成31年）4月26日から2019
年5月10日まで

津市選挙管理委員会告示第56号

平成31年4月7日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成31年3月29日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

1 開票管理者

住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

氏 名 後藤 久

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

氏 名 磯部 憲夫

津市選挙管理委員会告示第 5 7 号

平成 3 1 年 4 月 7 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 3 項の規定による読み替え後の第 4 1 条第 1 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

期日前投票所名	期日前投票所を 設ける期間	期日前投票所の 場所	投票できる選挙 人が登載されて いる選挙人名簿 の投票区
第 1 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 5 日まで	津市本庁舎 8 階 大会議室 B	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 2 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市河芸庁舎 1 階防災研修室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 3 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市芸濃庁舎 2 階防災会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 4 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市美里庁舎 1 階会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 5 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市安濃庁舎 2 階会議室 1 ・ 2	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 6 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市久居庁舎 1 階 1 A 会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区

第 7 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市香良洲公民 館 1 階大会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 8 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市一志庁舎 1 階住民活動室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 9 期日前投票所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市白山庁舎 2 階 2 0 3 会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 0 期日前投票 所	平成 3 1 年 3 月 3 0 日から同年 4 月 6 日まで	津市美杉総合文 化センター 1 階 会議室 1	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 1 期日前投票 所	平成 3 1 年 4 月 4 日から同月 6 日まで	イオンモール津 南 3 階イオンホ ール	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 2 期日前投票 所	平成 3 1 年 4 月 6 日	津市本庁舎 1 階 ロビー	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区

津市選挙管理委員会告示第 58 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法第 40 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同法第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法第 40 条第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
第 11 期日前投票所	イオンモール津南 3 階イオンホール	午前 10 時	午後 8 時

津市選挙管理委員会告示第 59 号

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 29 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

投票所施設一覧

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
津	1	津市役所	西丸之内 2 3 番 1 号
	2	津市立養正小学校	丸之内養正町 1 4 番 1 号
	3	津市相愛保育園	相生町 7 7 番地
	4	津市立敬和小学校	中河原 4 4 5 番地
	5	津市敬和公民館	寿町 2 1 番 2 2 号
	6	津市橋南会館	柳山津興 1 5 3 5 番地 2 7
	7	津市阿漕塚記念館	柳山津興 6 2 2 番地
	8	津市立育生小学校	下弁財町津興 1 3 5 0 番地
	9	津市立橋南中学校	上弁財町津興 2 5 3 7 番地 4
	10	セントヨゼフ女子学園	半田 1 3 3 0 番地
	11	津市橋南公民館	幸町 1 8 番 2 2 号
	12	津工会館	半田 1 4 2 番地
	13	津市立新町小学校	八町三丁目 3 番 1 号
	14	津市立西橋内中学校	東古河町 7 番 1 号
	15	三重大学附属幼稚園	観音寺町 5 2 3 番地
	16	三重県栄町庁舎（旧三重県民サービスセンター）	栄町一丁目 9 5 4 番地
	17	津市立南立誠小学校	桜橋二丁目 3 9 番地
	18	津市アストプラザ	羽所町 7 0 0 番地
	19	津市津西会館	一身田上津部田 1 3 5 5 番地 5
	20	津市立西が丘小学校	長岡町 8 0 0 番地 4 3 7
	21	上浜団地集会所	上浜町四丁目 4 9 番地
	22	北立誠幼稚園	江戸橋一丁目 7 6 番地 2
	23	旧雲出幼稚園	雲出本郷町 1 1 6 5 番地
	24	津市城山会館	城山二丁目 2 0 番 3 号
	25	津市南郊公民館	高茶屋三丁目 2 5 番 6 号
	26	三重県工業研究所	高茶屋五丁目 5 番 4 5 号
	27	三重県立津高等技術学校	高茶屋小森町 1 1 7 6 番地 2
	28	津市立藤水小学校	藤方 1 6 2 7 番地
	29	津市南が丘会館	垂水 2 8 8 2 番地 1
	30	津市立南が丘小学校	垂水 2 5 3 8 番地 1
	31	津市立神戸小学校	神戸 3 3 2 番地 1
	32	泉ヶ丘集会所	野田 2 1 番地 8 6 3
	33	旧片田幼稚園	片田井戸町 4 3 番地 8
	34	津市立櫛形小学校	分部 1 2 1 1 番地 1
	35	津市立安東幼稚園	納所町 2 3 4 番地
	36	緑の街集会所	河辺町 3 5 1 1 番地 7
	37	三重県人権センター	一身田大古曾 6 9 3 番地 1
	38	津市一身田公民館	一身田町 2 9 3 番地 3
	39	豊野会館	一身田豊野 1 4 0 6 番地 4 7 9
	40	町屋会館	栗真町屋町 7 1 4 番地 1
	41	津市栗真保育園	栗真小川町 2 7 4 番地
	42	津市白塚公民館	白塚町 5 2 0 5 番地
	43	津市白塚市民センター	白塚町 2 1 1 1 番地
	44	白塚団地第 2 自治会集会所	白塚町 5 8 番地 1 5
	45	津市立大里小学校	大里窪田町 1 8 2 1 番地
	46	津市高野尾転作促進技術研修所	高野尾町 5 4 1 7 番地
	47	津市豊が丘会館	豊が丘二丁目 1 番 1 号
河芸	48	中別保公民館	河芸町中別保 2 0 3 4 番地 3
	49	津市立豊津小学校	河芸町一色 1 6 8 0 番地
	50	津市立上野小学校	河芸町上野 2 9 6 3 番地
	51	東千里公民館	河芸町東千里 7 5 9 番地
	52	津市立千里ヶ丘幼稚園	河芸町千里ヶ丘 1 3 番地
	53	津市立黒田小学校	河芸町北黒田 1 0 9 番地 1
	54	南黒田公民館	河芸町南黒田 4 4 2 番地 1
	55	三行地区農業構造改善センター	河芸町三行 1 2 2 8 番地 1

芸濃	56	津市芸濃総合文化センター	芸濃町棕本6824番地
	57	津市立明幼稚園	芸濃町林325番地
	58	旧安西小学校	芸濃町北神山310番地
	59	津市雲林院福祉会館	芸濃町雲林院1019番地
	60	津市落合の郷	芸濃町河内900番地
美里	61	旧長野小学校	美里町北長野1435番地
	62	津市立高宮公民館	美里町足坂560番地2
	63	旧辰水小学校	美里町家所2045番地
安濃	64	津市草生公民館	安濃町草生4249番地1
	65	津市村主公民館	安濃町連部69番地1
	66	津市安濃公民館	安濃町内多3653番地
	67	津市明合幼稚園	安濃町大塚253番地2
久居	68	久居総合福祉会館	久居東鷹跡町20番地2
	69	津市立誠之小学校	久居西鷹跡町424番地
	70	津市立成美小学校	久居新町737番地
	71	津市立立成小学校	久居野村町560番地
	72	久居さくらが丘集会所	久居桜が丘町1813番地5
	73	津市密柑山幼稚園	久居北口町554番地2
	74	津市北部保育園	久居北口町859番地3
	75	津市元町地区集会所	久居元町2099番地2
	76	津市須ヶ瀬構造改善センター	須ヶ瀬町1610番地7
	77	木造区集会所	木造町1581番地
	78	津市桃園情報センター	新家町1365番地5
	79	津市こべき保育園	久居元町2314番地17
	80	津市立戸木小学校	戸木町880番地
	81	津市七栗産業会館	庄田町517番地1
	82	津市立栗葉幼稚園	森町284番地1
	83	一色公会所	久居一色町766番地2
	84	下稲葉公会所	稲葉町200番地
	85	上稲葉ふれあい会館	稲葉町2764番地1
	86	津市榊原農民研修所	榊原町5104番地
	87	津市下村教育集会所	榊原町8161番地2
	88	寺野垣内集会所	榊原町4696番地1
	89	津市榊原上教育集会所	榊原町10295番地1
香良洲	90	津市香良洲公民館	香良洲町1876番地1
	91	津市立香海中学校	香良洲町128番地
	92	井生公会所	一志町井生2691番地
一志	93	津市大井公民館	一志町大仰217番地1
	94	井関公会所	一志町井関1550番地
	95	津市波瀬ふれあい会館	一志町波瀬2232番地2
	96	室の口公民館	一志町波瀬6401番地8
	97	津市川合文化会館	一志町八太420番地4
	98	津市庄村集会所	一志町庄村244番地1
	99	津市高岡老人憩いの家	一志町高野1321番地1
	100	津市一志高岡公民館	一志町田尻605番地2
	101	津市一志体育館	一志町高野160番地728
	102	津市小山集会所	一志町小山401番地1
	103	虹が丘集会所	一志町虹が丘5番地7
白山	104	津市元取公民館	白山町城立305番地
	105	津市立家城小学校	白山町南家城647番地
	106	津市立川口小学校	白山町川口1991番地
	107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	白山町二本木1001番地253
	108	津市三ヶ野集会所	白山町三ヶ野2773番地1
	109	津市倭公民館	白山町中ノ村581番地
	110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	白山町八対野994番地1
	111	津市竹原多目的集会所	美杉町竹原2821番地
	112	津市美杉総合文化センター	美杉町八知5580番地2

美杉	113	津市太郎生多目的集会所	美杉町太郎生 2 1 2 0 番地
	114	下太郎生中農業集落多目的集会所	美杉町太郎生 4 4 7 3 番地 3
	115	津市伊勢地地域住民センター	美杉町石名原 1 6 8 1 番地
	116	津市八幡地域住民センター	美杉町奥津 1 2 8 8 番地 8
	117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	美杉町川上 3 3 7 2 番地
	118	津市丹生俣多目的集会所	美杉町丹生俣 1 3 6 0 番地 2
	119	津市多気地域住民センター	美杉町上多気 1 0 3 1 番地
	120	津市下之川地域住民センター	美杉町下之川 6 1 1 5 番地

津市選挙管理委員会告示第60号

平成31年4月7日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における津市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成31年3月29日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 開票の場所 | 津市安濃中央総合公園内体育館 |
| 2 | 開票の日時 | 平成31年4月7日 午後9時30分から |

津市選挙管理委員会告示第 6 1 号

平成 3 1 年 4 月 7 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 4 9 条の 7 による読み替え後の同令第 2 5 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

第1期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	須山 美智子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	本多 裕樹
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡本 祐次	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田中 悠介
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山口 悦子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	片岡 政志
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	生川 介彦	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	本多 裕樹
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡 静美	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	堀 太紀
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	須山 美智子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	近藤 優介
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡本 祐次	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	堀 太紀

第2期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	河戸 一	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長井 新治
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡 正久	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	森 和佳子
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	鈴木 捷功	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 和実
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	吉田 道明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	稲垣 典夫
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	河戸 和治	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野村 三枝
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡 正久	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	若林 伸幸
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	鈴木 捷功	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	稲垣 典夫
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長井 三喜夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 和実

第3期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 泰宏	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松谷 弘樹
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中村 徹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 孝弘
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	横山 均	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	新屋 吉隆
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤谷 弘一	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田中 康之
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	吉川 峯夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤川 圭司
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	駒田 勝巳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	加藤 勝博
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤谷 弘一	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	新屋 吉隆
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	橘 昌司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田中 康之

第4期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	不破 宗伸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小黒 誠仁
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	辻本 忠能	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	丹羽 敬二
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	西口 元祥	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	紀平 久樹
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	向出 和志	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	一志 泰
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	服部 勝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小黒 誠仁
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平井 龍治	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	紀平 久樹
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	服部 勝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	丹羽 敬二
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡林 隆志	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松本 公伸

第5期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大森 喜夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐野 隆之
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	飯柴 雅己	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	森 康浩
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	堤 保	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	正岡 隆文
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	横田 明人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長谷川 美穂子
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野田 喜男	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	豊田 法生
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	伊藤 一夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	横山 至伸
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	濱田 昌宏	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	森 康浩
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	紀平 信也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 久晃

三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

第 6 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	近藤 雅人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	豊住 和美
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	上野 豊	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	梅谷 暢子
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	川合 清	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	黒川 浩伸
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	伊藤 文夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	橋本 剛至
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山川 和雄	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 賢
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥山 龍也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 猛司
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	森本 勇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山口 かおり
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中島 久	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	橋本 知巳

第 7 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 恵津子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥野 昌也
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥田 満	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中山 隆司
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小津 守	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	内山 知紀
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	後藤 千春	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	黒川 凌平
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥田 卓良	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	濱村 章史
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 一幸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	吉村 裕美子
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 恵津子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	高橋 純也
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥田 満	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小津 充弘

第 8 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松井 博保	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 博之
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田中 久志	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥山 英樹
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	後藤 佳基	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 博之
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	竹内 栄喜	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥山 英樹
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松井 博保	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 博之
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	後藤 佳基	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥山 英樹
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	竹内 栄喜	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 博之
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田中 久志	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐野 栄志

第 9 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 哉也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長谷川 真里
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	橋本 忍	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中瀬 智広
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中西 毅	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	織田 しのぶ
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	池田 昌司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	谷川 玉枝
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 洋之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	廣瀬 みすず
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長谷川 好	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	木下 誠
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	喜田 史也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中瀬 智広
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	橋本 忍	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	織田 しのぶ

第 1 0 期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	鏡 二三男	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松永 邦彦
3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	垣外 昇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	櫻井 巨樹
4月1日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岸野 隆夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小畑 豊
4月2日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中山 忠之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	杉谷 義之
4月3日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岡田 郁子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	向田 早永
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大西 順子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小畑 豊
4月5日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	海住 克己	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	井上 博之
4月6日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 一正	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤田 千晃

三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

第 1 1 期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
４月４日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	渡邊 昇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	別所 賢一
４月５日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	渡邊 昇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	西 直人
４月６日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	渡邊 昇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小熊 信行

第 1 2 期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4月6日	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	大杉 弘子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	近藤 優介

津市選挙管理委員会告示第 6 2 号

平成 3 1 年 4 月 7 日執行の三重県議会議員選挙における津市開票区の開票立
会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選
挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 6 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

- 1 くじを行う場所 津市本庁舎 8 階大会議室 A
- 2 くじを行う日時 平成 3 1 年 4 月 4 日 午後 5 時 3 0 分

津市選挙管理委員会告示第 6 3 号

平成 3 1 年 4 月 7 日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 5 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

投票区	投票所名称	投票管理者		職務代理者	
		氏 名	住所	氏 名	住所
1	津市役所	小野寺 卓也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	別所 賢一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
2	津市立養正小学校	原田 浩治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉田 真実	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
3	津市相愛保育園	山村 武寛	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山本 昌孝	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4	津市立敬和小学校	西澤 幸生	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	木田 理仁	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
5	津市敬和公民館	家城 寛	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	澤井 智広	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
6	津市橋南会館	杉山 美紀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	米本 孝子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
7	津市阿漕塚記念館	西川 敦子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松尾 辰彦	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
8	津市立育生小学校	利藤 浩一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡田 定幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
9	津市立橋南中学校	岡林 洋子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	網本 正和	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
10	セントヨゼフ女子学園	辻岡 和也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤井 香里	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
11	津市橋南公民館	林 桂子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山副 一哉	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
12	津工会館	古市 和久	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	片山 織江	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
13	津市立新町小学校	鳶田 まり子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長谷川 拓也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
14	津市立西橋内中学校	片岡 伸介	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小菅 優斗士	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
15	三重大学附属幼稚園	中原 賢二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	家田 友紀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
16	三重県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	宮本 達也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	フォレスト 幹子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
17	津市立南立誠小学校	三浦 弘充	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	水谷 麻美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
18	津市アストプラザ	藤森 美穂子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	黒澤 優	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
19	津市津西会館	松永 智宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	畠山 和之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
20	津市立西が丘小学校	谷中 勝則	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	梅谷 暢子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
21	上浜団地集会所	山口 尚利	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田辺 隆志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
22	津市立北立誠幼稚園	谷本 聖美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	橋丸 大亮	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
23	旧雲出幼稚園	村田 智昭	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 健	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
24	津市城山会館	福岡 恵美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	加藤 充孝	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
25	津市南郊公民館	川北 江利子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 勝士	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
26	三重県工業研究所	木崎 彰	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 理絵	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
27	三重県立津高等技術学校	橋本 直樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 弘一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
28	津市立藤水小学校	井上 史郎	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	谷本 有司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
29	津市南が丘会館	川邊 純二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	源口 雅之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
30	津市立南が丘小学校	中村 光司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	柳原 雄樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
31	津市立神戸小学校	多門 伸浩	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	稲垣 由香	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
32	泉ヶ丘集会所	鈴木 美保子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 巧	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
33	旧片田幼稚園	田中 啓介	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山田 貴之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
34	津市立櫛形小学校	吉住 充弘	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	高須賀 弘平	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
35	津市立安東幼稚園	増田 繁樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	栗本 みどり	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
36	緑の街集会所	松本 邦子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 峰之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
37	三重県人権センター	濱田 耕二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤原 崇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
38	津市一身田公民館	後藤 伸幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	加藤 愛	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
39	豊野会館	永合 由典	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	立松 勇紀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
40	町屋会館	吉田 和司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	神田 典宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
41	津市栗真保育園	落合 勝利	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	スガイ 敦子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
42	津市白塚公民館	水谷 隆彦	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	納富 宏幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
43	津市白塚市民センター	川北 学	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小川 尚	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
44	白塚団地第2自治会集会所	酒井 亮	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	赤塚 直樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
45	津市立大里小学校	富田 正明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	草深 貴宣	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
46	津市高野尾転作促進技術研修所	伊藤 英明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 喬	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
47	津市豊が丘会館	西川 誠	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	東谷 竹雄	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
48	中別保公民館	内藤 清寿	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	村田 有香	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
49	津市立豊津小学校	大西 寛章	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山脇 由佳	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
50	津市立上野小学校	丹羽 敬二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	舟橋 裕子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
51	東千里公民館	高橋 豊人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	後藤 弘一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
52	津市立千里ヶ丘幼稚園	若林 麻衣子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	新山 雅人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
53	津市立黒田小学校	竹西 昭人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡田 拓也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
54	南黒田公民館	青 百合恵	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長井 秀文	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
55	三行地区農業構造改善センター	鈴木 たか子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野田 和正	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
56	津市芸濃総合文化センター	伊藤 和幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	才戸 めぐみ	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
57	津市立明幼稚園	小林 孝弘	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 康治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
58	旧安西小学校	青木 芳光	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	駒田 雅司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
59	津市雲林院福祉会館	吉川 雅徳	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	福島 奈津	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
60	津市落合の郷	蟻戸 孝明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	米津 裕司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
61	旧長野小学校	小川 幸則	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	澤岸 慎也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
62	津市立高宮公民館	不破 孝幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	樋口 雅大	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
63	旧辰水小学校	谷口 竜二郎	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	白山 貴子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
64	津市草生公民館	野田 遊喜	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	眞柄 隆史	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
65	津市村主公民館	紀平 浩司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 千穂	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

66	津市安濃公民館	小林 泰子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野口 真也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
67	津市明合幼稚園	奥山 英樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山川 晶子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
68	久居総合福祉会館	田口 芳裕	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岸江 典子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
69	津市立誠之小学校	小瀨 守	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	栗田 英俊	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
70	津市立成美小学校	谷口 弘明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	裏川 隆	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
71	津市立立成小学校	奥田 幸秀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	井上 真	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
72	久居さくらが丘集会所	山下 貴史	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	木佐貴 徹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
73	津市密柑山幼稚園	木田 実	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	森川 浩好	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
74	津市北部保育園	稲垣 正司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	淡島 智紀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
75	津市元町地区集会所	前川 尚貴	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐藤 圭太	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
76	津市須ヶ瀬構造改善センター	谷川 潤	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	紀平 篤史	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
77	木造区集会所	垣野 哲也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	浅見 寿明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
78	津市桃園情報センター	真田 貴之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長谷川 隆一	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
79	津市こべき保育園	橋本 剛至	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	関岡 宏幸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
80	津市立戸木小学校	松永 正春	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大井 清	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
81	津市七栗産業会館	岸江 一浩	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	谷口 大悟	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
82	津市立栗葉幼稚園	松井 誠	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小坂 明子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
83	一色公会所	渡邊 進	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小瀬 古 百恵	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
84	下稲葉公会所	中山 千春	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	的場 哲也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
85	上稲葉ふれあい会館	水野 浩哉	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	高岡 一聖	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
86	津市榊原農民研修所	山口 かおり	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大森 正義	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
87	津市下村教育集会所	藤巻 剛	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	木村 博友	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
88	寺野垣内集会所	長谷川 義記	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山本 涼介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
89	津市榊原上教育集会所	田中 賢秀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	裏川 太紀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
90	津市香良洲公民館	岩城 孝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	北山 良樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
91	津市立香海中学校	藤川 圭司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小野 真裕	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
92	井生公会所	秋山 晴美	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	町野 倫也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
93	津市大井公民館	成相 公洋	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤川 知樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
94	井関公会所	上川 恵子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	水井 悠介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
95	津市波瀬ふれあい会館	館 伸明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	神田 敦史	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
96	室の口公民館	中北 みのり	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前山 広重	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
97	津市川合文化会館	西 直人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小畑 豊	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
98	津市庄村集会所	高津 陽介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	稲垣 雅也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
99	津市高岡老人憩いの家	前田 賢	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野末 覚	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
100	津市一志高岡公民館	加賀 康介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	片田 正樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
101	津市一志体育館	上川 幸則	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	谷 泰徳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
102	津市小山集会所	谷川 玉枝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小津 哲也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
103	虹が丘集会所	徳井 孝文	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	伊藤 純子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
104	津市元取公民館	嶋田 浩幸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	熊崎 司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
105	津市立家城小学校	山下 潤子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	植松 久美子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
106	津市立川口小学校	中瀬 智広	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	廣瀬 みすず	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	岩脇 里司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野田 琢哉	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
108	津市三ヶ野集会所	瀬田 義久	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	飯田 泰正	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
109	津市倭公民館	大橋 律子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	堀川 義隆	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
110	津市ハツ山農村集落多目的共同利用施設	横山 幸司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岸岡 康成	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
111	津市竹原多目的集会所	木下 なつこ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	峯田 尚徳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
112	津市美杉総合文化センター	磯田 秀和	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大野 維佐子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
113	津市太郎生多目的集会所	井上 博之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	廣瀬 智也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	松本 巧也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松永 邦彦	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
115	津市伊勢地地域住民センター	溝口 咲子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	境 大伸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
116	津市八幡地域住民センター	藤田 千晃	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	石淵 誠人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	藤田 泰大	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐野 千奈	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
118	津市丹生保多目的集会所	木下 誠	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	瀧本 宏充	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
119	津市多気地域住民センター	海住 愛	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	櫻井 巨樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
120	津市下之川地域住民センター	鈴木 逸子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	向田 早永	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

津市選挙管理委員会告示第64号

平成31年4月7日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

平成31年3月29日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

第 1 期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4 月 3 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	堀 太紀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	福岡 捷太郎
4 月 5 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	堀 太紀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	近藤 優介

第 4 期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4 月 2 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	一志 泰	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 真二

第 6 期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3 月 3 1 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	梅谷 暢子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤巻 剛
4 月 1 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	黒川 浩伸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小瀬古 百恵
4 月 2 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	橋本 剛至	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	駒田 元彦

第 8 期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4 月 3 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 博之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	宮田 真伸
4 月 5 日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前田 博之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	宮田 真伸

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 27 日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第 1 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「。以下この表において「規則」という。」を削り、「部長、担当理事」を「部長、局長、担当理事」に、「）、担当参事」を「）、局次長、担当参事」に改め、「（規則第 4 条第 3 項に規定する室長をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。